

平成27年定例監査報告書

(平成26年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成27年定例監査（平成26年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成27年9月10日

東京都監査委員	山田忠昭
同	上野和彦
同	友渕宗治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第1	監 査 の 概 要	1
第2	監 査 の 結 果	2
第3	重 点 監 査 事 項	8
第4	東京都財務諸表等の監査	1 2
第5	監 査 の 結 果 (各局別)	2 3
	総 務 局	2 5
	財 務 局	2 6
	主 税 局	2 8
	生 活 文 化 局	4 2
	オリンピック・		
	パラリンピック準備局	4 7
	都 市 整 備 局	5 6
	環 境 局	6 8
	福 祉 保 健 局	7 2
	病 院 経 営 本 部	7 8
	産 業 労 働 局	8 4
	中 央 卸 売 市 場	9 3
	建 設 局	9 8
	港 湾 局	1 0 9
	交 通 局	1 1 2
	水 道 局	1 2 9
	下 水 道 局	1 3 7
	教 育 庁	1 4 7

第 1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項に基づき、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、平成 27 年定例監査を実施した。

2 監査の対象

平成 26 年度における都の事務及び事業の全般を対象とした。

あわせて、平成 26 年度東京都財務諸表の作成についても検証した。

3 監査の期間

平成 27 年 1 月 9 日（金）から同年 9 月 2 日（水）まで
局別の現地監査期間は、別表 1 のとおりである。

4 監査実施状況

全 28 局を対象として、表 1 のとおり、監査を実施した。

局別の現地監査場所は、別表 2 のとおりである。

(表 1) 監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	137	137	100%
事業所	737	301	40.8%
計	874	438	50.1%

5 監査の観点

合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表2のとおり、17局に対し、111件の指摘、4件の意見・要望を行った。

指摘事項の一覧は別表3のとおりである。

指摘金額は1億7,427万余円であり、このうち、経費の削減や収入漏れなどを指摘したものが5,990万余円である。

(表2) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

	局	指摘事項					意見 要望	合計	うち重点 監査事項	
		歳入	歳出	財産	その他	計			工事	局別
1	総務局				1	1	1	2	1	
2	財務局		1			1		1		
3	主税局	10				10		10		2
4	生活文化局		2		2	4		4	1	2
5	オリンピック・ パラリンピック準備局		1	1	1	3	3	6		5
6	都市整備局		6		2	8		8	1	
7	環境局		5			5		5		1
8	福祉保健局	4	3			7		7		2
9	病院経営本部	1	7			8		8		1
10	産業労働局		2			2		2		
11	中央卸売市場	1	1		1	3		3	1	
12	建設局	1	6		1	8		8	1	1
13	港湾局		1			1		1		1
14	交通局	8	3		1	12		12	1	
15	水道局		7		2	9		9		1
16	下水道局	2	4		1	7		7		2
17	教育庁	2	15	1	4	22		22		1
	計	29	64	2	16	111	4	115	6	19

2 主な指摘事例

(1) 工事の設計書作成のために構築したシステムを活用していなかったもの

都市整備局では、住宅建設事務所が起工する建築工事と設備工事の設計書作成のためにシステムを構築したが、建築工事ではシステムが運用されて以来、活用していなかった。

都市整備局では、東部住宅建設事務所と西部住宅建設事務所が起工する都営住宅の建築工事と設備工事の設計書作成のため、システムを構築し、平成13年度から運用している。

局は、積算における正確性を担保するため、本システムにより設計書の作成を行うこととしており、表計算ソフトの使用を認めていない。

しかしながら、このシステムによる設計書の作成状況について見たところ、各事務所とも建築工事では作成・修正作業が効率的であるとして表計算ソフトを用いて作成しており、システムについては運用されて以来、活用していなかった。

また、局はシステムの運用開始時を除き、具体的にシステムを使用するよう指導した実績はなく、各事務所がシステムを使用していないことを看過している状況となっていた。

そこで、事務所の実情を分析の上、システム改修の検討を行うなど、システムの活用について検討を求めた。

（2）復旧工事監督事務費の請求事務を速やかに行っていなかったのもの

復旧工事監督事務費は、工事しゅん功後、直ちに占有者に請求するものであるが、西多摩建設事務所と南多摩東部建設事務所では、長期間、事務手続を行っておらず、占有者への請求を行っていなかった。

道路占用工事に伴い道路を掘さくし、しゅん功後に道路を復旧する場合、占有者は復旧工事監督事務費を都に支払うこととなっている。

そのため、建設事務所は、占有者から工事しゅん功届を提出させ、しゅん功立会を実施後、直ちに復旧工事監督事務費を請求することとなっている。

しかしながら、西多摩建設事務所と南多摩東部建設事務所では、しゅん功から長期間経過しているにもかかわらず占有者からしゅん功届を徴していない事例や、合計で276万余円の復旧工事監督事務費について直ちに請求していない事例があった。

そこで、道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うよう求めた。

（３）乗務員等が現金を取り扱う場合の業務手順等を具体的に定めていなかったもの

バスの料金収入について乗務員等が現金を取り扱う事例が発生した場合に、事後に客観的な検証を行える仕組みとなっていなかったため、現金を漏れなく収入しているか確認できなかった。

交通局では、バスの料金収入の管理に当たって、乗客がバス車内の料金機に運賃を投入してから自動車営業所に設置してある精算機により回収し、金融機関に納めるまでの間、乗務員等が直接現金を取り扱わない仕組みとしている。しかし、

- ① 自動車営業所の車両係が料金機の点検及び故障修理を行ったとき
- ② 返金ボタンを使用したとき
- ③ その他収受した現金等に係る例外的な処理を行ったとき

など、やむを得ず乗務員等が現金を取り扱った場合に、事後に客観的な検証を行える仕組みとなっていなかったため、現金を漏れなく収入しているか確認できなかった。

そこで、乗務員等が現金を取り扱う場合の具体的な業務手順等を定めるよう求めた。

（4）都立学校の消防用設備について修繕等を行っていないかったもの

中部学校経営支援センターは、都立学校の消防用設備の定期点検で不備を指摘された屋内消火栓設備や防火設備について、修繕等を行っていないかった。

中部学校経営支援センターは、管轄する都立学校の消防用設備の定期点検の委託を数校ずつにまとめて契約している。定期点検は年2回実施され、結果報告書は、センターと点検を受けた学校の両方に提出されることになっている。

ところで、石神井特別支援学校では、平成26年8月と平成27年2月に消防用設備の定期点検が行われ、2回の点検ともに屋内消火栓設備と防火設備の不備を指摘された事項があったが、平成27年5月においても改善されていなかった。

この間の対応状況を確認したところ、学校は、センターに対して平成26年11月に指摘箇所の修繕を依頼していたものの、センターが改善に向けての処理を行っていないかった。そこで、不備のあった設備を速やかに改善するよう求めた。

（5）デジタル化した資料を有効活用していなかったもの

中央図書館は、業務委託により資料のデジタル化を行っているが、デジタル化した資料について、館内で閲覧できるようにしておらず、原資料の劣化・損傷の防止のために活用されていなかった。

中央図書館は、東京に関する郷土資料等の一部について、平成21年度以降、業務委託により資料をデジタル化し、公開用データ、高解像度の保存用データを作成している。公開用データについては、平成25年5月から「東京都立図書館デジタルアーカイブ」としてインターネット上で公開している。資料のデジタル化には平成26年度までに3,261万余円の委託費用を要している。

ところで、東京に関する郷土資料等の中には、可能な限り劣化の進行を防ぐ必要のある貴重資料や、紙質・利用状況によって劣化や損傷が進んでいるものが含まれている。

このため、デジタル化を行った資料については、原則として原資料ではなく、保存用データを館内において閲覧の用に供することで原資料の利用を減らし、劣化と損傷を防止することができる。

しかしながら、平成21年度以降にデジタル化してきた4,087件の資料について、館内で保存用データを閲覧できるようにしておらず、その原資料を1万4,230回、閲覧の用に供しており、デジタルデータが原資料の劣化・損傷の防止のために利用されていなかった。

そこで、デジタル化したデータを館内で閲覧できるようにするよう求めた。

第3 重点監査事項

1 工事契約に係る価格情報管理

(1) 目的

平成26年度に発覚した水道局職員による最低制限価格に係る情報漏えい事件を受け、工事契約に係る価格情報の管理に問題がないか確認するとともに、再発抑止の効果を及ぼすことを目的として、全庁を対象として重点的に監査を実施した。

(2) 監査の観点

契約手続、契約前における工事契約の最低制限価格等の情報管理は適切か

(3) 監査の方法

最低制限価格は、契約担当者が、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などに一定の掛け率を乗じて算定し、開札終了までの間、関係者以外の者に最低制限価格を知ることができないよう取り扱っている。

このため、最低制限価格と同様に、直接工事費等の積算情報についても、適切に管理する必要がある。

これらの情報管理について、次の着眼点により監査を実施した。

ア 設計・積算・起工情報は、関係者以外の者に閲覧を制限するなど適切に管理されているか

イ 指名業者選定委員会資料は、委員会終了後に処分するなど適切に取り扱われているか

ウ 最低制限価格等の発注情報は、関係者以外の者が知り得る状態にないよう厳格に管理されているか

(4) 監査の結果

工事契約を行っている19局205部・所について監査を実施した結果、工事契約に係る価格情報は概ね適切に管理されていたものの、電子ファイルの管理等について、是正・改善すべき事項が認められたので、6局に対し、6件の指摘を行った。

(5) 指摘の概要

表3のとおり、適切でない事例が認められた。

(表3) 指摘事例

概要	局	掲載頁
積算情報等の電子ファイルをネットワーク上の共有フォルダに保存していたため、関係者以外の職員が閲覧できる状況となっていたもの ○ 電子ファイルにパスワードを設定していなかったもの ○ フォルダのアクセス制限が課や係などの組織単位となっていたもの	総務局	指摘事項(1) P. 25
	都市整備局	指摘事項(1) P. 56
	中央卸売市場	指摘事項(3) P. 96
	建設局	指摘事項(1) P. 98
	交通局	指摘事項(1) P. 112
システムの起動パスワードが常時保存されていたため、作成された設計内訳書を関係者以外の職員が閲覧できる状況となっていたもの	生活文化局	指摘事項(3) P. 45
	中央卸売市場	指摘事項(3) P. 96

2 局別重点監査事項

重点監査事項として、次の項目を設定し、局ごとに重点監査事項と具体的なテーマを選定することとした。

平成27年定例監査局別重点監査事項

- 事業実施部門の外部委託
- 業務の内部統制
- 債権管理

監査の実施に当たっては、表4のとおり、16の局について、事業内容に応じて重点監査事項を選定し、具体的なテーマを設定した。

また、「事業実施部門の外部委託」を選定した局のうち、生活文化局、環境局、産業労働局、交通局、水道局及び下水道局については、財政援助団体が行っている業務等を対象として、表5のとおり、7団体に対して監査を実施した。

監査の結果、11局及び2団体に対し、16件の指摘、3件の意見・要望を行った。

(表4) 局別重点監査事項一覧

	局	選定した重点監査事項	テーマ	指摘等件数
1	財務局	業務の内部統制	電子調達システム	0
2	主税局	債権管理	都税の滞納整理について	2
3	生活文化局	事業実施部門の外部委託	アーツカウンシル東京について	2
4	オリンピック・パラリンピック準備局	事業実施部門の外部委託	若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営	指摘2 意見・要望3
5	都市整備局	事業実施部門の外部委託	都営住宅等の管理	0
6	環境局	事業実施部門の外部委託	造成させた基金を原資とする助成金交付事業	(注) 1
7	福祉保健局	債権管理	診療報酬請求業務	2
8	病院経営本部	業務の内部統制	診療報酬請求業務	1

(注) 団体に対する指摘あり

	局	選定した重点監査事項	テーマ	指摘等件数
9	産業労働局	事業実施部門の外部委託	造成させた基金を原資とする助成金交付事業	0
10	中央卸売市場	業務の内部統制	仲卸業者が納付する売上高割使用料	0
11	建設局	事業実施部門の外部委託	都営駐車場の管理	1
12	港湾局	事業実施部門の外部委託	客船ターミナルの管理	1
13	交通局	事業実施部門の外部委託	都営バス支所の管理	0
14	水道局	事業実施部門の外部委託	給水装置関連業務、多摩地区営業業務	1
15	下水道局	事業実施部門の外部委託	水再生センター保全管理業務	(注) 2
16	教育庁	債権管理	授業料に係る債権管理	1
	計			指摘 16 意見・要望 3

(注) 団体に対する指摘あり

(表5) 団体一覧

	団体	所管局	団体に業務を行わせている方法
1	公益財団法人東京都歴史文化財団	生活文化局	出えんによる基金の造成
2	公益財団法人東京都環境公社	環境局	出えんによる基金の造成
3	公益財団法人東京都中小企業振興公社	産業労働局	出えんによる基金の造成
4	株式会社はとバス	交通局	業務委託
5	株式会社PUC	水道局	業務委託
6	東京水道サービス株式会社	水道局	業務委託
7	東京都下水道サービス株式会社	下水道局	業務委託

第4 東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

平成26年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び15特別会計）の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 平成27年8月3日から同月5日まで
- ② 東京都財務諸表 平成27年8月24日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認

ア 「財産に関する調書」との突合

イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）

ウ 減価償却計算に関する検証（抽出による）

- (7) 決算整理手続の確認

不納欠損引当金、貸倒引当金、退職給与引当金及び賞与引当金について、計上額や算定の根拠となる計数を確認

- (8) 特異科目の検証

特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を検証

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、監査を実施した範囲において、東京都会計基準に準拠して作成されているものと認められる。

なお、建設仮勘定残高の中に、精算すべきであるにもかかわらず未精算のものが一部の局で認められた。今後、各局は建設仮勘定の残高を精査することが望まれる。

また、都では、法律により適正な処理が義務付けられているPCB廃棄物を局ごとに保管している。企業会計では、PCB廃棄物の処理費用について引当金を計上しているが、各局が、一般及び特別会計所管分として保管しているPCB廃棄物の処理費用についても、今後、引当金として計上することを検討すべきである。

(別表1) 局別実地監査期間

	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	平成27年5月18日から20日まで	
2	青少年・治安対策本部	平成27年5月18日、21日及び22日	
3	総務局(注)	平成27年5月18日から26日まで	
4	財務局	平成27年4月13日から16日まで	平成27年6月15日
5	主税局	平成27年2月4日から3月6日まで	平成27年6月15日及び16日
6	生活文化局	平成27年1月13日から2月16日まで	平成27年6月15日及び16日
7	オリンピック・パラリンピック準備局	平成27年5月29日から6月5日まで	
8	都市整備局	平成27年4月9日から27日まで	平成27年6月15日及び16日
9	環境局	平成27年4月10日から21日まで	平成27年6月15日
10	福祉保健局(注)	平成27年5月7日から28日まで	
11	病院経営本部	平成27年4月24日から5月29日まで	
12	産業労働局	平成27年5月14日から6月11日まで	
13	中央卸売市場	平成27年1月14日から30日まで	平成27年6月15日及び16日
14	建設局	平成27年2月13日から3月10日まで	平成27年6月16日
15	港湾局	平成27年4月9日から27日まで	平成27年6月15日及び16日
16	会計管理局	平成27年3月2日から5日まで	平成27年6月15日及び16日
17	東京消防庁	平成27年1月15日から30日まで	平成27年6月15日及び16日
18	交通局	平成27年4月10日から28日まで	
19	水道局	平成27年1月15日から2月17日まで	平成27年6月15日及び16日
20	下水道局	平成27年1月9日から2月9日まで	平成27年6月15日及び16日
21	教育庁(注)	平成27年4月22日から6月4日まで	
22	警視庁	平成27年4月10日から4月21日まで	平成27年6月15日及び16日
23	選挙管理委員会事務局	平成27年3月18日及び19日	平成27年6月15日
24	人事委員会事務局	平成27年3月5日	平成27年6月15日
25	監査事務局	平成27年3月11日	平成27年6月15日
26	労働委員会事務局	平成27年3月20日	
27	収用委員会事務局	平成27年3月13日	
28	議会局	平成27年3月3日及び4日	平成27年6月16日

(注) 三宅支庁管内の事業所は平成27年5月14日及び15日、小笠原支庁管内の事業所は平成27年5月26日、27日及び29日

(別表2) 局別実地監査場所

局		本庁の部		事業所	
1	政策企画局	総務部、調整部、計画部、外務部	4		
2	青少年・治安対策本部	総合対策部	1		
3	総務局	総務部、復興支援対策部、行政改革推進部、情報通信企画部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部	10	三宅支庁、小笠原支庁	2
4	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4		
5	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5	港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、都税総合事務センター	14
6	生活文化局	総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部	6	消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ	3
7	オリンピック・パラリンピック準備局	総務部、総合調整部、大会準備部、スポーツ推進部	4		
8	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部、基地対策部	8	第一市街地整備事務所（旧第一区画整理事務所、旧第二区画整理事務所及び旧再開発事務所）、第二市街地整備事務所（旧再開発事務所及び旧第二区画整理事務所）、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所	6
9	環境局	総務部、地球環境エネルギー部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5	多摩環境事務所	1
10	福祉保健局	総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部	9	広尾・荏原・北多摩・南多摩各看護専門学校、西多摩・南多摩・多摩立川・多摩府中各保健所、島しょ保健所三宅・小笠原各出張所、西多摩福祉事務所、東村山ナーシングホーム、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、北・多摩・江東・八王子・立川各児童相談所、女性相談センター、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター、健康安全研究センター、市場衛生検査所	29

	局名	本庁の部	事業所		
11	病院経営本部	経営企画部、サービス推進部	2	広尾・大塚・駒込・墨東・神経・松沢各病院、多摩総合医療センター、小児総合医療センター	8
12	産業労働局	総務部、商工部、金融部、金融監理部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7	農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、労働相談情報センター国分寺事務所、労働相談情報センター八王子事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校	17
13	中央卸売市場	管理部、事業部、新市場整備部	3	築地市場、食肉市場、大田市場、豊島市場、淀橋市場、足立市場、板橋市場、世田谷市場、北足立市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場	11
14	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7	第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	15
15	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5	東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所	3
16	会計管理局	管理部	1		
17	東京消防庁 (注1)	企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	8	消防学校、消防技術安全所 <u>京橋</u> ・高輪・ <u>品川</u> ・成城・四谷・ <u>新宿</u> ・小石川・本郷・日本堤・ <u>荒川</u> ・ <u>金町</u> ・葛西・立川・ <u>昭島</u> ・ <u>国分寺</u> ・西東京・ <u>青梅</u> ・奥多摩・ <u>石神井</u> 各消防署	21
18	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7	研修所、荒川電車営業所、総合指令所、新橋・馬喰・都庁前・大門各駅務管理所、大島・清澄各乗務管理所、小滝橋・早稲田・北・千住・江東・江戸川各自動車営業所、大島車両検修場、電気総合管理所、新宿線・大江戸線各電気管理所、発電事務所、木場保線管理所	21

(注1) 各消防署の監査については、下線の消防署を会場として集合監査を実施した。

	局名	本庁の部	事業所	
19	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部（桜丘庁舎含む）・北部各支所、港・文京・墨田・江戸川・荒川・世田谷（太子堂分室）・目黒・練馬・北各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、八王子・あきる野各給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、村山山口貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、三園・境・砧・長沢各浄水場、東部・西部各建設事務所	33
20	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、技術部（北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。）	8 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センター、東部スラッジプラント及び有明水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センター及び中野水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所	24
21	教育庁 （注2）	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、人事部、福利厚生部	6 多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、三宅出張所、教育相談センター、中央図書館、 <u>小松川</u> ・ <u>橘</u> ・ <u>稔ヶ丘</u> ・ <u>石神井</u> ・ <u>国分寺</u> ・ <u>砂川</u> ・ <u>江戸川</u> ・ <u>篠崎</u> ・ <u>豊島</u> ・ <u>練馬工業</u> ・ <u>調布南</u> ・ <u>府中工業</u> ・ <u>本所</u> ・ <u>深沢</u> ・ <u>五日市</u> ・ <u>西国</u> ・ <u>城東</u> ・ <u>園芸</u> ・ <u>狛江</u> ・ <u>東村山西</u> ・ <u>東村山</u> ・ <u>足立新田</u> ・ <u>荒川商業</u> ・ <u>世田谷泉</u> ・ <u>杉並工業</u> ・ <u>青梅総合</u> ・ <u>多摩</u> ・ <u>晴海総合</u> ・ <u>一橋</u> ・ <u>田柄</u> ・ <u>光丘</u> ・ <u>八王子桑志</u> ・ <u>翔陽</u> ・ <u>足立東</u> ・ <u>淵江</u> ・ <u>鷺宮</u> ・ <u>中野工業</u> ・ <u>瑞穂農芸</u> ・ <u>八王子拓真</u> ・ <u>松が谷</u> ・ <u>東久留米総合</u> ・ <u>久留米西</u> ・ <u>神津各高等学校</u> ・ <u>小石川</u> ・ <u>桜修館各中等教育学校</u> 、 <u>両国高等学校附属中学校</u> 、 <u>小平</u> ・ <u>七生</u> ・ <u>清瀬</u> ・ <u>墨東</u> ・ <u>大泉</u> ・ <u>王子</u> ・ <u>足立</u> ・ <u>石神井</u> ・ <u>田園調布</u> ・ <u>八王子</u> ・ <u>八王子東各特別支援学校</u> 、 <u>立川ろう学校</u> 、 <u>多摩桜の丘</u> ・ <u>久我山青光</u> ・ <u>武蔵台各学園</u>	69
22	警視庁 （注3）	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 <u>麴町警察署</u> 、 <u>神田警察署</u> 、 <u>月島警察署</u> 、 <u>麻布警察署</u> 、 <u>大井警察署</u> 、 <u>蒲田警察署</u> 、 <u>東京空港警察署</u> 、 <u>北沢警察署</u> 、 <u>牛込警察署</u> 、 <u>中野警察署</u> 、 <u>杉並警察署</u> 、 <u>富坂警察署</u> 、 <u>巣鴨警察署</u> 、 <u>浅草警察署</u> 、 <u>尾久警察署</u> 、 <u>向島警察署</u> 、 <u>葛西警察署</u> 、 <u>東大和警察署</u> 、 <u>調布警察署</u> 、 <u>福生警察署</u> 、 <u>南大沢警察署</u> 、 <u>滝野川警察署</u> 、 <u>板橋警察署</u> 、 <u>光が丘警察署</u>	24

（注2）各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。

（注3）各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

	局名	本庁の部	事業所
23	選挙管理委員会事務局		1
24	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2
25	監査事務局		1
26	労働委員会事務局		1
27	収用委員会事務局		1
28	議会局	管理部、議事部、調査部	3

※ 上記のほか、

- ・生活文化局については、公益財団法人東京都歴史文化財団
- ・環境局については、公益財団法人東京都環境公社
- ・産業労働局については、公益財団法人東京都中小企業振興公社
- ・交通局については、株式会社はとバス
- ・水道局については、株式会社PUC及び東京水道サービス株式会社
- ・下水道局については、東京都下水道サービス株式会社

に対する実地監査を行った。

(別表3) 指摘事項、意見・要望事項一覧

局名	No.	指摘事項等件名 (※は意見・要望事項)
総務局	1	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	2	※ (1) 災害対策用被服等の取扱いについて
財務局	3	(1) 単価契約の見込数量を適切に算定すべきもの
主税局	4	(1) 土地の評価について ア 路線価の付設を適正に行うべきもの
	5	イ 正面路線を適正に適用すべきもの
	6	(2) 同一画地の認定について ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	7	イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの
	8	(3) 土地の用途の認定について ア 必要な確認を行い土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	9	イ 複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行うべきもの
	10	(4) 固定資産税(償却資産)の課税を適正に行うべきもの
	11	(5) 還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合に口座振替の取扱いを確認すべきもの
	12	(6) 納税交渉を適切に行うべきもの
	13	(7) 納税交渉を効果的に行うべきもの
生活文化局	14	(1) 出えん金の適正な執行を確認すべきもの
	15	(2) 負担金の支出を適切に行うべきもの
	16	(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	17	(4) 有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう適正に管理すべきもの
オリンピック・パラリンピック準備局	18	(1) 物品の管理を適切に行うべきもの
	19	(2) 契約事務を適正に行うべきもの
	20	(1) 都の保有個人情報について ア 都の保有個人情報について適正に取り扱うよう指示すべきもの
	21	※ イ 利用者にわかりやすい個人情報保護制度の運用について
	22	※ (1) 広報活動を適切に行うことについて
	23	※ (2) 利用者アンケート、利用者懇談会について
都市整備局	24	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	25	(2) 都営住宅工事内訳書システムの活用について検討すべきもの
	26	(3) 測量委託について ア 単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの
	27	イ 単価契約の積算を適切に行うべきもの
	28	ウ 測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきもの
	29	(4) 補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの
	30	(5) 印刷請負契約を計画的に行うべきもの
	31	(6) 建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの

局名	No.	指摘事項等件名（※は意見・要望事項）
環境局	32	(1) 微量PCB廃棄物処理支援事業について申請審査業務を適切に行うべきもの
	33	(2) ダイオキシン類の測定委託における査察を適正に行うべきもの
	34	(3) 工事請負契約に係る検査事務を適正に行うべきもの
	35	(4) 測量委託契約事務を適正に行うべきもの
	36	(5) 契約事務手続を適正に行うべきもの
福祉 保健局	37	(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの
	38	(2) 適正な債権管理を行うべきもの
	39	(3) 適正な債権管理を行うべきもの
	40	(4) 分納に係る収納事務及び手続を適正に行うべきもの
	41	(5) 履行確認を適正に行うべきもの
	42	(6) 随意契約に係る事務を適正に行うべきもの
	43	(7) 医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行うべきもの
病院 経営本部	44	(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの
	45	(2) 各病院を適切に指導すべきもの
	46	(3) 工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの
	47	(4) 診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行うべきもの
	48	(5) 工事契約に係る事務手続を適正に行うべきもの
	49	(6) 物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの
	50	(7) 契約事務を適切に行うべきもの
	51	(8) 工事記録写真の撮影を適切に行うよう指導すべきもの
産業 労働局	52	(1) 委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内払下げに係る取扱いを適切に行うべきもの
	53	(2) 水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの
中央卸売 市場	54	(1) 滞納金の分割納付を認めるに当たり、完納に至る支払計画を徴取すべきもの
	55	(2) 作業委託契約を適切に実施すべきもの
	56	(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
建設局	57	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	58	(2) 都営駐車場の中規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行うべきもの
	59	(3) 道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うべきもの
	60	(4) 単価契約による道路維持補修工事等について ア 指示変更及び完了検査を適正に行うべきもの
	61	イ 指示及び完了検査を適正に行うべきもの
	62	ウ 交通誘導員に係る積算を適正に行うべきもの
	63	エ 緊急施工により実施すべきもの
	64	(5) 動物死体の一時保管場所からの回収について区に要請すべきもの
港湾局	65	(1) 施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの

局名	No.	指摘事項等件名（※は意見・要望事項）
交通局	66	(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの
	67	(2) バス事業の運賃収入の管理について ア 料金機の故障により取り出した現金の取扱いを明確に定めるべきもの
		イ 料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの
	68	イ 料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの
	69	ウ 料金機の修理の際に立会の記録を行うべきもの
	70	エ 料金機修繕等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの
	71	オ 返金ボタン使用時の返金理由を明確にすべきもの
	72	カ 現金の一括投入を行った事実を把握すべきもの
	73	(3) 1日乗車券の管理を適切に行うべきもの
	74	(4) 印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの
	75	(5) 依頼工事を計画的・効率的に施行すべきもの
	76	(6) 契約の相手方に対し契約内容を遵守するよう指導すべきもの
	77	(7) 監督及び検査を適正に行うべきもの
	水道局	78
79		(2) 委託契約を適切に行うべきもの
80		(3) 単価契約工事について ア 完了検査を適正に行うべきもの
		イ 許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの
81		イ 許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの
82		(4) 配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの
83		(5) インフレスライド条項による契約変更を適正に行うべきもの
84		(6) 工事請負契約に係る事務を適正に行うべきもの
85		(7) 浄水場等の機械・電気設備の保守業務委託に係る業務従事者の衛生管理について ア 衛生管理に係る事務手続を適正に行うべきもの
	イ 衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図るべきもの	
下水道局	87	(1) 水再生センター保全管理業務委託について ア 履行状況の検証結果を業務に的確に反映すべきもの
		イ 受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの
	88	イ 受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの
	89	(2) 承認工事に要する費用を適正に徴収すべきもの
	90	(3) 協定工事負担金の算定を適正に行うべきもの
	91	(4) 雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの
	92	(5) 下水道局研修業務委託契約の積算を見直すべきもの
93	(6) 薬品の管理を適正に行うべきもの	

局名	No.	指摘事項等件名（※は意見・要望事項）
教育庁	94	(1) 就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの
	95	(2) 実業意欲向上プログラムについて ア 会計事務規則に則り適正に会計処理を行うべきもの
		イ 次年度のプログラムへ向けた分析を行うよう各学校を指導すべきもの
	97	(3) 都立学校施設維持管理業務委託による修繕について ア 契約書に発注の仕組みを定めるべきもの
		イ 修繕完了日を定めた上で修繕依頼を行えるよう契約内容を変更すべきもの
	99	ウ 発注内容を文書により明確にした上で完了検査を行うよう契約内容を変更すべきもの
		100
	101	イ 補修等に係る公社の実績報告の内容について確認すべきもの
	102	(5) 粉じん計の取扱いについて見直すべきもの
	103	(6) 仕様書を適切に作成し、積算を適正に行い、履行確認を適正に行うべきもの
	104	(7) 農場管理委託契約を適正に行うべきもの
	105	(8) 契約手続を適切に行うべきもの
	106	(9) 契約を適切に行うとともに検査等を適正に行うべきもの
	107	(10) 高所作業において受託者を適切に監督するよう指導すべきもの
	108	(11) 消防用設備について、速やかに改善措置を講じるべきもの
	109	(12) 中央図書館における所蔵資料のデジタル化について ア デジタル化資料を館内で閲覧に供するべきもの
110		イ デジタル化資料の選定方針を定めるべきもの
111	(13) 物品を適切に管理するとともに、契約の履行確認を適正に行うべきもの	
112	(14) 都立学校公開講座の広報を適切に行うべきもの	
113	(15) 学校徴収金の未納督促及び支出管理の方法について ア 就学奨励費受給申告者に対し未納督促を行うべきもの	
	114	イ 学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの
115	(16) 学校徴収金（積立金）の個人別管理を適切に行うべきもの	

第5 監査の結果（各局別）

総 務 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

総合防災部では、各種工事について表計算ソフトを用い工事の設計内訳書を作成しており、設計を担当している係では、所属のネットワークハードディスク内に係で共有するフォルダを作成し、価格情報を含んだ積算内容が記録された電子データを保管している。

ところで、この電子データの管理状況について確認したところ、作成したフォルダには、パスワードを設定し係以外の者がアクセスできないよう制限しているものの、電子データにはパスワードが設定されておらず、当該工事の決定に直接関与しない係内の他の職員が、工事の積算内容について常時閲覧・印刷・保存等を行うことが可能な状態となっていた。

部は、価格情報に係るリスク低減の観点から、電子データの管理方法を検証し、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

(総合防災部)

2 意見・要望事項

(その他)

(1) 災害対策用被服等の取扱いについて

東京都は、東京都災害対策本部運営要綱（昭和38年東京都要綱）の規定に基づき、災害対策業務に従事する職員に災害対策用被服等（以下「被服等」という。）を着用させている。被服等は、東京都災害対策用被服等取扱い及び着用要領（昭和46年3月25日制定。以下「要領」という。）の定めるところにより、総務局長が、着用を義務付けた職員の状況に応じて、該当する職員へ貸与している。被服等の貸与に当たっては、各局長等からの要求に基づき、全庁での必要な数量を把握した上で、毎年度需給計画を作成している。

被服等の取扱事務は、要領により各局へ被服等取扱者を置いて、それぞれが責任をもって管理しているところであり、総合防災部では、各局の報告を要領で義務付けてはいないものの、平成24年度には局別情報を報告させていた。しかしながら、平成25年度及び平成26年度は報告を求めていなかったため、平成26年度末における被服等の全体状況を把握していないこととなっている。

部は、被服等の事務を総括する立場であり、それぞれの状況を把握し必要に応じて各局を指導していくことが求められることから、被服等の取扱いについて検討することが望まれる。

(総合防災部)

財 務 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 単価契約の見込数量を適切に算定すべきもの

財産運用部は、財産価格評価業務における情報収集を目的として、都内の不動産取引実例（売買・賃貸物件情報、戸別成約情報）をインターネットで検索できるサービスを利用するため、唯一の提供業者であるAと特命随意契約（契約件名：平成26年度不動産情報提供契約（単価契約）、推定総金額：57万2400円（支払実績額：41万4,720円）、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）を締結している。

平成26年度の契約内容は、表1の契約プランの基本料金と検索プラン250とを組み合わせ、表2のとおり、月当たりの検索数を300回までとした月額料金（3万2,000円）と、検索数が月300回を超えた場合の1回当たりの超過料金（120円）を定め、月々の実績に基づいた利用料金を支払うものとなっている。

ところで、この契約における検索数の実績を見たところ、表3のとおり、平成26年度の検索数は月当たり100回を超えたことはなく、月平均で約40回となっており、毎月、月額料金のみを支出していることが認められた。

このことについて、部は、過去の実績を踏まえ、月当たりの検索数を最大300回と算定したためとしている。

しかしながら、平成24年度及び平成25年度の実績を見ると、最大で月156回であり、月100回を超えているのは各年度2回ずつにとどまっている。この実績を踏まえると、同社が提供する検索サービスの料金プランのうち、基本料金と検索プラン50とを組み合わせ（月1万7,000円で100回まで検索可能）、検索数が月100回を超えた場合については超過料金（1回当たり150円）で対応する契約とした方が、検索数が100回以下の月の支払額が現行の契約よりも低減するため、年間支払額の節減が可能である。

従って、部が、月当たりの検索数を最大300回と算定して契約していることは適切でない。

この結果、仮に、表4のとおり試算すると、19万4,400円の不経済支出となっている。

部は、単価契約の見込数量を適切に算定されたい。

(財産運用部)

(表1) 検索サービスの契約プラン (抜粋)

基本料金 A (月当たり検索数 50 回まで)	追加プラン B			合計月額 (A+B)	超過料金
	名 称	追加検索数	月額単価		
12,000 円/月	検索プラン 50	50 回/月	5,000 円	17,000 円	150 円/回
	検索プラン 100	100 回/月	9,000 円	21,000 円	130 円/回
	検索プラン 250	250 回/月	20,000 円	32,000 円	120 円/回

(表2) 現在の契約内容

区 分	単 価	数 量	推定総金額 (税抜)
検索数月当たり 300 回まで	月額 32,000 円	12 箇月	384,000 円
月 300 回を超えた場合 1 回当たり	120 円	1,200 回 (見込)	144,000 円

(表3) 検索数の実績

(単位: 回)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
平成 26 年度	12	46	13	26	6	46	72	52	48	77	70	13	40.1
平成 25 年度	3	46	122	91	117	22	35	58	47	80	22	16	54.9
平成 24 年度	29	0	17	23	15	43	156	21	48	45	139	7	45.3

(表4) 不経済支出の試算 (平成 26 年度のケース)

区 分	内 訳
財務局契約実績 A	(月 32,000 円 + 消費税 2,560 円) × 12 箇月 = 414,720 円
監査事務局試算 B	(月 17,000 円 + 消費税 1,360 円) × 12 箇月 = 220,320 円
差引 A - B	194,400 円

主 税 局

1 指摘事項

(都税)

(1) 土地の評価について

東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領（昭和38年5月22日付38主課固発第174号）によると、固定資産税の課税客体となる土地は、評価の対象となる土地であり、土地の現況及び利用目的など土地の質的なものを表示するために評価の対象となる土地には地目を付する。

地目の認定は賦課期日である1月1日の現況及び利用目的により原則として一筆ごとに行うこととし、部分的に僅少の差異の存するときでも、土地全体としての利用状況を観察して認定する。ただし、一筆の土地が相当の規模で二以上の全く別個の用途に利用されているときは、これらの利用状況に応じて区分し、それぞれに地目を定める。

地目には宅地、田、畑、転用田・畑、池沼、山林、原野、鉄軌道用地、雑種地の9種類あり、雑種地は前8の地目のいずれにも該当しない土地である。

地目によって評価の方法が異なっており、宅地の評価は、原則として市街地宅地評価法により評点数を付設し、これに評点1点当たりの価額を乗じて評価額を求めることにより行う。

市街地宅地評価法により評点数を付設する概略は、主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定し、標準宅地について適正な時価を求め、これに基づいて当該標準宅地の沿接する街路について路線価を付設し、路線価を基礎として画地計算法を適用して宅地に評点数を付設するものである。

雑種地の評価は、宅地と同程度の状況と認められる土地については、宅地の評価に準ずることとなっている。

画地計算は路線価を基礎として、当該路線の影響を受ける各画地について、路線価にその画地の奥行、形状、地勢、利用上の法的制限等画地の現状に応じて求めた係数（以下「画地補正率」という。）を乗じて単位地積当たり評点を算出するものである。

各画地に影響を与える路線（路線価を適用すべき路線（以下「正面路線」という。))は、沿接する路線から選定する。

土地の評価は、原則として一筆の土地を単位として行うものとされているが、一筆の土地が二以上の地目に利用されている土地については、それぞれの地目ごとに測定した地積により、一筆の土地を分割して評価することとされている。また、画地の認定は、土地の評価の単位ごとに行うこととされている。

路線価の付設対象となる道路等は、客観的に道路と認められる形態を有するものに付設することとなっている。

ところで、世田谷都税事務所における土地の評価に基づく固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、図1の①の一筆の土地（565㎡）について、監査日（平成27.2.26）現在、次のとおり、土地の評価等が適正でないものが見受けられた。

その結果、表 1 のとおり、固定資産税・都市計画税 1 1 万 2, 3 2 2 円が課税不足となっている。

ア 路線価の付設を適正に行うべきもの

図 1 の路線乙は、②の部分まで路線価が付設されている。

しかしながら、現地を確認したところ、③の部分も②の部分と連続して舗装されて道路の形態を有しており、路線価を付設していないのは適正でない。

所は、路線価の付設を適正に行われたい。

(世田谷都税事務所)

イ 正面路線を適正に適用すべきもの

図 1 の①の一笔の土地の地目の認定は、土地の利用状況から路線甲に面した部分（図では網掛けで表示）を雑種地（224.52㎡）として認定し、その他の部分を宅地（340.48㎡）と認定している。

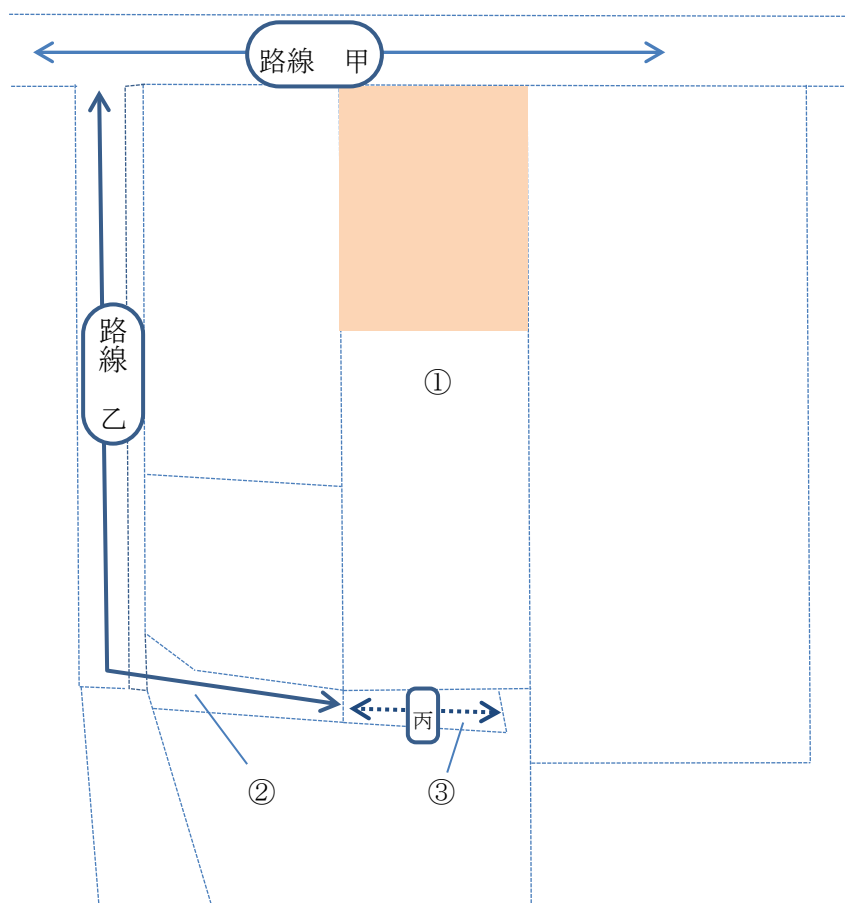
雑種地及び宅地の正面路線を確認したところ、雑種地の正面路線は路線乙、宅地の正面路線は路線甲となっていた。

しかしながら、雑種地は路線乙に沿接しておらず路線甲に沿接していることから正面路線を甲とすべきであり、宅地は路線甲に沿接しておらず路線乙とすべき丙に沿接していることから路線乙を正面路線とすべきである。

所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、評価を適正に行われたい。

(世田谷都税事務所)

(図1) 現況略図



(表1) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成22年度	396,785	425,186	△28,401
平成23年度	421,937	417,368	4,569
平成24年度	430,889	412,277	18,612
平成25年度	459,292	410,162	49,130
平成26年度	486,844	418,432	68,412
計	2,195,747	2,083,425	112,322

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
 地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(2) 同一画地の認定について

固定資産税及び都市計画税の課税は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第388条第1項に基づき総務大臣が定めている「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）及び都が定めている「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」（昭和38年5月22日付38主課固発第174号）（以下「固定資産評価基準」及び「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」を「基準等」という。）により評価した土地の価格を基礎にして行われる。

土地の評価は、これらの基準等により、原則として、土地（補充）課税台帳に登録された一筆の土地を一画地として評価すること（「一筆一画地の原則」）とされている。

しかし、複数の筆の周囲を塀等で囲うなどして、隣接する複数の筆が一体として利用されているときには、それぞれの筆を一画地として評価すると、結果として一体利用している土地全体の利用価値が土地の価格に適切に反映されず、土地相互間の評価の不均衡をもたらす場合がある。そのため、基準等では、隣接する二筆以上の土地について、その形状、利用状況等から見て、これらを合わせる必要がある場合においては、一体として利用されている土地全体を一画地として認定し評価することとしている。

また、固定資産税の減免については、納税者からの申請により法第367条、第702条の8第7項の規定に基づく東京都都税条例（昭和25年条例第56号。以下「条例」という。）第134条第1項、第188条の30の規定により知事が必要と認めた固定資産について行っており、小規模非住宅用地については、「小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱」（平成14年3月29日付13主税税第509号知事決定）に基づき、一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下の土地、小規模非住宅用地に係る納税義務者が個人又は資本金の額が1億円以下の法人、地目を宅地と認定している土地などの要件を満たした場合に減免される。

ところで、荒川都税事務所における固定資産税及び都市計画税の課税状況について見たところ、監査日（平成27. 2. 18）現在、次のとおり、その形状、利用状況等から見て一体として利用されていると認められる複数の筆を同一画地として認定し評価していないものが見受けられた。

ア 同一画地の認定を適正に行うべきもの

荒川区における図2の④（非住宅用地、342.71㎡）、⑤（非住宅用地250.64㎡）、⑥（非住宅用地283.86㎡）及び⑦（小規模住宅用地74.06㎡、非住宅用地74.05㎡）の四筆の土地及び、これら四筆の土地に所在する建物a、b、c、dの4棟は株式会社Aが所有しており、会社の事業の用に一体として利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。

また、同一画地と認定した場合、一画地の面積が400㎡を超過するため、小規模非住宅用地の減免を適用しているのは適正でない。

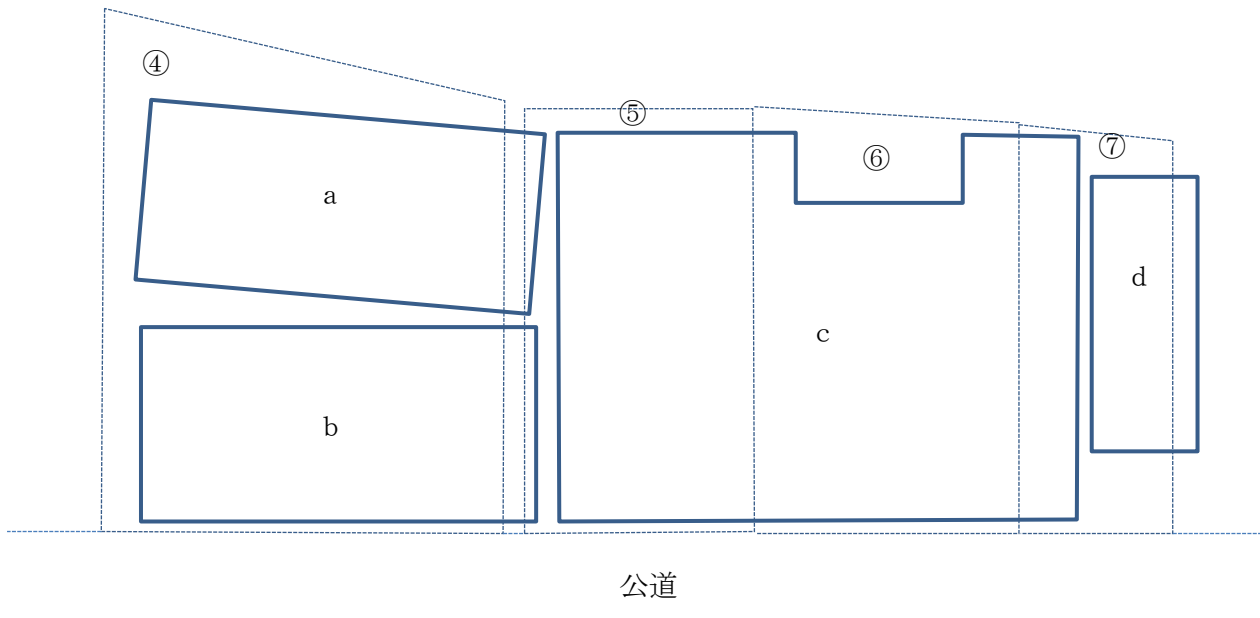
この結果、表2のとおり、固定資産税・都市計画税175万1,090円が課税不足とな

っている。

所は、同一画地の認定及び小規模非住宅用地に係る減免を適正に行われたい。

(荒川都税事務所)

(図2) 現況略図



(表2) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成22年度	2,449,178	2,093,528	355,650
平成23年度	2,426,026	2,075,028	350,998
平成24年度	2,404,225	2,055,270	348,955
平成25年度	2,394,722	2,047,159	347,563
平成26年度	2,396,978	2,049,054	347,924
計	12,071,129	10,320,039	1,751,090

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

イ 同一画地の認定を適正に行うべきもの

図3の⑧及び⑨の土地には診療所及び居宅として利用されている併用住宅eが所在しており、⑩の土地には専用住宅fが所在している。

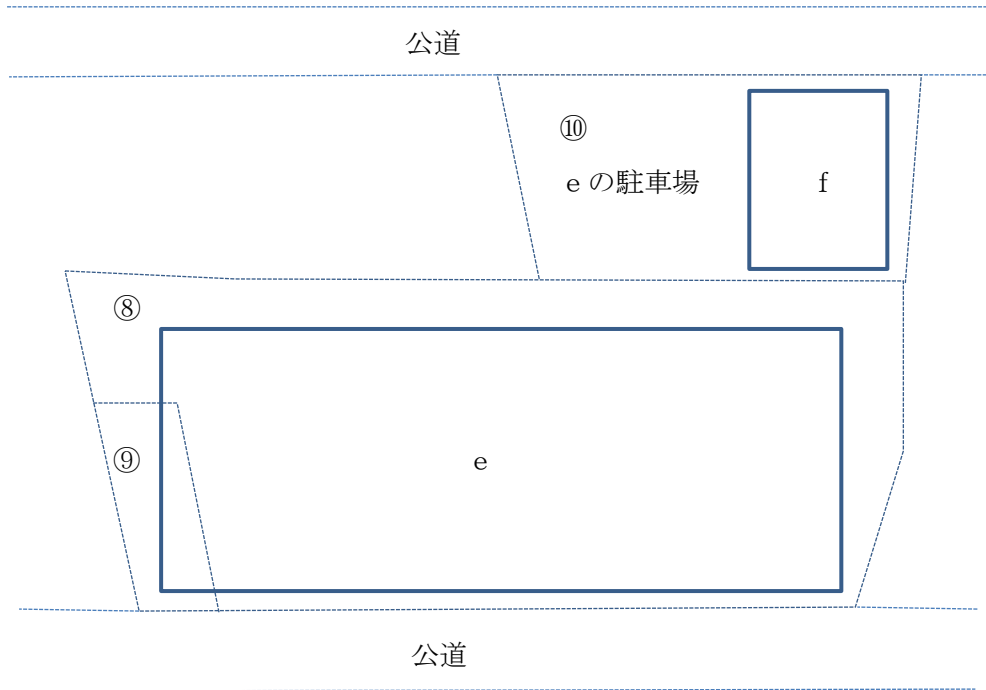
荒川都税事務所では、⑧(214.17㎡)、⑨(14.80㎡)及び⑩(24.13㎡)の土地を一体的に利用しているとして同一画地と認定している。

しかしながら、建物eとfでは所有者が異なり、利用の状況も併用住宅と専用住宅であるため、⑧、⑨及び⑩の土地が一体として利用されているとはいえ、同一画地として認定しているのは適正でない。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税5万18円が課税不足となっている。
 所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

(荒川都税事務所)

(図3) 現況略図



(表3) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成22年度	200,834	191,050	9,784
平成23年度	200,834	191,050	9,784
平成24年度	201,067	191,050	10,017
平成25年度	201,056	191,050	10,006
平成26年度	211,697	201,270	10,427
計	1,015,488	965,470	50,018

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
 地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(3) 土地の用途の認定について

固定資産税等の課税において、住宅用家屋の敷地、住宅用家屋の敷地と一体となっている庭や
 自家用駐車場等は、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2により「住宅用
 地」として認定され、業務用家屋の敷地、駐車場、資材置場、空地等は「非住宅用地」とされる。

住宅用地については、課税標準の特例措置により、例えば、一般住宅用地の場合には、固定資
 産税が1/3、都市計画税が2/3に軽減されるなど、認定の内容により税負担に差異が生じる
 ものであり、土地の所有者（所有者が自ら土地を利用していない場合でも同様）は、土地が所在

する区にある都税事務所（土地係）に対して、申告が必要となる事由が生じた年の翌年の1月31日までに申告しなければならない（地方税法第384条、東京都都税条例（昭和25年条例第56号）第136条の2・第136条の3）。

住宅用地の範囲は、専ら人の居住の用に供する家屋である専用住宅の場合、家屋の床面積の10倍までを限度に当該土地が住宅用地となる（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第52条の11第2項第1号）が、その一部を人の居住の用に供する家屋で当該家屋の床面積に対する人の居住の用に供する部分の床面積の割合（以下「居住部分の割合」という。）が4分の1以上である家屋の場合、土地の面積に当該家屋の種類及び居住部分の割合に応じた率を乗じて得た面積に相当する土地（敷地の面積がその上に存在する家屋の床面積の10倍を超えているときは、床面積の10倍の面積に当該家屋の種類及び居住部分の割合に応じた率を乗じて得た面積）が住宅用地となる（令第52条の11第2項第2号）。

ただし、一筆に住宅用地及び非住宅用地の用途が混在している場合には用途ごとに地積の認定を行うこととなる。

また、都税事務所としては、申告がなされなかった場合でも、土地課税台帳等の書類確認や現地調査により、毎年1月1日現在の土地の状況を把握し、利用実態に見合った認定を行い、課税する必要がある。

ところで、世田谷都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、次のとおり、土地の用途の認定が適正でないものが見受けられた。

ア 必要な確認を行い土地の用途の認定を適正に行うべきもの

世田谷都税事務所は、図4のとおりBが所有する二筆の土地⑪（1,377.95㎡）及び⑫（165.29㎡）について、⑪については住宅用地、⑫については構築物g及びhが事業用の材木置場となっていると認定し非住宅用地として認定している。

構築物について確認したところ、構築物gはすべてが事業用であり、構築物hは道路に面した一部が事業用でその他の部分が住宅用の物置として使用されていた。

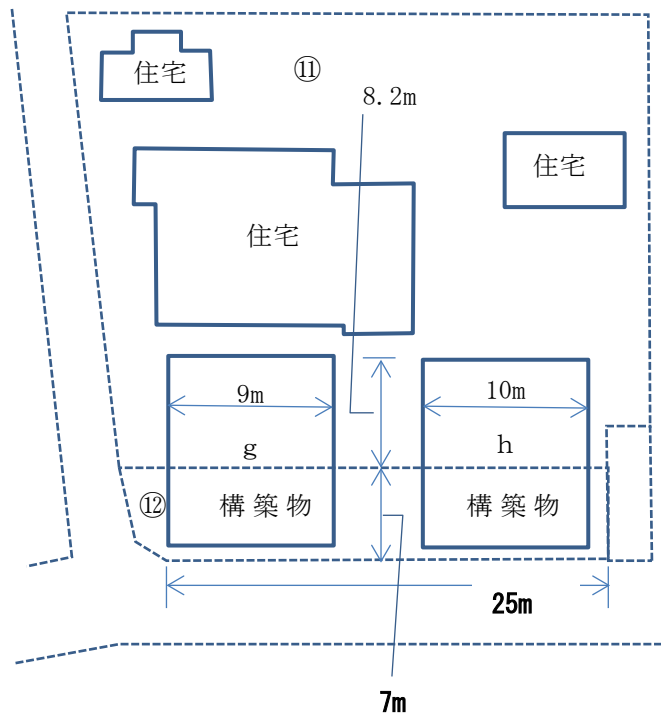
そのため、⑪の土地の一部には事業用構築物が所在するにもかかわらず、すべてを住宅用地として認定していること及び⑫の土地には一部居住の用に供している部分があるにもかかわらず、すべてを非住宅用地として認定していることは適正でない。

この結果、⑪の土地については、表4のとおり、固定資産税・都市計画税30万1,579円が課税不足となっており、⑫の土地については、表5のとおり、固定資産税・都市計画税31万81円が課税超過となっている。

所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、認定を適正に行われたい。

（世田谷都税事務所）

(図4) 現況略図



(注) 太数字は世田谷都税事務所が認定している間口・奥行の延長であり、細数字は航空写真により監査事務局が測定した延長である。

(表4) ⑪の土地に係る税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	1,559,269	1,493,083	66,186
平成23年度	1,555,356	1,493,083	62,273
平成24年度	1,551,030	1,491,526	59,504
平成25年度	1,549,474	1,490,956	58,518
平成26年度	1,623,275	1,568,177	55,098
計	7,838,404	7,536,825	301,579

(表5) ⑫の土地に係る税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差額
平成22年度	309,997	376,717	△66,720
平成23年度	304,461	368,244	△63,783
平成24年度	302,578	364,245	△61,667
平成25年度	300,661	361,312	△60,651
平成26年度	304,052	361,312	△57,260
計	1,521,749	1,831,830	△310,081

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
 地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

イ 複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行うべきもの

荒川都税事務所は、Cが所有する土地（233.98㎡）について、所在する家屋が専用住宅であるとみなして全部を住宅用地と認定している。

また、所は、家屋（昭和43年築）を1階が軽量鉄骨造（床面積114.18㎡）で工場と認定しており、2階が木造（床面積63.63㎡）で居宅及び事務所と認定している。

そこで、この土地の用途について見たところ、監査日現在、家屋の1階を含めて駐車場として利用されており、塀等に月極め駐車場と表示されていることから、当初認定時とは異なる利用状況となっていると推定できる状態であり、調査の上、必要に応じて用途の認定を見直すべき状況にある。

ところで、この家屋のように、1棟の家屋が軽量鉄骨造及び木造で構成されているような複合構造家屋の場合は、主要な構造に着目して家屋の構造を認定すべきであり、主要な構造は、その構造の面積が大きい部分による。この家屋は軽量鉄骨造と木造の複合構造家屋であり、軽量鉄骨造の床面積が木造の床面積よりも大きいことから、軽量鉄骨造として取り扱われることとなる。

昭和50年1月1日までに新築された併用住宅については、その構造及び面積によって、住宅用地と認定される面積が異なる取扱いとなっている。令第52条の11等によると、木造以外の併用住宅で、地上階数5以上を有する耐火建築物である家屋以外の場合で、居住部分の割合が4分の1以上2分の1未満の場合は、併用住宅の敷地の用に供されている土地のうち、その面積に0.5を乗じて得た面積が住宅用地と認定される。

そのため、この土地の認定については、調査の上、家屋を非木造の併用住宅として233.98㎡に0.5を乗じて得た面積を住宅用地及び非住宅用地と認定すべきであるにもかかわらず、233.98㎡全部を住宅用地と認定したままとしているのは適正でない。

この結果、表6のとおり、固定資産税・都市計画税55万1,779円が課税不足となっている。

所は、複合構造家屋が所在する土地の用途の認定を適正に行われたい。

(荒川都税事務所)

(表6) 税額正誤表

(単位：円)

年度	正税額	既税額	差 額
平成22年度	252,536	132,363	120,173
平成23年度	246,593	132,363	114,230
平成24年度	239,659	132,151	107,508
平成25年度	238,877	132,079	106,798
平成26年度	241,298	138,228	103,070
計	1,218,963	667,184	551,779

※金額は固定資産税及び都市計画税の合算
地方税法第17条の5に基づき更正できる期間について算定

(4) 固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの

償却資産に係る固定資産税は、納税義務者に申告義務を課し、毎年1月1日現在に当該事務所管内に所在する事業用資産について、償却資産を所有する者に課税するとしている（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第4号及び第383条）。また、免税点について課税標準となる額が150万円に満たない場合は課税することができないとしている（法第351条）。局は、「固定資産税（償却資産）申告の手引き」に、償却資産を共有している場合は、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、共有者全員の連名により申告するよう記載している。

ところで、北都税事務所における固定資産税（償却資産）の課税状況を見たところ、所では北区に所在する同一店舗において、美容業を事業種目とする二人の事業者から提出された平成26年度償却資産申告書に基づきそれぞれ課税標準額を算出している。その結果、両者とも課税標準額が免税点未満となるため、いずれにも課税されていない。

しかしながら、二人の事業者が所有する資産を連名による一つの申告とすることにより、表7のとおり、課税もれが防止できたものである。また、この状態は平成24年7月の開業時より継続しており、平成25年度、平成26年度両年について、同様に課税不足となっているのは適正でない。

所は固定資産税（償却資産）の課税を適正に行われたい。

(北都税事務所)

(表7) 税額正誤表

(単位：円)

年 度	正税額	既税額	差 額
平成25年度	39,600	0	39,600
平成26年度	30,100	0	30,100
計	69,700	0	69,700

(5) 還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合に口座振替の取扱いを確認すべきもの

都税総合事務センター（以下「センター」という。）還付管理課では、都税の納付において発生した過誤納金等の還付事務を行っている。還付は、5万円以下の場合にはゆうちょ銀行の振替払出証書を納税者に郵送することにより、また、5万円を超える場合は、納税者名義の口座への振込みにより行うことを原則としているが、固定資産税における口座振替用の口座や、法人事業税・個人事業税の還付用の口座など、納税者の口座の登録が行われている場合には、金額に関わらず口座への振込みにより行っている。

ところで、納税者Dについて、平成26年度固定資産税の2期（納期：平成26年9月30日）が重複して納付され、誤納金が1,417,000円発生したため、センターは、これを還付するため、平成27年1月9日に、固定資産税の口座振替用の口座に、振込処理を行った。その結果、口座名義人であるDの死亡（平成26年12月28日）により振込不能であることが、同年1月13日に、指定金融機関より報告された。

その後、センターは、Dの関係者と連絡をとり、当該口座からの振替えができず未納となっていた平成26年度固定資産税の3期（納期：平成27年1月5日）に充当する旨を伝え、同年2月6日、充当処理を行っている。

しかしながら、センターは、Dの死亡により口座が使用できないことを徴収部に連絡しておらず、その結果、平成26年度固定資産税の4期（納期：平成27年3月2日）につき、口座振替委託契約により、再度、口座振替処理が行われ、振替不能となっている。

徴収部は、「口座振替対応Q&A」により、納税義務者の関係者から納税義務者（口座名義人）が死亡したと連絡があった場合には、口座振替を停止し、納付書での納付を納税者に対し案内するため、口座振替の停止の連絡票を部に送付することとしていることから、センターにおいて口座名義人の死亡により振替えができないことを捕捉した場合も、同様に、センターは部に連絡をとり、部は口座振替の取扱いを確認する必要がある。

部は、センターが還付事務に当たり口座名義人の死亡を捕捉した場合にはセンターからの連絡を求めることとし、口座振替の取扱いを確認されたい。

(徴収部)

(重点監査事項)

(6) 納税交渉を適切に行うべきもの

宗教法人Eは、表8のとおり、不動産取得税、固定資産税281,300円を滞納している。Eは、固定資産税及び都市計画税等の賦課について疑義があるとし、平成22年8月13日に都に対し、審査請求を行っていたため、板橋都税事務所は、平成22年10月19日に電話催告、臨戸はしないこととしたとしている。

しかしながら、表9のとおり、審査請求が却下されたことを知った平成22年11月5日から平成24年6月21日まで交渉記録がなく、約1年8か月の間、交渉を行わなかったと認められることは適切でない。

所は、納税交渉を適切に行われたい。

(板橋都税事務所)

(表8) 滞納の状況

滞納者	宗教法人E
滞納税目	不動産取得税・固定資産税(土地・建物)
課税税目	同上
監査日より約1年前の本税滞納状況	261,300円
本税滞納額(監査日現在)	281,300円
本税滞納金額の最も古い調定時期(納期限)	不動産取得税:H21 固定資産税:H22
課税状況	固定資産税が毎年賦課されている。H26年度から建物のみ非課税。
納付状況	H26.11.24/2,000円
業態・特徴等	宗教法人

(表9) 交渉経過の概略

日付	経緯
H22.8.13	宗教法人Eが、都に対し審査請求を提起
H22.10.19	電話催告、臨戸はしないこととした。
H22.11.2	審査請求却下の裁決
H23.6.1	H23年度固定資産税の納税通知
H24.6.1	H24年度固定資産税の納税通知
H24.6.21	課税物件所在地を臨戸。表札なし。管理人不在で確認取れず。ドアをノックするが応答なし。電気は待機電力も回っておらず、メータは静止状態。人の気配なく、納税交渉断念。

(重点監査事項)

(7) 納税交渉を効果的に行うべきもの

法人Fは、新宿区と中央区に所有する不動産の固定資産税等の滞納があり、滞納状況は表10のとおりである。

新宿都税事務所は、平成21年10月19日に、法人事業税・都民税及び固定資産税の滞納金額を根拠として、新宿区及び中央区の不動産の差押えを行い、同年11月4日、差押えの根拠となった滞納金額(502万6,800円)が完納されたことから、差押えを解除した。

その後、所は、平成22年9月に滞納法人が新宿区の同不動産を売却しようとしていることを把握し、納税交渉を行った。

納税交渉において、所は、売却代金入金日後に固定資産税21年度分807万3,337円の滞納金額の全額を納付し、22年度分1期分の滞納金額322万5,200円を先日付小切手で納付することを約束させることで、新宿区及び中央区の不動産の差押えをしないこととしている。

この際、所は、

- ① この時点(平成22年9月)における、滞納金額は1,113万8,037円であること
- ② 平成21年11月の502万6,800円の納付後の納付実績は10か月間で140万円であること
- ③ 中央区の不動産については、毎年600万円程度の固定資産税が発生することから、この新宿区の不動産の売却に当たって最大限の徴収を試みるべきであった。

ところで、売却の際に差押えを行わない場合は、最大限納付可能な金額を確実に納付させるために、売却により法人に入る収入を聴取し、納付額を最大化するための納税交渉を行い、その納付を約束させる必要がある。

しかしながら、所はこの不動産(平成22年度固定資産税評価価格:土地2億7,600万余円、家屋1億9,900万余円)の売却予定価格、売却代金の抵当権者等に対する処分計画などを聴取しておらず、納付額を最大化するための納税交渉となっていない。

不動産売却後の納付状況を見ても、売却後直近の納付は10月に23万4,837円、11月に305万2,000円となっており、納税交渉での約束に沿った納付は行われていない。

所は、納税交渉を効果的に行われたい。

(新宿都税事務所)

(表 10) 滞納の状況

滞納者	法人F
滞納税目	固定資産税
課税税目	固定資産税（過去に自動車税・法人都民税（均等割・法人税割）、法人事業税の課税あり）
平成 26. 2. 1 の本税滞納状況	12, 563, 244 円
本税滞納額(監査日現在)	21, 665, 544 円 (平成 26 年度固定資産税は差押に伴い繰上徴収している。)
本税滞納金額の最も古い調定時期（納期限）	平成 24 年度 1 期（平成 24. 7. 2）
課税状況	年間約 6, 400, 000 円（平成 22 年度までは年間約 12, 800, 000 円）
納付状況	20 万～150 万の不定期分納 H23 年度 約 730 万円 H24 年度 約 1000 万円 H25 年度 約 200 万円
業態・特徴等	ビル賃貸業

生活文化局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 出えん金の適正な執行を確認すべきもの

文化振興部では、戦略的な文化の創造・発信等を目的に設置するアーツカウンシル東京に関して、公益財団法人東京都歴史文化財団と、平成24年4月1日にアーツカウンシル東京の運営に関する協定書を締結し、平成25年4月1日に締結した東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん契約書に基づき、平成25年度東京芸術文化創造発信助成事業の実施に係る出えん金を同財団に支出している（出えん金額：1億2,000万円、支払日：平成25.12.25）。

同出えん契約書第8条では、財団は、毎年度末日現在の助成事業の実施状況及び積立資産の収支状況について、事業実績等報告書により、毎年度終了後速やかに部に対し報告しなければならないとしている。同第9条では、財団は、部が積立資産及び助成事業に係る検査を求めた場合には、これに応じなければならないと規定しており、部は、帳簿その他の資料の提出を求め、検査するとしている。

ところで、平成25年度の事業実績等報告書を見たところ、表1、2のとおり、積立資産収支状況及び助成事業執行状況が添付されているほか、助成団体別の事業概要及び助成総額の内訳が添付された実績等が報告されているものの、財団が審査した個別の収支決算の内容等についての記載はなく、書面を見ただけでは助成事業及び執行額が適正であったのかどうかの確認を十分に行うことはできない状況であった。また、財団に対して検査を行っていないことが認められた。

部は、助成事業及び執行額が適正であるかを確認できる書類の提出を求め、必要により第9条の規定による検査を行うなど、出えん金の適正な執行を確認されたい。

(文化振興部)

(表1) 出えん金に係る東京芸術文化創造発信助成積立資産収支状況 (単位：円)

平成25年度 出えん金受高	取崩済額	今後取崩予定額	完了時残金 見込み額
120,000,000	67,296,900	50,250,000	2,453,100

(表2) 助成事業執行状況

(単位：円)

区分	当初交付 決定額 (注)	交付決定 (確定) 支払済額	今後取崩予定額			不用額	不用額説明
			概算 払額	今後支払 予定額	計		
都内	53,700,000	35,856,022	350,000	15,150,000	15,500,000	2,343,978	事業中止及 び事業費実 績減
海外	36,050,000	24,300,000	461,020	10,288,980	10,750,000	1,000,000	事業中止
共同制作	7,250,000	7,140,878	0	0	0	109,122	事業費実績 減
長期	24,000,000	0	0	24,000,000	24,000,000	0	
合計	121,000,000	67,296,900	811,020	49,438,980	50,250,000	3,453,100	

(注) 第Ⅰ期で事業の中止があったため、当初交付決定額は出せん金受高と一致しない。

(重点監査事項)

(2) 負担金の支出を適切に行うべきもの

文化振興部では、公益財団法人東京都歴史文化財団に対し、協定書に基づき、表3のとおりアーツカウンシル東京共同開催事業に係る負担金を支出している。財団は、部と協議し、各事業の実行委員会と協定を結び、実行委員会に対して負担金を支出している。

ところで、財団から提出された事業計画書を見たところ、表4のとおりであり、事業については概要のみ、負担予定額は金額のみが記載され、人件費等の経費の内訳が添付されていなかった。部は、負担金を支出する前に、別途財団から提出された各事業の実行委員会の事業計画書・予算書により必要な額であることを確認しているものの、財団へ負担金を支出する際の決定文書には、資金が必要となる時期を確認するための支払計画書等が添付されていなかった。

この結果、事業は、4月、10月、11月、2月と実施時期が離れているにもかかわらず、同負担金の支出は、7月（協定書1：平成26.7.10、協定書2：平成26.7.14）に一括払いとなっており、負担金として必要な額が、必要な時期に支払われているのかが不明確な状況となっている。

部は、負担金を支出する際に、事業計画書・予算書のみならず、支払計画書の提出を求めるなどして、負担金の支出を適切に行われたい。

(文化振興部)

(表3) 協定書

(単位：円)

協定書	事業名	協定期間	負担金額
協定書1	アーツカウンシル東京共同開催事業：六本木アートナイト及び東京発・伝統WA感動メイン公演事業	平成26.4.1～平成27.3.31	80,000,000
協定書2	アーツカウンシル東京共同開催事業：タレンツ・トーキョー事業	平成26.4.1～平成27.3.31	20,000,000

(表4) 事業計画書

(単位：円)

事業名	事業概要	実施予定時期	負担予定額
六本木アートナイト	生活の中でアートを楽しむという新しいライフスタイルの提案と、大都市東京における街づくりの先駆的なモデル創出を目的として開催する、六本木の街を舞台にした一夜限りのアートの饗宴。現代アート、デザイン、音楽、映像、パフォーマンス等の多様な作品を街なかに点在させ、非日常的な体験をつくりだす。	平成26年 4月	35,000,000
	六本木アートナイト開催中にシャトルバスを運行する。	平成26年 4月	6,000,000
	六本木アートナイト平成27年度準備分	平成27年 2月	15,000,000
東京発・伝統WA感動メイン公演	伝統芸能・文化の魅力を国内外へ発信するため、新たな観客層をターゲットに裾野拡大を目指すとともに、一流の実演家による本格的な公演を実施する。	平成26年 10月	24,000,000
		計	80,000,000
タレンツ・トーキョー	将来有望な若手映画作家を東京から世界に輩出することを目的として、ベルリン国際映画祭と提携し、映画監督やプロデューサーを目指すアジアの若者を集め、レクチャーや企画合評会を実施する。	平成26年 11月	20,000,000
		合計	100,000,000

(重点監査事項)

(その他)

(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

特に最低制限価格は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第18条の規定により、入札参加者に知られないように取り扱うものである。

総務部では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たっては、財務局から配布を受けた営繕積算システム（RIBC2）をインストールした2台のパソコン端末を職員6名で使用している。1台は担当者個人単独で使用するパソコンに積算システムがインストールされており、もう1台は係の共用のパソコンにシステムがインストールされている。

ところで、この積算システムの運用状況を見たところ、担当者個人単独で使用するパソコン及び係の共用のパソコンのいずれについても、積算システムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、積算システムを起動させる必要があるが、積算システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できてしまう状況にある。

このため、作成された設計内訳書を設計担当者以外の者が容易に閲覧できる状況となっているのは、適切でない。

部は、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

(総務部)

(4) 有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう適正に管理すべきもの

文化振興部は、東京空襲の史実を風化させることなく、平和が永く続くことを祈念するため、平成13年に東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑（以下「碑」という。）を都立横網町公園（以下「公園」という。）内に建設している。部は碑を良好な状態に維持するために、碑の保守点検等業務委託を締結し（契約相手：A、契約金額：23万9,112円、契約期間：平成26.7.17～平成27.3.13）、照明設備や除湿機等の点検を行わせている。

碑に附帯する装置の作動等に係る電気料については、公園の指定管理者が、公園全域の電気料の支払を行った上で、碑内に設置されている電力量計を確認し電気使用量を算定し、部に対して電気料の請求を行っている。

ところで、保守点検等業務委託の報告書を見たところ、碑内に部が設置している動力用電力量計が平成22年8月、電灯用電力量計が平成22年11月に有効期間を経過しているとの報告があった。

電力量計には、計量法（平成4年法律第51号）により、検定証印等の有効期間（以下「有効期間」という。）が定められており（表5参照）、有効期間満了後は、取引等における計量に使用することが認められていない。このため、料金（平成26年4月～12月分12万312円）を、期限切れの電力量計で計量し、算出しているのは適正でない。

部は、有効期間が満了している電力量計を使用することのないよう、適正に管理されたい。

（文化振興部）

（表5）有効期間

品 名	有効期間
電力量計	
イ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計（変成器とともに使用されるもの及びロ（2）に掲げるものを除く。）	10年
ロ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計のうち、次に掲げるもの	7年
（1） 定格一次電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの（定格一次電圧が300ボルトを超える変圧器とともに使用されるものを除く。）	
（2） 定格電流が20アンペア又は60アンペアのもの（電子式のものを除く。）	
（3） 電子式のもの（イ及び（1）に掲げるものを除く。）	
ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの	5年

※ 本表は、計量法施行令（平成5年政令第329号）別表第三（第12条、第18条関係）の抜粋である。

オリンピック・パラリンピック準備局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(財産)

(1) 物品の管理を適切に行うべきもの

スポーツ推進部（以下「部」という。）は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営について、「東京都体育施設条例」（平成元年東京都条例第109号）に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）で定める「指定管理者制度」を活用し、若洲シーサイドパークグループ（以下「指定管理者」という。）を指定している。指定管理者は、「若洲海浜公園ヨット訓練所業務内容及び管理運営の基準」第13により物品の購入及び廃棄等を行っている。

ところで、部は平成25年12月20日付けで指定管理者から、コンテナ2件及びバラック2件について使用に適さない旨の報告を受けたので、これらの物品について東京都物品管理規則（昭和39年3月31日規則第90号）第33条から第36条までの規定に基づき、平成26年3月12日付けで不用品へ組み替え、指定管理者へ平成26年3月26日付けで廃棄の指示を行った。

当該指示を受けて指定管理者は、平成26年3月にこれらの物品を廃棄した旨の連絡を部に行ったにもかかわらず、監査日（平成27.6.2）現在、部は不用品を台帳から削除していなかった。

部は、不用品を台帳から削除し、物品の管理を適切に行われたい。

(スポーツ推進部)

(歳出)

(2) 契約事務を適正に行うべきもの

東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会及び東京都は、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の招致に当たって、選手、役員等が生活をする場である選手村を中央区晴海に整備すると計画した立候補ファイルを、平成25年1月7日に国際オリンピック委員会（IOC）へ提出している。

大会準備部は、この計画に基づき、晴海地区を市街地再開発事業と位置付けて準備を進めているところであり、平成26年度については、晴海地区の基盤整備を検討するため、「晴海選手村計画に係る整備方針検討業務委託」（契約金額：777万6千円、契約期間：平成26.5.26～平成26.9.19、契約の相手方：A）を特命随意契約により締結している。

ところで、この契約の成果物である報告書について見たところ、①道路整備に関して、「平成26年10月6日」に警視庁と協議を行ったことが記載されているもの、②下水道施設整備に関する協議を下水道局と行った資料として「平成26年9月24日」と記載されているもの及び港湾局と行った資料として「平成26年11月18日」と記載されているものが認められた。

しかしながら、部は、契約の相手方から履行期限である「平成26年9月19日」付けで提出

された委託完了届を同日に受領しており、「平成26年9月25日」付けで検査を完了したとして調書を作成している。

部は、当該契約の履行結果は仕様の目的を果たしているとしているが、履行期限延長のための契約変更手続きを行わないまま、検査完了後に行った協議等の内容に基づいて、引き続き受託者に報告書を修正させているのは適正でない。

部は、契約事務を適正に行われたい。

(大会準備部)

2 指摘及び意見・要望事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 都の保有個人情報について

スポーツ推進部（以下「部」という。）に対して、若洲海浜公園ヨット訓練所（以下「所」という。）での指定管理者の個人情報の取扱いを確認したところ、ヨット教室等への参加申込みは、表1のとおり3通りの手段で行われ、①～④の4形態の個人情報を保有していることが確認できた。

(表1)

名称	媒体	収集手段	保管状況	記入方法
①受付票	紙	電話	所の鍵のかかる保管庫内（①及び②をファイリングし保管）	指定管理者が電話の内容を記入する。
②若洲ヨット教室申込書		FAX		FAXで受け付け、指定管理者が①へ転記する。
③WEB予約受付画面	電子データ	ホームページ	所内に設置した指定管理者所有のパソコンのハードディスク内（①をファイリングし、上記保管庫で保管）	受講希望者がホームページで入力した内容を指定管理者のパソコンで受信し、その内容を指定管理者が①へ転記する。
④お客様カード	紙	当日受付	所の鍵のかかる保管庫内（ファイリングし保管）	電話、FAX、ホームページによる申込者が、乗船日に来所し、受付の際に記入する。3枚複写で、1枚目（指定管理者において保管する。）、3枚目（領収書）にはダイレクトメールの送付の可否について確認する欄があり、この様式への記入により最新の情報を把握している。2枚目はヨット利用券で、利用者へ渡している。

都の公の施設を管理運営する指定管理者には、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）第9条、東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（平成3年3月26日付2情都個第26号。以下「通達」という。）第8条関係により、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる義務が課され、適正な情報管理体制を構築することが求められている。この場合、個人情報の適正な管理とは、情報を正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えい等の防止のため必要な措置を講じ、事業に使用しなくなったり文書の保存年限が終了したなどにより不要となった個人情報を速やかに消去又は廃棄することまでをいう。

そして、部は、若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営に関する基本協定（締結日：平成25年4月1日、協定期間：平成25年4月1日～平成32年3月31日）において定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」（以下「特記事項」という。）により、指定管理者が、ヨット教室への受講申込み等のように施設の利用等に関して取得した個人情報は、都の保有個人情報であるとしている。

以上を踏まえて指定管理者における保有個人情報の取扱状況を見てみると、以下の状況が見受けられた。

ア 都の保有個人情報について適正に取り扱うよう指示すべきもの

指定管理者は、表1の4形態の個人情報を保有しており、全てについて、業務の継続に必要で保管庫等の容量にも余裕があるという理由で、期限を設けず蓄積している。

ところで、受託者・指定管理者へ運営を行わせる場合には、通達において、その期間終了時に、都の保有個人情報に係る提供資料を都へ返還させるよう定められており、これを受けて、部も、特記事項第9条においてこの返還義務を定めている。

しかしながら、部は、指定管理者に対し、平成25年3月31日に前回の指定管理期間が終了した際、前回の指定管理期間中に収集した都の保有個人情報を都へ返還させず、監査日（平成27.6.2）現在、引き続き業務を継続するために必要であるとして、例外規定はないにもかかわらずそのまま保有させており、個人情報の管理上、適正ではない。

また、部によれば前回の指定管理期間中に収集した保有個人情報が必要な理由として、お客様カード（表1④）により保有個人情報を最新かつ正確なものとなるよう把握し、他の形態の個人情報（表1①～③）についても、申込みから乗船までの経過記録として保存することが必要なためであると主張する。

しかしながら、各形態の個人情報は、監査日（平成27.6.2）現在、受付日、乗船日ごとに綴られており、一人別ファイルとして整理されていないため、各個人別の乗船等の経緯を把握することが難しい状況にある。

部は、指定管理者が保有している都の保有個人情報について、適正に取り扱うよう指示されたい。

(スポーツ推進部)

イ 利用者にわかりやすい個人情報保護制度の運用について

指定管理者の作成するホームページでは、ヨット教室への参加申込画面において、指定管理者のグループ会社全体のセキュリティーポリシーが表示される。ここを表示させると、「当サイトでは、当サイトを通じてご提供いただいた皆様の個人情報（お名前・お電話番号・E-Mailアドレスなど）を適正に管理いたします。また、皆様から頂いた個人情報は、（１）ご本人の同意がある場合、（２）法令等に定めがある場合、（３）その他特別な理由のある場合を除き第三者に開示することはありません。当サイトまたは個人情報保護に関するお問い合わせはこちらまで（さらに表示させる必要がある。）お願いいたします。」と示される。

しかしながら、セキュリティーポリシーの（３）は、概括的で十分に説明されておらず、適切でない。さらに、このセキュリティーポリシーは、当該個人情報が都の保有個人情報となり、都の開示請求等の手続きが該当することを説明していない。従って、都への開示請求の手続き等についての案内がなく、利用者にとってわかりにくく適切でない。

本件施設は公の施設であることから、指定管理者が、利用者にわかりやすく個人情報保護制度を運用するよう、部が、指定管理者を適切に指導することが望まれる。

(スポーツ推進部)

3 意見・要望事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 広報活動を適切に行うことについて

スポーツ推進部（以下「部」という。）に対して、若洲海浜公園ヨット訓練所での、指定管理者（若洲シーサイドパークグループ）による広報活動の提案内容を確認したところ、平成24年度の指定管理者選定の際に提案された事業計画書概要には、施設の魅力ある情報を様々な広報媒体を組み合わせて積極的に発信したり、広報東京都、スポーツ施設窓口、公共交通機関、指定管理者所属グループのホームページ等での広報を行うと記載されている。

あわせて広報の状況を確認したところ、ツイッターの開設登録は平成25年1月であった。また、ツイッターでの発信件数は平成25年は138件であったが、平成26年度はテストを除き2件であり、フォロワーは366人となっている。

紙媒体の広報発信については、毎年度のヨット教室開催案内リーフレット（平成26年度3,000部発行）のみである。

その他の広報媒体への発信は、①広報東京都、②東京都ヨット連盟ホームページ（催事の案内から指定管理者の構成団体であるNPO法人マリンプレイス東京ホームページへリンクし、マリンプレイス東京ホームページにおいて若洲ヨット訓練所でのヨット教室や競技会等の案内が掲載されている。）、③江東区ホームページ（江東区立小中学校セーリング部活動記事）への掲載が認められた。

なお、リーフレットは近隣の東京夢の島マリーナ（東京都港湾局施設）、一部の東京都海上公園の管理事務所等（お台場海浜公園（管理事務所及びマリンハウス）、有明テニスの森公園（テニスのクラブハウス）、辰巳の森海浜公園、東京港野鳥公園（管理事務所及びネイチャーセンター）、若洲ゴルフリンクス）へ置いている。

その他の広報媒体については、平成25年度からの現行の指定管理期間中において、セーリング関係団体機関紙、公共交通機関での広報は1件もなかった。また、有明テニスの森公園テニス施設を除き、部が擁する東京体育館や駒沢オリンピック公園総合運動場などのスポーツ施設には、リーフレットを置いていない。

これらの状況は、平成24年度指定管理者選定の際の事業計画書において提案された項目の一部を実施しておらず、また、ツイッターの発信件数やスポーツ施設窓口での広報が積極的に実施されているとは言えない。若洲海浜公園ヨット訓練所の管理運営に関する基本協定第16条において、特段の事情により、指定期間の途中に選定時の提案書類の内容を変更しなければならない場合は、都と協議の上これを変更することとされているが、特段の事情はなく、協議も行われていない。

部は、指定管理者に対し、広報活動を適切に行うよう指導することが望まれる。

(スポーツ推進部)

(重点監査事項)

(その他)

(2) 利用者アンケート、利用者懇談会について

指定管理者は、表3のとおり5項目の質問からなる利用者アンケートを、ヨット訓練所を初めて利用する人だけを対象に実施しており、平成26年度の利用者アンケートの配布数は61件、回収率は100%となっている。

(表3)

項目	評価 (件数)				
	良かった	まあまあ だった	普通	あまり 良くない	悪かった
受付窓口の対応はいかがでしたか?	53	2	5	1	0
本日のヨット教室はいかがでしたか?					
内容はいかがでしたか?	38	20	2	1	0
ヨット訓練所やその周辺の手入れは いかがでしたか?	29	29	3	0	0
更衣室、トイレは気持ちよくお使い になられたでしょうか?	20	29	11	1	0
全体としてこの公園は快適に過ごせま したでしょうか?	40	15	2	0	0
このヨット訓練所で特別に良いところ、 悪いところがありましたらご記入くださ い。	・とても丁寧にわかりやすく教えて頂き、初めてでもヨットに乗れて楽しかった。 ・思ったより設備が新しく良かった。 など				

※ 自由記入欄は各項目にも設定されている。

部によれば、アンケート数が少ないことについて、常連の利用者については、年1回の利用者懇談会において各利用団体の代表者から意見を聴取し、日常的に意見を聴取しているため、アンケートを行っていないとしている。また、性別・年代について把握していないが、これについては性別・年代にかかわらず広く意見等を検討したいためとしている。

しかしながら、若洲海浜公園ヨット訓練所は、スポーツ等の普及振興を図るために設置されているのであるから、性別・年代別に施設の設備や運営面で普及の妨げになっている事項はないか確認することも必要である。また、常連の利用者であっても、満足していない面がある可能性もあるところ、日常的な意見についての記録はない。

たとえば、初級から上級までの教室を展開しているが、常連の利用者にとって満足できる内容

となっているのか等、質問項目を工夫するなどしてアンケートを行うこと、また、年代や性別等により評価を把握すること等を検討するよう、部は指定管理者を指導することが望まれる。

(スポーツ推進部)

都 市 整 備 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

工事の積算は、各部所の起工担当課で行われ、①土木工事については、土木工事設計システム、②建築工事は、システムによらず別途作成した表計算ソフトによる電子ファイル、③設備工事は都営住宅工事内訳書システムにより、「工事設計内訳書」（以下「設計書」という。）を作成している。また、最低制限価格の算定に当たり誤りがないよう直接工事費、共通仮設費等を取りまとめた「最低制限価格等算出基礎金額内訳書」（以下「算出書」という。）を別途作成し、契約担当課へ回付している。

「設計書」及び「算出書」の決定関与者への回付は紙により行われるが、その様式は、電子ファイルで作成されているため、各担当は、落札者決定までの間、厳格に管理する必要がある。

ところで、各部所において、作成時点から落札者決定までの期間における「設計書」及び「算出書」の電子ファイルの管理状況を見たところ、以下の状況が認められた。

ア 都営住宅経営部では、土木工事の「設計書」の電子ファイルを、課の共有ファイルサーバーのフォルダに保存している。「設計書」の電子ファイルはシステムにログインしてから閲覧することができるが、システムのログインパスワードが課内共通となっている。

イ 都営住宅経営部では、土木工事の「算出書」の電子ファイルを、課の共有ファイルサーバーのフォルダに保存しているが、電子ファイルにパスワード設定を行っていない。

ウ 西部住宅建設事務所では、建築工事の「設計書」の電子ファイルを、課の共有ファイルサーバーのフォルダに保存しているが、電子ファイルにパスワード設定を行っていない。

エ 東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所では、設備工事の「設計書」の電子ファイルを当該システムのサーバーに保存しているが、電子ファイルにパスワード設定を行っていない。

このように、いずれも同じ課内において、課の職員に限定するパスワードを設定しているが、当該工事の決定に直接関与しない職員も閲覧可能な状況となっており、適切でない。

これらの状況は、部及び所において、情報の流出によるリスク及び管理方法の検証を十分に行っていないことにより生じたものである。

部及び所は、価格情報に係るリスク低減の観点から、電子ファイルの管理方法を検証し、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

また、局における工事契約に係る価格情報管理を統括する総務部は、不適切な状況が複数の部所で見受けられたことを踏まえ、各部所に対し、必要な改善を行うよう指導を徹底されたい。

(総務部)

(都営住宅経営部)

(東部住宅建設事務所)

(西部住宅建設事務所)

(その他)

(2) 都営住宅工事内訳書システムの活用について検討すべきもの

局では、都営住宅の工事に係る工事設計内訳書（以下「設計書」という。）の作成に当たり、都営住宅工事内訳書システム（以下「システム」という。）を使用することとなっている。このシステムは、平成13年度から運用され、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所で起工する建築工事及び設備工事の設計書の作成に使用されるものである。

なお、当該システムに係る維持管理経費は表1のとおりである。

ところで、両所のシステムによる設計書の作成状況について見たところ、表2のとおり、建築工事に係る設計書の作成については、システムを使用せず、表計算ソフトのファイル（以下「表計算ファイル」という。）を用いて設計書を作成している状況が見受けられた。

システムを使用していない理由について、両所は、システムで設計書を作成する場合は、起工時に必要となる関係書類（以下「起工関係書類」という。）を別途計算して作成しなければならないのに対して、表計算ファイルで設計書を作成した場合は、起工関係書類も連動して計算・作成されるよう設定されており、工種が多い建築工事においては、作成及び修正作業が効率的であるとされている。

この状況について、システムを統括する総務部は、システムを構築した目的は積算における正確性の担保であり、表計算ファイルによる設計書の作成は、正確性が担保できないため認めていないとしている。

しかしながら、部は、システム運用開始時を除き、具体的にシステムを使用するよう指導した実績はなく、両所がシステムを使用していないことを看過している状況となっており、結果として、システムの建築工事の設計書作成に係る機能は、運用開始時以来使用されていない。

このため、部は、所の実情を分析の上、システム改修の検討を行うなど、積算における正確性の担保、事務の効率性及び経済性の観点からシステムの活用について検討する必要がある。

部は、都営住宅工事内訳書システムの活用について検討されたい。

(総務部)

(表1) システムの維持管理経費

(単位：円)

年度 (平成)	保守管理委託経費	プログラム 改善委託経費	サーバー等 賃貸借経費	計
24	5,143,944	2,394,000	2,608,200	10,146,144
25	6,482,897	2,803,500	2,500,680	11,787,077
26	7,321,902	1,869,480	2,446,920	11,638,302

(表2) システムによる設計書の作成状況

種別	年度 (平成)	東部住宅建設事務所		西部住宅建設事務所	
		工事件数	システム利用の有無	工事件数	システム利用の有無
建築工事	24	29	無	17	無
	25	29	無	19	無
	26	34	無	24	無
	計	92		60	
設備工事	24	139	有	88	有
	25	95	有	63	有
	26	87	有	48	有
	計	321		199	

(歳出)

(3) 測量委託について

第一市街地整備事務所は、区画整理事業及び再開発事業に係る測量業務について、表3のとおり委託契約（単価契約）により実施している。

この委託契約について見たところ、以下のとおり、改善を要する点が認められた。

(表3) 委託契約の状況

(単位:円)

項番	件名	契約期間	発注限度額	契約の相手方
1	補助第120号線及び墨田五丁目 代替地用地補足測量（単価契約）	平成26.4.1～ 平成27.3.31	6,114,770	A
2	測量（26目黒-1）（単価契約）	平成26.4.1～ 平成27.3.20	2,160,000	B

ア 単価契約の指示及び検査を適正に行うべきもの

旧第二区画整理事務所において実施した表3の項番1の契約及び旧再開発事務所において実施した項番2の契約について、所は、市街地整備部が管理する事業用地等の維持管理に関する単価契約工事・委託に適用するとされている「事業用地等維持管理（単価契約）実施要領」（平成20年9月、市街地整備部。以下「要領」という。）に基づき行っているとしている。

これらの契約の事務処理について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

(ア) 指示

要領では、単価契約の指示は、「指示記録簿」及び「施工内容確認申請書・指示書」の様式により行うこととしており、具体的な指示方法は次のとおりである。

a 所は、受託者に対し、指示内容（指示箇所、指示概要、指示期限等）を示す。

b 受託者は、「施工内容確認申請書」（工種、数量、金額、図面、設計書等の施工内容）を作成し、所に提出する。

c 所は、提出された「施工内容確認申請書」の内容を精査し、指示決定を行い、「指示書」により受託者へ指示内容を通知する。

この指示方法は、受託者に施工内容を申請させるなど、通常の単価契約と異なるものであるため、これを仕様書に明記することにより、指示系統を明確にし、適正かつ迅速な実施を図る必要があるが、

- ① 表3の両契約において、この指示方法が、仕様書に記載されていない
- ② 表3の項番2の契約では、この指示方法による指示は別途行うこととし、受託者に対し、任意の様式により指示を行い、予定される作業工種及び予定額を提出させ、主管課長の確認を行っているが、工種・指示金額及び指示期限の決定並びに受託者への通知を行わないまま作業させている
など、要領の求める事務処理となっていない。

(イ) 検査

仕様書第4条において、受託者は、測量が完了したときは、測量図その他必要図書又は報告書類（以下「関係書類」という。）を遅滞なく所に提出して検査を受けなければならないとされている。当該単価契約は、指示ごとに期限を示すものであり、指示ごとに検査を行う必要がある。

しかしながら、関係書類により測量等の履行状況について確認したところ、

- ① 表3の項番1の契約では、指示全10件中8件について、表4のとおり、指示前の履行又は履行遅延となっている
- ② 表3の項番2の契約では、任意様式により行った指示全17件（表5参照）について、表6のとおり、全指示の施工完了後に、一括して要領指定様式の「施工内容確認申請書・指示書」を平成26年4月10日付けで作成し、これに対応した完了届及び納品書（平成27年3月20日付け）により、平成27年3月27日に検査している
など、検査が適正に行われていない。

所は、単価契約の指示及び検査を適正に行われたい。

（第一市街地整備事務所）

(表4) 表3の項番1の契約の不適正事例

(単位:円)

指示番号	指示日	指示期限	検査日	関係書類による履行状況(注)	指示金額
2	平成 26.4.17	平成 26.5.15	平成 26.5.15	観測手簿：平成26.6.30、平成26.7.4 観測 復元図：平成26年6月測量 境界点復元図：平成26年6月測量	314,137
4	平成 26.5.21	平成 26.6.27	平成 26.6.27	簡易図：平成26年4月測量	329,815
5	平成 26.7.3	平成 26.7.31	平成 26.8.1	丈量図：平成26年10月測量 現況平面図：平成26年10月測量 復元図・多角点検測図：平成26年10月測量	500,577
6	平成 26.9.8	平成 26.10.3	平成 26.10.6	観測手簿：平成26.10.7、平成26.10.21 測量 網図：平成27年1月作成 用地平面図：平成27年1月作成	84,225
7	平成 26.11.5	平成 26.12.3	平成 26.12.5	観測手簿：平成26.9.29、平成26.9.30 観測 重ね図：平成26年9月測量 復元図：平成26年9月測量 土地登記簿調査票：平成26.10.10 調査 面積比較図：平成26年10月測量 丈量図：平成26年10月測量 土地境界図：平成27.2.19 測量 画像情報：平成27.2.16 撮影	715,453
8	平成 26.12.10	平成 26.12.25	平成 27.1.5	観測手簿：平成26.11.28 観測 重ね図：平成26年11月測量 画像情報：平成27.2.24 撮影	227,318
9	平成 27.2.4	平成 27.2.26	平成 27.3.2	使用多角点検測図：平成26年12月測量 観測手簿：平成26.12.22 観測 復元図：平成26年12月測量 座標リスト：平成27.1.19 測量 検討図：平成27年2月測量 「平成27.3.2 打合せ。借地面積調査後 面積の調整をする。」との記載あり。	102,329
10	平成 27.3.2	平成 27.3.13	平成 27.3.19	観測手簿：平成27.2.16 観測 網図（使用多角点検測図）： 平成26年10月測量 平成27年2月点検測量 現況平面図：平成27年2月測量 基準点点の記：平成27.2.16 作成	222,781

(注) 完了時に提出された測量図その他必要図書又は報告書類に記載されている測量等の履行日

(表5) 表3の項番2の契約の指示実績(任意様式による実際の指示)

(単位:円)

作業番号	実際の指示日	測量内容	受託者が提出した 予定額
1	平成 26. 4. 10	土地所在図・地積測量図の作成 2枚	12,000
2	平成 26. 4. 10	用地境界杭設置 2点	28,000
3	平成 26. 5. 2	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
4	平成 26. 5. 26	土地所在図・地積測量図の作成 7枚	42,000
5	平成 26. 6. 3	用地境界杭設置 5点	67,000
6	平成 26. 6. 30	用地境界杭設置 1点	14,000
7	平成 26. 8. 4	土地所在図・地積測量図の作成 5枚	30,000
8	平成 26. 8. 22	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
9	平成 26. 9. 19	用地境界杭設置 3点	39,000
10	平成 26. 12. 2	土地所在図・地積測量図の作成 2枚	12,000
11	平成 26. 12. 5	土地所在図・地積測量図の作成 2枚	12,000
12	平成 26. 12. 9	用地境界杭設置 2点	27,000
13	平成 26. 12. 26	土地所在図・地積測量図の作成 5枚	30,000
14	平成 27. 1. 29	用地境界杭設置 2点	28,000
15	平成 27. 2. 12	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
16	平成 27. 3. 6	土地所在図・地積測量図の作成 1枚	6,000
17	平成 27. 3. 16	用地境界杭設置 3点	41,000
計			406,000

(表6) 表5の指示を一括して作成した「施工内容確認申請書・指示書」

施工内容確認申請書	(主文)	下記の施工内容を別紙のとおり作成したので確認を申請します。
	件名	測量(26目黒-1)(単価契約)
	契約年月日	平成26年4月1日
	履行期限	平成27年3月20日
	施工箇所	目黒区目黒本町五丁目地内
	施工金額	406,000円
	備考	施工実施の指示内容 用地測量(用地境界杭設置・土地所在図・地積図等作成)1式
指示書	(主文)	上記の施工内容で実施することを指示する。
	指示番号	1
	指示日	平成26年4月10日
	指示期限	平成27年3月20日
	指示金額	406,000円

(注) 指示の内訳等については、別途「指示1内訳書」及び「数量表」が添付されている。

イ 単価契約の積算を適切に行うべきもの

要領において、積算は、「積算基準（調査・設計編）」（平成26年8月、都市整備局。以下「積算基準」という。）に基づき行うものとされている。

ところで、両契約の積算について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 諸経費

積算基準では、測定の委託料は、直接測量費（人件費等、材料費、機械経費、直接経費、技術管理費の合計）に諸経費（間接測量費、一般管理費等）を加えて測量作業費を積算するものとし、諸経費は、直接測量費ごとに求められた諸経費率（表7参照）を当該直接測量費に乗じて得た額とするとしている。

しかしながら、所は、積算基準には、測量委託を要領による単価契約で行う場合の諸経費の取扱いが明記されていないことから、表8のとおり、

- ① 表3の項番1の契約では、工種ごとの設計単価を直接測量費として取り扱い、諸経費率を求める
- ② 表3の項番2の契約では、当該契約の発注限度額を直接測量費として取り扱い、諸経費率を求め、その率を全工種に適用している

という取扱いをしており、いずれも積算基準に準じているとしているものの、これらの取扱いは、積算基準に照らして必ずしも適切であるとはいえず、結果として、合理的な理由がなく、事案によって諸経費率の求め方が異なっている状態となっている。

(イ) 単価設定

表3の項番2の契約を行っている旧再開発事務所では、実際の測量作業費用と積算額とが大きくかけ離れているとして、積算基準によらず、単位を見直した単価を設定し、積算している。この結果、表9のとおり、同一工種において、事案によって単価設定が異なっており、適切でない。

所は、単価契約の積算を適切に行われたい。

(第一市街地整備事務所)

(表7) 「積算基準（調査・設計編）」による諸経費率標準値

直接測量費	50万円以下	50万円を超え1億円以下	1億円を超えるもの
諸経費率	87.8%	算定式により求める。 (87.8~44.9%)	44.9%

(表8) 諸経費の取扱い状況

補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量(単価契約)【表3の項番1】			測量(26目黒-1)(単価契約)【表3の項番2】
工種	設計単価(円)	諸経費率(%)	当該契約の発注限度額200万円を諸経費率の直接測量費として扱って求めた79.5%を、全工種に適用している。
「4級水準測量」など	500,000以下	87.8	
現地測量	581,293	86.2	
横断測量	934,262	81.1	

(表9) 単価設定の状況(例)

工種	補助第120号線及び墨田五丁目代替地用地補足測量(単価契約)【表3の項番1】		測量(26目黒-1)(単価契約)【表3の項番2】	
	単位	設計単価(諸経費なし)	単位	設計単価(諸経費なし)
復元測量	千㎡	43,193円	点	7,585円
土地所在図・地積測量図作成	千㎡	5,730円	枚	3,360円

ウ 測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築すべきもの

これまでの指摘のとおり、区画整理事業及び再開発事業に係る測量委託を単価契約により実施する場合において、指示、検査及び積算について不適正事例等が発生している。

これらの要因は、次のとおりである。

- (ア) 指示方法や積算等の考え方や留意事項については、「事業用地等維持管理(単価契約)実施要領」(以下「要領」という。)の解説書である「事業用地等維持管理(単価契約)運用の手引き」(以下「手引き」という。)において詳細に解説されているが、諸経費形態が違うことから、測量委託にはこの手引きを適用しないとされており、測量委託に係る解説書がないこと
- (イ) 測量委託を要領による単価契約で行うことにより生じる積算上の問題点について、各所属がそれぞれの考えで、その解消を試みた結果、合理的な理由がないにもかかわらず、所属によって取扱いの差異が生じていること
- (ウ) 指示、検査及び積算に当たり、所内のチェック機能が十分に働いていないこと

また、積算については、両契約所管の第一市街地整備事務所に限らず、旧再開発事務所所管の事業を所管する第二市街地整備事務所においても同様の状況であるが、部は、これらの各所の実態及び不適正事例等を把握していない。

このため、部は、こうした実態を踏まえ、要領により当該測量委託を行うことの是非も含め

て測量委託の取扱いを整理し、測量委託の適正な執行に係る各所の内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築する必要がある。

部は、測量委託の適正な執行に係る内部牽制・統制が有効に機能する仕組みを構築されたい。
(市街地整備部)

(4) 補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、土地区画整理事業における建物等の補償、補償額の算定及び権利者に対する補償内容等の説明業務（以下「補償説明業務」という。）について、表10の委託契約により実施している。

ところで、旧第二区画整理事務所において実施した当該契約に係る補償説明業務の事務手続について確認したところ、以下のとおり、監査日（平成27.4.20）現在、一部において適正でない事例が認められた。

ア 補償説明に係る記録簿（以下「記録簿」という。）について、特記仕様書によれば履行期限までに提出することとなっている。また、部によれば記録簿には、原則、権利者へ直接接合を開始した時点から移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載することとしている。

しかしながら、表11のとおり、①移転補償契約を締結する時点までの交渉結果を記載した記録簿が作成されていない、②記録簿の提出が履行期限を超過している。

イ 補償説明業務を行う際の人数について、特記仕様書によれば2名以上としているが、記録簿を確認したところ、表12のとおり、権利者に対する説明を1名で行っている。

これらは所が、記録簿の作成及び補償説明業務の実施状況を十分確認しないまま、完了検査を合格としたことによるものである。

所は、補償説明業務委託に係る完了検査を適正に行われたい。

(第一市街地整備事務所)

(表10) 積算その他委託契約の一覧

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
積算その他委託契約その2（六町地区）	平成26.5.15～平成27.3.13	7,884,000
積算その他委託契約その4（六町地区）	平成26.5.29～平成27.3.13	8,748,000
積算その他委託契約その5（六町地区）	平成26.6.5～平成27.3.13	8,856,000
積算その他委託契約その6（六町地区）	平成26.6.12～平成27.3.13	8,748,000
積算その他委託契約その8（六町地区）	平成26.10.23～平成27.3.13	3,024,000

(表 1 1) 記録簿に関する不適正な事例

契 約 件 名	事 例
積算その他委託契約その 2 (六町地区)	・ 補償説明業務件数 2 9 件中、記録簿の未作成が 1 4 件であり、かつ記録簿の提出 (平成 27. 3. 17) が履行期限を超過 (平成 27. 3. 13) したものが 1 件
積算その他委託契約その 4 (六町地区)	・ 補償説明業務件数 2 4 件中、記録簿の未作成が 1 3 件
積算その他委託契約その 5 (六町地区)	・ 補償説明業務件数 3 8 件中、記録簿の記載が不明瞭かつ途中の交渉経過の記載がない記録簿が 5 件
積算その他委託契約その 6 (六町地区)	・ 補償説明件数 3 5 件中、記録簿の未作成が 4 件

(表 1 2) 補償説明業務に関する不適正な事例

契 約 件 名	事 例
積算その他委託契約その 2 (六町地区)	・ 補償説明業務件数 2 9 件中、権利者に対する説明を 1 名で行っている事例 1 2 件
積算その他委託契約その 6 (六町地区)	・ 補償説明業務件数 3 5 件中、権利者に対する説明を 1 名で行っている事例 1 件
積算その他委託契約その 8 (六町地区)	・ 補償説明業務件数 9 件中、権利者に対する説明を 1 名で行っている事例 4 件

(5) 印刷請負契約を計画的に行うべきもの

市街地建築部は、木造住宅及びビル・マンションの建物所有者が、耐震改修に当たり最適な工法を選択できるようにするための方策として、公募で収集した耐震工法から選定した事例集を作成し、展示会、ホームページ等で紹介して情報提供している。

事例集は、区市町村や関係団体と連携してイベント等を展開している夏及び冬の耐震キャンペーンに合わせて作成されているが、耐震工法の公募は毎年度行われていないため、公募が行われなかった年度は、前年度等に作成した事例集を増刷している。

一方、公募を行う年度は夏から秋に工法を募集、秋に選定、冬の耐震キャンペーン時に選定結果の公表及び新たに選定した工法の事例を入れた改訂版の事例集を作成している。

ところで、平成 2 6 年度の事例集の作成について見たところ、表 1 3 のとおり 3 回の印刷請負契約を行っている。この内容について確認したところ、項番 1 の契約は前年度版の増刷、項番 2 の契約は平成 2 6 年度に公募した工法事例を入れた改訂版の作成、項番 3 の契約は項番 2 の契約で作成した事例集の増刷となっていた。

このことについて部は、項番 2 については、耐震キャンペーンの一環である耐震改修工法等の展示会で配布する分を印刷し、それ以外のイベント等ではその残部及び旧版の残部で対応したとしている。

しかしながら、耐震キャンペーンは表 1 4 のとおり複数のイベントがあることから、項番 2 の契約時に今後の配布量を見込んだ上で、新規事例を入れた改訂版の印刷をすべきところ、これを行っておらず適切でない。

印刷物は作成部数や作成期間等により契約単価に影響するため、経費節減の観点から計画的に

契約を締結する必要がある。

部は、木造住宅及びビル・マンションの耐震化に係る事例集の印刷請負契約を計画的に行われたい。

(市街地建築部)

(表 1 3) 事例集の契約状況

(単位：円)

項番	契約日	履行期限	品名等	作成部数	予定単価	予定価格	契約単価	契約金額
1	平成 26. 7. 10	平成 26. 8. 15	「ビル・マンションの耐震化読本」パンフレット	4,000	90.0	360,000	70.0	280,000
			「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の実例紹介」パンフレット	4,000	90.0	360,000	64.5	258,000
			消費税及び地方消費税の額				57,600	43,040
			合計金額				777,600	581,040
2	平成 26. 12. 26	平成 27. 1. 16	「ビル・マンションの耐震化読本」パンフレット	500	280.0	140,000	308.0	154,000
			「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の実例紹介」パンフレット	500	275.0	137,500	245.0	122,500
			消費税及び地方消費税の額				22,200	22,120
			合計金額				299,700	298,620
3	平成 27. 2. 26	平成 27. 3. 27	「ビル・マンションの耐震化読本」パンフレット	2,500	150.0	375,000	116.0	290,000
			「安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の実例紹介」パンフレット	2,500	135.0	337,500	95.4	238,500
			消費税及び地方消費税の額				57,000	42,280
			合計金額				769,500	570,780

(表 1 4) 冬の耐震キャンペーンイベントの事例 (都主催分)

2015 耐震キャンペーン (平成 27. 1. 10~1. 22)		
イベント名	実施期間	定員(名)
耐震改修工法等展示会	平成 27. 1. 16~18	—
耐震フォーラム	平成 27. 1. 21	500
耐震化個別相談会	平成 27. 1. 21	55
体験バスツアー	平成 27. 1. 13	20
耐震改修事例見学会	平成 27. 1. 13、14	60

(注) 都主催以外に、各種協会、区市主催イベントがある。

(6) 建築物実態調査に係る事務手続を適正に行うべきもの

市街地建築部は、前年度に増築、改築及び改装等を行った建築物の工事实施額や着工建築物及び除却建築物の届出の実態を現地調査し住宅等行政の基礎資料を得ることを目的とした建築物実態調査を行っている。これは、国からの委託契約（委託料の限度額：376万5,000円、委託業務実施期間：平成26.7.23～平成27.1.16）による調査で、部はこの調査の実施に当たり「平成26年度建築物実態調査委託要綱」を定め、23区9市とそれぞれ委託契約を締結して行わせている。（委託金額：248万5,500円、履行期限：平成26.11.15）

この委託契約に係る事務手続について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 部は、「平成26年度建築物実態調査の委託について（依頼）」（26都市建企第496号）により事務手続の進め方を各区市へ通知しており、この通知の中で、各区市からの請求書の提出期限を平成26年11月の調査様式提出時としている。

しかしながら、

- ① 部は各区市への委託契約の支払手続を平成27年3月27日に行っており、各区市からは請求日が無記入の請求書を提出させ、部の担当者が支払時に合わせて同日の請求日を記入していること
- ② 支払手続が遅延したことにより、請求書の提出以降、長が交代となった区においては公印が押された請求書の差替えが必要となったこと
- ③ 2か月以上前に交代した前区長名の請求書で支払手続が行われていることが認められ、適正でない。

イ 部は、国に対して平成27年1月9日に完了報告書等を提出し、それに対し国からは平成27年1月14日に委託費の額の確定が通知されている。

国からの確定通知を受け、部は、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第27条に基づき納付書を直ちに会計管理者に送付しなければならないにもかかわらず、平成27年3月19日と事務手続が遅延しており適正でない。

部は、建築物実態調査に係る事務手続を適正に行われたい。

(市街地建築部)

環 境 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 微量PCB廃棄物処理支援事業について申請審査業務を適切に行うべきもの

資源循環推進部（以下「部」という。）は、都内の事業者等が保有する微量PCB廃棄物について、その処理等に係る費用の一部を助成している。

この助成事業を行うに当たっては、助成対象者が複数年にわたって助成対象事業に取り組む場合等への対応のため、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に資金を出えんし、助成金交付事業の原資とする基金を造成させるとともに、その管理や申請審査業務、助成金交付要綱の策定業務等について、「平成26年度東京都微量PCB廃棄物処理支援事業業務委託」（以下「業務委託契約」という。）を公社と締結し、履行させている。

ところで、業務委託契約で公社が作成することとされている「東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」では、微量PCB廃棄物の処理・運搬等を行う費用のうち、微量PCB廃棄物機器を運び出すために必要となる「搬出・搬入費」については、助成対象とならないと規定されている。

しかしながら、本助成事業の公社の審査業務等について見たところ、実査で確認した134件の申請の一部において、助成対象の運搬費の中に、助成対象外の「搬出・搬入費」に該当する積込費が含まれているもの（12件）や、「運搬費一式」との表記があり、助成対象外経費の積込費が含まれているか否かが不明なものが存在した。

これらは、申請書に添付する見積書等において、積込に要する費用についての記載方法に、申請者ごとに差異が生じていたにもかかわらず、これらの申請の審査業務において、公社が申請者への費用内訳の確認等を十分行わないまま助成対象としたものであり、適切ではない。

また、部は、公社の審査業務についての履行確認等において、不十分な審査であることが書面上から明らかであるにもかかわらず、この点について指示・指導等をしておらず、適切ではない。

公社は、本事業の申請審査業務を適切に行われたい。

部は、本事業の申請審査業務の履行確認及び公社への指導を適切に行われたい。

(資源循環推進部)

(公益財団法人東京都環境公社)

(歳出)

(2) ダイオキシン類の測定委託における査察を適正に行うべきもの

多摩環境事務所は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に基づき有害物質及びダイオキシン類等による多摩地区

の地下水等の汚染状況を把握するため、「土壌地下水汚染に係る検体の採取・分析委託（単価契約）」を、環境省の審査によるダイオキシン類環境測定調査受注資格を有するAと契約締結している（推定総金額：211万6,692円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）。

ところで、ダイオキシン類の環境測定を国内の外部機関や海外施設に委託する場合には、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」（平成22年3月31日改訂環境省指針。以下「指針」という。）に基づき、委託者は精度管理の観点から委託期間中に1回以上、受託者の品質管理システムや試料採取・管理、測定などの項目について立入による査察を行うこととしている。

しかしながら、この契約について見たところ、監査日（平成27.4.14）現在、所は委託者でありながら立入による査察を実施していないことが認められた。また、指針ではやむを得ず立入による査察が実施できない場合には、それに代えて審査する項目を提示し、対応する資料の提出及びその補足説明の聴取をもって代えることができるとしているが、所はこれら審査項目の提示等も行っておらず、適正でない。

所は、指針に基づき受託者に対する査察を適正に行われたい。

（多摩環境事務所）

（3）工事請負契約に係る検査事務を適正に行うべきもの

多摩環境事務所は、高尾ビジターセンターの改築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、表1のとおり工事請負契約を締結している。

これらの工事の検査事務について見たところ、以下の状況が認められた。

ア 機械設備工事及び電気設備工事について、所は、平成27年3月30日に高尾ビジターセンターにて現場における施工状況の検査を行っているが、平成27年3月31日付けの工事完了届には同日付けで所の監督員の受付印が押印されており、平成27年3月30日の検査を実施する前提となる工事完了届が確認できない。

また、東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲第175号。以下「検査規程」という。）によれば、検査完了後はその結果を速やかに検査調書により受注者に通知しなければならないこととなっている。しかしながら、所は、現場検査で工事の完了を確認し、検査の場にて修正等を指示した書類の修正等も既になされているとしながら、監査日（平成27.4.14）現在、検査員の押印がなく検査調書の作成を終えていない。

これらのことは、適正でない。

イ 改築工事の完了検査については、自然環境部が平成27年3月31日に高尾ビジターセンターにて現場における施工状況の検査を行っている。部は、この検査日において検査合格としながら、監査日（平成27.4.21）現在検査調書の作成を終えていない。

このことについて、部は、検査の際に確認した数量を後日容易に確認できるよう書類提出の指示を行っており書類が提出されていないためであるとしているが、この取扱いは検査規程によらないものであり、適正でない。

所及び部は、工事請負契約に係る検査事務を適正に行われたい。

(多摩環境事務所)

(自然環境部)

(表1) 高尾ビジターセンターの改築工事及び機械設備工事

契約件名	契約金額	契約締結日	工期	受注者
高尾ビジターセンター改築工事(その2)	156,729,600円	平成25.11.26	平成27.3.31	B
高尾ビジターセンター改築電気設備工事	16,117,200円	平成25.8.13	平成27.3.31	C
高尾ビジターセンター改築機械設備工事(その2)	12,171,600円	平成26.7.17	平成27.3.31	D

(4) 測量委託契約事務を適正に行うべきもの

多摩環境事務所は、山のふるさと村の法面測量をEに委託して実施した(契約金額:97万2,000円、契約日:平成26.12.8、履行期限:平成27.1.28)。

ところで、納品された報告書を見たところ、表2のとおり測量等の日付が契約日前及び履行期限後の日付となっていることが認められた。

所は、これらは受注者による日付の誤記入であるとしているが、仮に誤記入であったとしても、所は実際に測量等を行った日付を確認した上で訂正を求めることもしておらず、この報告書をもって検査完了としたことは、適正でない。

所は、測量委託契約事務を適正に行われたい。

(多摩環境事務所)

(表2) 報告書中測量日等が契約期間(平成26.12.8～平成27.1.28)内でないもの

報告書中の項目	書類名	測量日等(注)
4級基準点測量	観測手簿、トラバース計算、多角 点点の記	平成26.11.28、平成26.11.20、平 成26.11.30(平成26.11.27)
中心線測量	路線測量計算書、中心点点の記	平成26.11.26、平成26.12.1(平 成26.11.27)
縦断測量	水準成果、直接水準測量計算等	平成26.10.21、平成26.11.28
図面一式	平面図	平成27年3月

(注) ()内は、書類中測量作業写真内の作業掲示板に記載された日付である。

(5) 契約事務手続を適正に行うべきもの

自然環境部は、東京グリーンシップ・アクション(NPO、企業等の連携により保全地域の自然環境を保全する活動)で使用するため、「杭の買入れ」(契約金額:14万4,720円、契約日:平成26.8.25、履行期限:平成26.10.17)を、Fと随意契約している。

ところで、この契約の状況について見たところ、監査日(平成27.4.17)現在、未履行となっている。これについて、部は、契約締結後に購入が不要となったため履行を求めなかったとしているが、契約解除の事務手続を行っておらず、適正でない。

部は、契約事務手続を適正に行われたい。

(自然環境部)

福 祉 保 健 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳入)

(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会等（以下「基金等」という。）は、医療機関が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為（検査・投薬等）であると判断した場合、診療報酬点数を減点（以下「査定減」という。）している。

福祉保健局が所管する各療育センターでは、基金等から査定減の通知があった場合、各療育センターに設置している保険診療委員会（以下「委員会」という。）を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには請求理由（症状詳記）を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し再審査請求を行うこととしている。

再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」（昭和60年4月30日付保険発第40号 庁保険発第17号）によると、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のために、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。

ところで、府中療育センター（以下「センター」という。）において再審査請求に係る事務処理について見たところ、表1のとおり、委員会で再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが発生し、監査日（平成27. 5. 21）現在、未請求のものが23件にのぼることが認められた。

センターは、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行われたい。

（府中療育センター）

（表1）再審査請求未請求リスト

（単位：件）

査定減通知のあった月	4月	5月	6月	7月	9月	10月	合計
再審査請求決定件数 A	21	9	23	17	31	10	111
6か月以内請求件数 B	17	7	18	15	22	7	86
請求遅延件数 A - B = C	4	2	5	2	9	3	25
うち監査日現在、未請求	2	2	5	2	9	3	23

(重点監査事項)

(歳入)

(2) 適正な債権管理を行うべきもの

北療育医療センター（以下「センター」という。）では、患者の診療報酬、利用料、日用品費の債権管理を北療育医療センター滞納整理事務処理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき行っている。

マニュアルには、納期限を経過している滞納者について、債権管理台帳を作成すること、督促状を納付期限超過後20日以内に送付すること、債務者が無資力の状況に近い時などの支払延期の取扱いとして徴収猶予申請書を徴し、分割納入申請書を受理することなどが定められている。

ところで、債権管理状況を見たところ、表2のとおり、督促状の送付が行われていないなどの状況が認められた。

センターは、マニュアルに基づき適正な債権管理を行われたい。

(北療育医療センター)

(表2) 不適正な債権管理状況

(単位：件、円)

患者	請求件数	請求金額	事例
A	1	220	滞納者名簿無、債権管理台帳無、督促状送付無
B	11	27,300	債権管理台帳記載無、督促状送付無、分割納入計画書無
C	2	7,140	滞納者名簿無、債権管理台帳無、督促状送付無、徴収猶予申請書無(1件)、債権管理台帳記載無

(歳入)

(3) 適正な債権管理を行うべきもの

保健政策部(以下「部」という。)は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)及び東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例(昭和50年東京都条例第88号)に基づき被爆された方々等の福祉の増進を図ることを目的として、健康管理手当及び介護手当(以下「健康手当等」という。)の支給を行っているが、本人が死亡したことを把握するのが遅れた場合や他県へ転居した際など、健康手当等を誤って支給してしまうことがあり、その場合は本人もしくは遺族に返還請求を行っている。

返還請求に伴う債権回収に関しては、福祉保健局債権管理事務処理要綱及び福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル(以下「マニュアル等」という。)に基づき、債権管理事務を行っている。

マニュアル等では、納期限を経過している滞納者について、

- ① 督促状を納付期限超過後20日以内に発行すること
 - ② 督促状発行後1か月経過しても納付がない場合、催告書を発行すること
 - ③ 催告書発行後1か月経過しても納付がない場合、架電と臨戸を行うこと
- としている。

ところで、返還請求に伴う債権管理状況を見たところ、表3のとおり、督促状を送付するだけで催告書が送付されていないこと、また、住所が判明しているにもかかわらず臨戸による催告が行われていないことが認められた。

部は、マニュアル等に基づき適正な債権管理を行われたい。

(保健政策部)

(表3) 不適正な債権管理状況

(単位：円)

滞納者	請求金額	状況		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
D	642,200	H25.2.25 督促状送付	H25.9.27 戸籍確認 H26.2.18 督促状送付	H26.10.16 督促状送付
E	542,760	H24.8.22 督促状送付 H25.2.19 架電催告	H25.8.22 架電催告 H25.11.7 架電催告 H25.11.13 督促状送付 H26.2.18 架電催告	H26.10.16 督促状送付
F	33,570		H25.11.7 督促状送付 H26.2.12 督促状送付	H26.10.3 督促状送付 H26.11.20 督促状送付 (再送)
G	67,600	H24.8.22 督促状送付 H25.2.27 分割申請有	H25.4.11 督促状送付	
H	33,670	H24.8.22 督促状送付 H25.2.25 督促状送付		H26.10.16 督促状送付 H26.11.5 督促状送付 (再送)

(4) 分納に係る収納事務及び手続を適正に行うべきもの

看護専門学校は、東京都立看護専門学校条例（昭和52年東京都条例第78号）及び東京都立看護専門学校学則（昭和46年東京都規則第73号）に基づき学生から授業料を徴収している。

ところで、荏原看護専門学校（以下「学校」という。）において授業料の収納状況を見たところ、学校は、授業料の未納（13万2,850円）があった学生Iから平成26年度中に計3万6,425円の授業料を受け取っているにもかかわらず、この収納金を監査日（平成27.5.11）現在都の収入として収納していないことが認められた。

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）によれば収納金は即日指定金融機関に払い込まなければならないと定められており、これにより都の収入として収納されることとなる。

しかしながら学校は、収納金額が1期分の授業料に満たないことから払い込みができないものと誤認して収納金3万6,425円を学校保管としていたものであり、適正でない。

また、分納に際しては「福祉保健局滞納整理事務処理マニュアル 平成26年4月」（福祉保健局総務部企画計理課）によれば「分割納付申請書」等を徴することとなっているところ、分納誓約の旨、債権の表示及び債務者学生Iの署名押印のいずれもない任意様式の送金予定表しか徴しておらず、適正でない。

学校は、分納に係る収納事務及び手続を適正に行われたい。

(荏原看護専門学校)

(歳出)

(5) 履行確認を適正に行うべきもの

医療政策部では、「脳卒中普及啓発に係る車内広告の掲載」をJに委託している（契約金額：64万6,920円、契約日：平成26.11.27、履行期限：平成27.3.13）。

この契約は、脳卒中普及啓発ポスター（以下「ポスター」という。）について、都営地下鉄三田線、都営バス（千住、練馬及び江戸川各営業所分）、京王バス（八王子営業所分）及び東急バス（弦巻営業所分）の窓上等の車内広告スペースに1か月間（平成27.1.14～2.28のうちの1か月間）掲示する内容となっている。

部はこの履行確認のため、仕様書において、①電車にあつては行先表示幕、車両の車体番号及びポスターの掲出状況を、バスにあつては行先表示幕、車両ナンバー及びポスターの掲出状況の写真を撮影すること、②車内広告を掲出した会社に対し、仕様に定める期間及び枚数の掲出を行った旨が確認できる証明書等を収集することを定め、①については写真、②については原本の提出を受注者に求めている。

ところで、受注者から提出された書類を見たところ、①ポスター掲出写真はあるもののポスターが大写しになっており車両や路線の判別ができず、行先表示や車体番号等を撮影したものが無い、②掲出期間や掲出枚数等を確認した旨の書類は受注者の記名押印となっており、証明書の収集がなされていないなど、仕様に定める履行確認書類とはなっていないことが認められた。これらの提出書類以外に仕様に定めるポスター掲示がなされたことを確認できるものがないにもかかわらず、部は検査完了として契約代金を支払っており、適正でない。

部は、履行確認を適正に行われたい。

(医療政策部)

(6) 随意契約に係る事務を適正に行うべきもの

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第3号では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項及び第2項に規定するシルバー人材センター等から、普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約については、随意契約によることができると定められている。

また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。）第34条の4においては、令第167条の2第1項第3号による随意契約を締結する場合、契約を締結しようとするときは契約内容、相手方の決定方法、選定基準及び申込方法等を、契約を締結したときは契約の締結状況等を、それぞれ公表するものと定められている。

ところで、東村山ナーシングホームでは、構内で発生し集積した樹木枝葉等の収集及び処分について、Kシルバー人材センターと委託契約（契約金額：162万円、契約日：平成26.4.1、履行期限：平成27.3.31）を締結している。当該契約は、同号の規定に基づき随意契約によるとしているものであり、契約締結の前後に、規則に定められた事項の公表が必要となる。

しかしながら、東村山ナーシングホームは、契約締結後の情報は公表しているものの、契約締結前の情報は公表しておらず、適正でない。

東村山ナーシングホームは、随意契約に係る事務を適正に行われたい。

(東村山ナーシングホーム)

(7) 医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行うべきもの

医療政策部では、災害発生時初動期の医療救護に使用する医薬品及び資器材（以下「医薬品等」という。）一式を災害用救急医療資器材7点セット（以下「7点セット」という。）として、都内の備蓄倉庫2箇所を整備している。7点セット内の医薬品等については、東京都災害医療運営連絡会（注）において定められたそれぞれの耐用年数を備蓄年数の基準（以下「備蓄基準年数」という。）として使用期限切れにならないよう更新されている。

ところで、7点セット内の備蓄基準年数が到来する医薬品等の更新に係る買入れ契約（契約金額：1,381万1,148円、契約日：平成26.4.25、履行期限：平成26.6.30、受注者：L）において、納品された医薬品等の使用期限報告を見たところ、仕様書では、備蓄基準年数に対する残存使用期限が9/10以上あるものを納入するよう求めているにもかかわらず、表4及び表5のとおり、220品目中48品目（以下「48品目」という。）において残存使用期限が備蓄基準年数の9/10を満たしておらず、また、31品目（以下「31品目」という。）においては使用期限の記載がないことが認められた。

48品目について、部は、受注者からの「医薬品等の流過程において十分な使用期限を確保できない」との申出に対し、履行期限より2か月も早い段階で、残存使用期限が仕様を満たさないものの納品に合意している。しかしながら、使用期限が短くなればそれに応じて更新時期が早まるため、都にとって不利な納品となるにもかかわらず、部は、履行可能性の十分な追求、減価採用又は違約金徴収の検討をしておらず、適切でない。

また、部は、31品目について、酸素ボンベなど一部使用期限を有するものが含まれているにもかかわらず、31品目全てにおいて長期使用が可能であるとして、使用期限を報告させ仕様を満たしているかの確認を行わなかったことは、適切でない。

さらに、31品目の使用期限を確認することにより長期使用が可能であると判明した医薬品等については、使用可能期間を踏まえた発注時期に見直すべきである。

部は、7点セットの医薬品等の更新に伴う買入れ契約を適切に行われたい。

(医療政策部)

(注) 学識経験者、東京都医師会、東京都薬剤師会等で構成される会議。医薬品等については、使用期限の表示はされていても、備蓄年数の目安となる耐用年数は明らかになっていないものが多いため、医薬品等の備蓄を行うに当たり、当時の東京都災害医療運営連絡会において備蓄年数の基準として耐用年数を定めたものである。

(表4) 使用期限が仕様に満たない医薬品等 (48品目)

仕様で求める納品		使用期限報告に見る納品状況
備蓄 基準 年数	左記の9/10 の使用期限	医薬品等の品名 (使用期限)
2年	2016. 4	採尿バッグ (2015. 12)、舌圧子 (2016. 3)、血液型判定用抗血清抗A (2016. 2)、血液型判定用抗血清抗B (2015. 12)、血液型判定用抗血清Rh型判定用 (2015. 8)、フェノバール注 (2015. 12)、セフメタゾン (2015. 10)、マスキュラックス静注用 (2015. 11)、ディプリバン注 (2015. 7)、ネオシネジンコーワ静注 (2015. 12)、アダラートカプセル (2015. 12)、アミカシン (2015. 12)、L-ケフラルカプセル (2016. 1)、ケフラル細粒小児用 (2015. 12)、カタボンLow (2015. 10)、ヒビディール (2015. 12)、ソフラチュール (2016. 2)、50%ブドウ糖注 (2015. 12)、メイロン (2016. 3)
4年	2018. 2	綿棒 (2016. 12)、バストバンドS (2017. 2)、バストバンドL (2017. 3)、クラビクルバンド鎖骨骨折固定帯L (2017. 4)、クラビクルバンド鎖骨骨折固定帯M (2017. 3)、チュービグリップ足用 (2017. 3)、チュービグリップ手用 (2017. 3)、点滴用副子 (2016. 11)、マキロン (2017. 3)、タリビット眼軟膏 (2017. 8)、インテバン座薬 (2016. 7)
6年	2019. 11	蘇生セット滅菌ガーゼ (2017. 4)、創傷セット滅菌ガーゼ (2017. 4)、創傷セット三角巾 (2017. 4)、創傷セット網包帯3号 (2019. 1)、創傷セット網包帯4号 (2019. 1)、創傷セットタオル (2017. 2)、手術用セット (2017. 4)、熱傷セット滅菌ガーゼ (2017. 4)、熱傷セットタオル (2017. 2)、熱傷セット網包帯3号 (2019. 1)、熱傷セット網包帯4号 (2019. 1)、熱傷セット三角巾 (2017. 4)、アルフェンス2号 (2019. 2)、アルフェンス8号 (2019. 1)、アルフェンス10号 (2019. 2)、骨折セット三角巾 (2017. 4)、雑品セットタオル (2017. 2)、手術衣セット (2017. 4)
		(48品目に係る納品額) 2, 823, 692円

(表5) 使用期限の記載がない医薬品等 (31品目)

仕様で求める納品		使用期限報告に見る納品状況
備蓄 基準 年数	左記の9/10 の使用期限	医薬品等の品名 ※いずれも使用期限の記載がない
2年	2016. 4	経口エアウェイ、サクションコネクター、酸素ボンベ、止血帯、油紙、ビニールシート、輸血輸液セットアメゴム、血液型判定用紙、アルコール綿、サインペン、緊急医薬品セットアメゴム
4年	2018. 2	携帯用血圧計、聴診器、ジャクソンリリース、創傷セット眼帯、スポンジ付針金副子、マジックギプス、紙コップ、雑品セット眼帯
6年	2019. 11	足踏式吸引器、蘇生バッグ、蘇生セット包帯、汚物材料廃棄用タンク、綿球、熱傷セット包帯、骨折セット包帯、頸椎固定用具、サムスプリント、吸引器アダプター、ビニールシート、石鹼
		(31品目に係る納品額) 3, 245, 778円

病院経営本部

1 指摘事項

(重点監査事項)

(収入)

(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等（以下「基金等」という。）は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為（検査・投薬等）等であると判断した場合、診療報酬点数を減点（以下「査定減」という。）している。

都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療・DPC委員会（以下「委員会」という。）を開催し、請求内容に正当性があり、基金等の査定減の内容に納得できないと判断したときには請求理由（症状詳記）を添付した再審査請求書を作成し、基金等に対し、再審査請求を行うこととしている。

再審査請求は、「社会保険診療報酬支払基金に対する再審査の申出について」（昭和60年4月30日付保険発第40号 庁保険発第17号）によると、迅速な再審査処理と支払事務の円滑な実施のために、査定減の通知があったときからできる限り早期に行い、原則6か月以内を遵守するように努められたいとされている。

ところで、小児総合医療センターにおける査定減に係る再審査請求について見たところ、表1のとおり、委員会で再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が6か月を超えて遅延しているものが毎月発生し、監査日（平成27. 5. 26）現在、未請求のものが34件にのぼることが認められた。

病院は、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行われたい。

(小児総合医療センター)

(表1) 平成26年度の査定減に係る再審査請求の状況 (単位：件)

査定減通知のあった月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
再審査請求決定件数 A	31	35	28	37	28	30	32	221
6か月以内請求件数 B	27	34	25	0	23	22	12	143
請求遅延件数 A-B=C	4	1	3	37	5	8	20	78
うち監査日現在、未請求	2	1	3	4	2	4	18	34

(支出)

(2) 各病院を適切に指導すべきもの

多摩総合医療センター、小児総合医療センター及び松沢病院は、新鮮血液等の買入れ及び放射性医薬品の買入れについて、A及びBを各々の契約相手方として、病院ごとに特命随意契約（契約期間：平成26. 4. 1～平成27. 3. 31）を締結している。

ところで、旧衛生局が各病院あてに通知した①新鮮血液等の買入れについて（昭和62年3月

31日付61衛病開第653号)②放射性医薬品の買入れについて(昭和60年4月19日付60衛病開第41号)(以下「通知」という。)では、仕様書に必ず記載すべき事項を定めるとともに、病院ごとに購入品目に応じた必要事項を適宜追加することにより、仕様書を作成し、契約の適正な履行を確保するよう留意することとしている。

しかしながら、各病院の仕様書を見たところ、表2のとおり、通知で必須事項とされている①納入期限に係る条項、②新鮮血液について返品血液の納品を原則行わない旨の条項、③放射性医薬品の運搬・搬入について放射性医薬品製造規則等関係法令を厳守することなどの条項が漏れている事例が見受けられるなど、通知に基づき仕様書が作成されていない状況となっている。

これは、サービス推進部が、新鮮血液等や放射性医薬品の買入れに係る契約について、適正な仕様書に基づき契約を締結するよう各病院を指導していなかったことによるものである。

部は、各病院を適切に指導されたい。

(サービス推進部)

(表2)各病院仕様書における納入期限等の条項の記載状況

納入期限等の条項		多摩総合医療センター	小児総合医療センター	松沢病院
新鮮血液等	①納入期限	記載なし	記載なし	記載あり
	②返品血液	記載あり	記載なし	記載なし
放射性医薬品	①納入期限	記載あり	記載なし	記載なし
	③法令による運搬	記載あり	記載なし	記載なし

(3) 工事契約に係る事務手続等を適正に行うべきもの

広尾病院は、「女子更衣室トイレ床シートほか修繕工事」契約(契約金額:173万160円、契約期間:平成26.8.22~平成26.9.19。以下「修繕工事」という。)により、地下2階女子更衣室トイレの床シートを張り替えている。

また、「女子更衣室トイレ便器ほか改修工事」契約(契約金額:216万円、契約期間:平成26.10.10~平成26.11.5。以下「改修工事」という。)により、修繕工事と同じ箇所である地下2階女子更衣室トイレについて、便器の改修(和式から洋式への更新)を行っている。

ところで、この2件の契約について工事現場写真等の書類を確認したところ、修繕工事が完了した平成26年9月19日には便器の改修が終了しており、改修工事のうち女子更衣室トイレの便器の改修については、改修工事前の修繕工事の期間中に行われていたことが認められた。

しかしながら、改修工事の契約日は平成26年10月10日であり、契約締結前に受注者に改修工事を行わせたことは適正でない。

また、本件では、工程を踏まえれば一つの工事契約とすることも考えられ、その場合は諸経費等の積算額が縮減できることになる。

病院は、工事契約に係る事務手続を適正に行うとともに、工事工程等を考慮して契約されたい。

(広尾病院)

(4) 診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行うべきもの

各病院の診療材料委員会設置要綱によると、カテーテルや眼内レンズなどの診療材料は、診療材料委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て採用されたものを購入するが、採用されていない診療材料について診療上緊急に必要とし、委員会の開催まで待てない場合は、委員会の委員長の承認を得て購入し、使用することができる（以下「緊急使用」という。）とされている。

大塚病院において、平成26年4月及び5月の緊急使用に係る申請書及び診療材料の購入契約関係書類を見たところ、表3のとおり、使用日以後に承認を受け、契約を締結している事例が認められた。

これは、事前に緊急使用の申請を委員長に行わず、また、受注者に納品させた後、事後に契約手続を行ったものであり、適正でない。

緊急使用及び契約の手続を適正に運用している病院も他にあることから、病院内に緊急使用の申請を事前に行うよう周知徹底するとともに、申請のあったものについては速やかに契約手続を行うようにすれば、改善は可能である。

病院は、診療材料の緊急使用及び契約に係る手続を適正に行われたい。

(大塚病院)

(表3) 診療材料の緊急使用及び契約に係る手続の適正でない事例（平成26年4月～5月）

品名	緊急使用申請書上の日付		契約書類上の日付	
	承認日	使用日	契約日	納品日
オルフィスCVキット	平成26.4.5	平成26.4.3	平成26.5.21	平成26.5.30
親水性イレウスチューブ	平成26.4.7	平成26.4.5	平成26.6.25	平成26.6.30
サイトマックスⅡダブルルーメン胆管用生検ブラシ	平成26.4.20	平成26.4.14	平成26.6.25	平成26.6.30
親水性イレウスチューブ	日付不明	平成26.4.27	平成26.6.25	平成26.6.30
CREWGバルーンダイレーター	日付不明	平成26.5.1	平成26.5.21	平成26.5.30
Niti-S大腸用ステント	平成26.6.2	平成26.5.3	平成26.5.21	平成26.5.30
親水性イレウスチューブ	平成26.6.2	平成26.5.7	平成26.7.9	平成26.7.18
CREWGバルーンダイレーター	日付不明	平成26.5.14	平成26.5.21	平成26.5.30
オルフィスCVキット	平成26.6.2	平成26.5.16	平成26.6.25	平成26.6.30

(注) 日付不明は、承認印はあるが日付欄が空欄となっているもの。

(5) 工事契約に係る事務手続を適正に行うべきもの

大塚病院は、「当直室ドアテンキーロック設置工事」契約（契約金額：116万8,020円、契約期間：平成27.2.6～平成27.2.27）により、院内の当直室計12室についてテンキーロックの取付工事を行っている。

ところで、工事現場写真等の書類を確認したところ、実際にテンキーロックが取付けられたのは11室であり、1室については取付けが行われていないことが認められた。

しかしながら、病院は、取付けを行っていない1台分機器代金49,500円（税別）のほか、12台分の機器取付費（456,000円（税別））及びその他費用（31,500円（税別））のうち1台分を余分に支出しており適正でない。

病院は、工事契約に係る事務手続きを適正に行われたい。

（大塚病院）

(6) 物流管理業務委託に係る契約方法の見直しを検討すべきもの

地方自治法第234条第2項では、任意に特定の業者を選んで契約を締結する随意契約は、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに認められるものである。特に、随意契約のうち特定の1者のみを契約の相手方とする「特命随意契約」の場合は、競争を通じた契約選定の公正性や契約金額の妥当性の検証が期待できないことから、より慎重かつ厳正な運用が求められる。

病院経営本部は、医事業務など病院の業務委託契約について、高度に専門的な知識を要する業務委託及び履行不良が患者の診療・生命に影響する業務委託については、特命随意契約とすることも可能としている。また、特命随意契約となっている業務委託については、毎年度、業務の履行状況に関する評価を行い、評価結果が良好な受託者については、最長5年まで特命随意契約の継続を認め、5年経過時には競争入札により受託者を決定する運用（以下「5年ルール」という。）を行っている。

病院の業務委託契約のうち、診療材料等の供給・在庫管理及びその分析を行う物流管理業務委託については、特命随意契約ができるものとしている。

ところで、墨東病院の物流管理業務委託（契約名：東京都立墨東病院物品管理等室業務委託、契約金額：8,272万3,680円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）を見たところ、この業務の委託を開始した平成11年度以来同じ受託者と特命随意契約により契約を締結していることが認められた。

これは、5年ルールの運用を開始する平成13年度当時、受託者が物品管理システムを所有しており、競争入札により受託者が変更となった場合、同システムの変更も必要となり、業務遂行に支障を来し、病院運営に影響を及ぼす恐れがあるため、今後、物品管理システムの所有を病院とした際に、物流管理業務委託の契約方法を見直すとして、特命随意契約を継続してきたものである。

しかしながら、病院は、平成13年度当時から今にいたるまで、物品管理システムの所有につ

いて検討しておらず、その結果、10年以上の間、物流管理業務委託に係る特命随意契約の見直しについても検討を行っていないのは適切でない。

病院は、物品管理システムの所有及び物流管理業務委託に係る考え方を整理し、契約方法の見直しを検討されたい。

(墨東病院)

(7) 契約事務を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）では、随意契約によることができる場合の予定価格の額を、財産の買入れについては160万円以下と定めている。

ところで、墨東病院における契約状況について見たところ、随意契約により物品の購入を行っていた表4の契約については、①起案日、契約日、納品日がそれぞれ同じ日で、②契約相手が同一であり、③購入した物品は特定の受注者しか調達できないものではないことから、集約して入札により購入することができる案件であると認められた。

しかしながら、病院が、入札により購入することが可能なものについて、契約を分割し、同一の契約相手と随意契約を行っていたことは適切でない。

病院は、契約事務を適切に行われたい。

(墨東病院)

(表4) 集約して入札とすることができた契約の一覧

(単位：円)

起案日	契約日	納入年月日	契約件名	契約金額	契約相手
平成 27.3.19	平成 27.3.20	平成 27.3.30	ワゴン外23点の購入	1,510,509	C
			片袖机外29点の購入	1,498,068	
			マウスパッド外10点の購入	1,439,488	
			キャビネット外5点の購入	1,246,104	
			事務椅子外1点の購入	1,137,240	
			スキャナ外13点の購入	811,242	
			(合計)	7,642,651	
			両袖机外9点の購入	1,425,924	D
			ダストボックス外10点の購入	1,068,120	
			片袖机外8点の購入	973,118	
			プリンタースタンド外5点の購入	595,836	
			(合計)	4,062,998	

(8) 工事記録写真の撮影を適切に行うよう指導すべきもの

墨東病院は、工事契約における工事記録写真について、特記仕様書の中で「「財務局工事記録写真撮影要領」(以下「要領」という。)に準じ処理すること」と定めている。

要領では、写真撮影に関する留意事項として、「撮影日等を明確にする。(黒板等の利用)」としており、撮影日を記入した黒板等を工事現場に置いて写真を撮影するなどの方法により、工事記録写真に撮影日が入ることで、工事の経過を適切に記録できるとしている。

ところで、病院における工事契約について見たところ、平成26年度中に行われた12件の工事のうち、表5の工事8件について、工事記録写真に撮影日が写っていなかったことは、工事の記録として適切でない。

病院は、工事記録写真に撮影日を入れるよう、契約業者を適切に指導されたい。

(墨東病院)

(表5) 工事記録写真に撮影日が写っていなかった工事一覧

改築改修工事に伴うLAN配線工事
新棟電気関係設備改良工事
新棟4階ジェット洗浄機の追加外改良工事
衛星電話用アンテナ設置工事
9B及び10B病棟内個室床及び壁紙張替工事
新棟ER外来入口前街路灯設置工事
12B及び13B病棟内個室床及び壁紙張替工事
13B病棟外4箇所LAN配線及び電源コンセント設置工事

産 業 労 働 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内払下げに係る取扱いを適切に行うべきもの

農林水産部は、農林総合研究センター試験研究及び管理運営等業務について、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）に対して、特命随意契約（契約金額：9億8,255万円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約変更後金額：10億3,228万3,000円）により委託している。

当該契約の業務内容は、①農林関係の試験研究、②委託業務の過程で生じた農産物等の処理及び農産物等の売払代金の徴収に関することなどであり、②の業務については、仕様書に定められた「委託契約に伴う農産物等取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき行うこととされている。

要領第7条及び第8条では、委託業務の過程で生じた農産物の処理の一環として、市場等出荷が困難な場合、財団は、農林総合研究センターにて場内販売及び場内払下げを行い、この売払代金を徴収し、指定金融機関等に納付することとされている。

この農産物の場内販売及び場内払下げについて見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

ア 場内販売

要領第7条において、市場等出荷が困難又は不適當な品質、規格、数量の場合、財団は、都民に対し、場内販売を行い、販売品目、販売数量、販売金額等を記録し、部に報告しなければならないとされているが、

- ① 場内販売の販売価格に係る定めがないこと
- ② 財団からの報告は表1のとおりであるが、数量の単位が不明なものや設定した販売価格の根拠資料の添付がないものがあること

から、部が報告内容を検証できない状況となっている。

イ 場内払下げ

要領第8条において、市場等出荷、場内販売が困難又は不適當な場合、財団は、財団に勤務する職員等へ払下げを行い、販売品目、販売数量、販売金額等を記録し、部に報告しなければならないとされている。また、要領第10条において、場内払下げの販売価格について、毎年度末に翌年度の販売価格等を部が定めることとしており、平成26年度については、表2のとおり決定し財団へ通知している。

ところで、財団からの報告は表3のとおりであるが、

- ① 部は、販売価格について、払下げ農産物は、市場出荷困難なものが対象であるため、その品質・鮮度・規格等を勘案して、市場取引価格の安値から一定程度価格を下げた販売価格により販売している実態もあるとしており、要領の定めによらないものとなっていること
- ② 数量の単位が不明であること

から、部が報告内容を検証しているとはいえない状況となっている。

このように、部は、都の歳入金額の算定根拠となる農産物の場内販売及び場内払下げに係る報告を受けているにもかかわらず、内容の確認を行っていないことから、歳入金額の妥当性が検証されておらず、適切でない。このため、部は、場内販売の販売価格に係る定めを設けること、場内払下げの販売価格に係る定めを見直すことを行うとともに、財団に対し、場内販売及び場内払下げに係る販売金額について適切な報告を求め、歳入金額の妥当性を確保する必要がある。

部は、委託契約に伴う農産物の場内販売及び場内払下げに係る取扱いを適切に行われたい。

(農林水産部)

(表1) 場内販売の報告

販売日	品名	単価(円)	数量(注)	金額(円)	報告の状況
平成 26. 7. 11	ジャガイモ	50	62	3,100	販売単位が不明。 設定した販売価格 の根拠資料が添付 されていない。
	キャベツ	100	32	3,200	
	ナス	100	46	4,600	
	トマト	100	22	2,200	
平成 26. 7. 25	ジャガイモ	100	37	3,700	販売単位の記載が あり、設定した販 売価格の根拠資料 が添付されてい る。
	ナス	100	64	6,400	
	アシタバ	50	25	1,250	
平成 26. 8. 22	ナス	150	50	7,500	
	米ナス	50	20	1,000	
	ダイコン (大)	100	25	2,500	
	ダイコン (小)	50	13	650	
	ニンジン	100	41	4,100	
	ナシ	300	47	14,100	
	ブドウ (ブラックベート)	500	49	24,500	
	ブドウ (紅伊豆)	400	3	1,200	
ブドウ	300	7	2,100		
平成 26. 9. 12	ナシセット	250	60	15,000	
	ナス	100	43	4,300	
	米ナス	200	15	3,000	
	トマト	100	19	1,900	
平成 26. 9. 26	ナシ (あきづき 2個) *	200	25	5,000	
	ナシ (新高 2個) *	200	25	5,000	
	ナシ (あきづき)	100	4	400	
	ナシ (新高)	100	14	1,400	
	ナシ (豊水)	100	18	1,800	
	ブドウ	400	33	13,200	
	ナス	100	51	5,100	
	米ナス	100	13	1,300	
	ダイコン	50	56	2,800	
	キュウリ	100	22	2,200	
平成 26. 10. 10	ブドウ	400	87	34,800	
	ナス	100	83	8,300	
	トマト	100	24	2,400	
	コマツナ	100	37	3,700	
平成 26. 11. 7	カキ (東京御所)	100	55	5,500	
	カキ (東京紅)	100	56	5,600	
	ダイコン	50	30	1,500	
	キャベツ (1個) *	50	33	1,650	
	キャベツ (2個) *	100	14	1,400	
平成 26. 11. 21	カキ (東京紅)	150	65	9,750	
	サトイモ	250	33	8,250	
	ダイコン	50	49	2,450	
平成 26. 12. 12	ネギ	200	53	10,600	
	ダイコン (小)	50	26	1,300	
	ダイコン (大)	100	26	2,600	
	サトイモ	250	35	8,750	
	ニンジン	50	38	1,900	

(注) 販売単位の記載がある平成 26. 7. 25、平成 26. 8. 22 及び*印を除く全ての品名について単位が記入されておらず、不明となっている。

(表2) 場内払下げの販売価格の定め(抜粋)

区 分	価 格
野菜類	市場価格 (注) 直近の大田市場の取引価格の安値とする。
花類	大田市場で取引がない場合は、その他の市場価格とする。
果樹類	市場価格がない場合は、直売所価格等を参考に設定する。
植木類	但し、果樹については、直売所価格等を参考とする。

(表3) 場内払下げの報告

払下げ日	品名	単価(円)	数量(注)	金額(円)
平成 26. 7. 4	トマト	120	34	4,080
	キャベツ	40	19	760
	ナス	70	54	3,780
平成 26. 7. 11	トマト	90	17	1,530
	ナス	70	21	1,470
	シシトウ	50	27	1,350
平成 26. 7. 18	トマト	130	27	3,510
	ナス	100	46	4,600
	キャベツ	50	19	950
	ジャガイモ	50	11	550
平成 26. 7. 25	ナス	100	19	1,900
平成 26. 8. 1	ナス	80	24	1,920
	コマツナ	80	19	1,520
平成 26. 8. 8	ナス	40	36	1,440
平成 26. 8. 15	ナス	30	21	630
	キュウリ	70	17	1,190
平成 26. 8. 22	ナス	160	23	3,680
	キュウリ	120	14	1,680
平成 26. 8. 29	ナス	160	30	4,800
	ダイコン	70	17	1,190
	トマト	70	15	1,050
	ナシ(稲城)	70	70	4,900
	ナシ(幸水)	50	130	6,500
	ブドウ	150	60	9,000
平成 26. 9. 5	ナス	190	25	4,750
	トマト	70	25	1,750
	ナシ(稲城)	70	42	2,940
	ナシ(幸水)	50	122	6,100
	ブドウ(安芸クイン)	150	32	4,800
	ブドウ(多摩ゆたか)	150	3	450
	ブドウ(巨峰)	150	3	450
平成 26. 9. 12	ナス	140	43	6,020
	トマト	100	38	3,800
	キュウリ	120	18	2,160
	ナシ	50	101	5,050
	ブドウ	150	37	5,550
平成 26. 9. 19	ナス	140	33	4,620
	ナシ	50	74	3,700
	ブドウ	300	45	13,500

払下げ日	品名	単価(円)	数量(注)	金額(円)
平成 26. 10. 3	ナス	140	51	7,140
	ダイコン	100	25	2,500
	トマト	180	15	2,700
	キュウリ	60	22	1,320
	ナシ	70	47	3,290
	ブドウ	150	110	16,500
平成 26. 10. 10	ナス	120	19	2,280
	トマト	150	17	2,550
	キュウリ	60	11	660
	ブドウ	150	19	2,850
平成 26. 10. 17	カキ	40	105	4,200
平成 26. 10. 24	カキ	40	80	3,200
平成 26. 10. 31	カキ	40	244	9,760
	ネギ	150	15	2,250
	ニラ	20	20	400
	シュンギク	20	14	280
平成 26. 11. 7	カキ	40	188	7,520
	ネギ	100	11	1,100
	ダイコン	30	21	630
平成 26. 11. 14	カキ	40	127	5,080
	キャベツ	40	20	800
	ダイコン	30	25	750
平成 26. 11. 21	カキ	40	153	6,120
	ネギ	150	10	1,500
	ダイコン	30	20	600
平成 26. 11. 28	ハクサイ	50	21	1,050
	サトイモ	270	7	1,890
平成 26. 12. 5	ハウレンソウ	160	23	3,680
	ニンジン	40	26	1,040
	サトイモ	270	31	8,370
平成 26. 12. 12	ハウレンソウ	100	17	1,700
	ダイコン	40	16	640
	ネギ (1 kg) *	170	9	1,530
	ネギ (3 kg) *	510	67	34,170
	サトイモ	270	45	12,150
平成 27. 1. 9	ネギ	150	12	1,800
	ニンジン	80	21	1,680
平成 27. 1. 16	フリージア	100	17	1,700
平成 27. 1. 30	ニンジン	50	20	1,000
	ネギ	170	9	1,530
平成 27. 2. 13	ニンジン	70	14	980
	コマツナ	140	11	1,540
	ネギ	150	6	900
平成 27. 3. 6	コマツナ	100	11	1,100
	ニンジン	80	10	800
	ノラボウナ	50	17	850

(注) *印を除く全ての品名について単位が記入されておらず、不明となっている。

(2) 水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行うべきもの

島しょ農林水産総合センター（以下「センター」という。）は、奥多摩さかな養殖センターの管理運営及び栽培漁業センターの管理運営について、表4のとおり、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）に対して特命随意契約により委託している。

この委託について見たところ、奥多摩さかな養殖センター管理運営において、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 冷水性魚類の種苗生産

センターは、奥多摩さかな養殖センターでの種苗生産業務において生産された発眼卵及び稚魚を生産品として、また生産及び試験研究で不用となった魚類を不用品として、それぞれ売却するとしている。

売却の手続は、

- ① 財団が、センターに、生産品及び不用品の売却予定の連絡をする
- ② センターは、売却の意思決定を行う
- ③ センターは、養殖業者又は漁業協同組合との売却契約を締結する
- ④ センターは、売却代金の調定を行う
- ⑤ センターは、売却代金の納入確認後、財団に、生産品及び不用品の配付の指示を行う
- ⑥ 財団は、養殖業者又は漁業協同組合に対し、生産品及び不用品を配付する

こととしている。

しかしながら、この手続について見たところ、生産品の売却では、全24件中、表5の21件について、不用品の売却では、全16件中、表6の14件について、財団が生産品及び不用品を配付した後に、売却の意思決定、売却契約の締結及び代金の調定を行っている。

イ 冷水性魚類の養殖業者等に対する養殖技術指導等

表4の主な業務内容の「5 冷水性魚類の養殖業者等に対する養殖技術指導等」については、仕様書で定める「東京都奥多摩さかな養殖センター管理運営委託業務実施要領」（以下「要領」という。）において、財団は、

- ① 養殖に係る技術指導として、養殖業者・河川漁業協同組合等の種苗配付先からの依頼に応じ、飼育・養殖に係る技術指導を行うものとする
- ② マス類の販路拡大に係る技術開発と普及指導として、財団は、マス類の生産量増大や消費拡大に向け、加工品の開発や普及活動に取り組む

こととされている。

しかしながら、事業報告書を見たところ、契約書第8条により完了した委託業務について報告することとされているにもかかわらず、これらの業務についての報告が全くなく、業務の履行について、十分に確認できない状況となっている。

これらは、センターが、種苗の出納報告等について、契約書に基づき四半期ごとに財団から報告させているにもかかわらず、種苗の出納及び事業の執行状況を適時適切に確認していないこと、また、仕様書等に基づく履行状況の検証を十分に行っていないことによるものである。このため、センターは、種苗の出納及び執行状況の適時適切な確認を行い、履行状況について仕様書等に基づき適切に検証する必要がある。

センターは、水産振興に係る種苗生産事業委託を適切に行われたい。

(島しょ農林水産総合センター)

(表4) 委託契約の状況

(単位：円)

契約件名	水産振興に係る種苗生産事業委託	
業務内訳	奥多摩さかな養殖センターの管理運営	栽培漁業センターの管理運営
契約期間	平成 26. 4. 1～平成 27. 3. 31	
契約金額	222, 604, 805	
内訳	108, 840, 573	113, 764, 232
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 冷水性魚類の種苗生産(親魚の育成、採卵、種苗育成、種苗配付等) 2 冷水性魚類の種苗生産の効率化に関する試験研究 3 施設の維持管理 4 種苗生産に係る魚病対策業務 5 冷水性魚類の養殖業者等に対する養殖技術指導等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 種苗の生産及び配付 2 種苗の大量生産を行うために必要とする試験研究 3 施設の維持管理

(表5)生産品売却の不適切事例

(単位：発眼卵＝粒、稚魚＝尾、単価・売却金額＝円)

品名	数量	単価	売却金額	契約日	物品受領日 (注)	実際の配付日
ヤマメ春稚魚	40,000	9.62	384,800	平成26.5.28	平成26.6.5	平成26.4.8 平成26.5.8
ニジマス春稚魚	10,000	5.30	53,000	平成26.7.22	平成26.7.23	平成26.7.3
ヤマメ春稚魚	4,000	9.62	38,480	平成26.7.22	平成26.7.23	平成26.4.10
ヤマメ春稚魚	10,000	9.62	96,200	平成26.7.22	平成26.7.24	平成26.4.16
ヤマメ春稚魚	130,000	9.62	1,250,600	平成26.7.22	平成26.7.25	平成26.4.9 平成26.4.22
ヤマメ春稚魚	50,000	9.62	481,000	平成26.8.21	平成26.8.29	平成26.4.15
ヤマメ秋稚魚	81,000	36.52	2,958,120	平成26.10.15	平成26.10.20	平成26.9.24 平成26.9.25
奥多摩やまめ夏稚魚	3,000	36.52	109,560	平成26.10.15	平成26.10.28	平成26.10.8
ニジマス秋稚魚	40,000	9.48	379,200	平成26.11.4	平成26.11.7	平成26.10.22
奥多摩やまめ夏稚魚	4,300	36.52	157,036	平成26.11.4	平成26.11.7	平成26.10.1
ニジマス秋稚魚	19,500	9.48	184,860			平成26.10.8
ヤマメ秋稚魚	1,000	36.52	36,520			平成26.10.17
						平成26.10.20
						平成26.10.21
						平成26.10.22
ヤマメ発眼卵	30,000	1.56	46,800	平成26.11.18	平成26.11.25	平成26.11.8
ヤマメ発眼卵	44,500	1.56	69,420	平成26.11.18	平成26.11.21	平成26.11.9
ヤマメ発眼卵	131,500	1.56	205,140	平成26.11.18	平成26.11.20	平成26.11.2 平成26.11.9
ヤマメ発眼卵	15,000	1.56	23,400	平成26.11.18	平成26.11.21	平成26.11.5
奥多摩やまめ発眼卵	20,000	3.09	61,800	平成26.11.18	平成26.11.20	平成26.10.30
ヤマメ発眼卵	600,000	1.56	936,000			平成26.11.4
						平成26.11.5
ニジマス秋稚魚	15,000	9.48	142,200	平成26.11.19	平成26.11.21	平成26.11.12
ヤマメ秋稚魚	1,500	36.52	54,780	平成26.11.19	平成26.11.21	平成26.11.4
ヤマメ秋稚魚	12,500	36.52	456,500	平成26.11.19	平成26.11.20	平成26.11.5
ニジマス秋稚魚	21,000	9.48	199,080			平成26.11.6
						平成26.11.12
						平成26.11.14
						平成26.11.20
ヤマメ秋稚魚	1,000	36.52	36,520	平成26.12.9	平成26.12.11	平成26.12.3
イワナ発眼卵	120,000	1.49	178,800	平成27.1.27	平成27.1.29	平成27.1.3
ニジマス秋稚魚	600	9.48	5,688			平成27.1.14
ニジマス発眼卵	160,000	0.87	139,200	平成27.3.9	平成27.3.12	平成27.2.3 平成27.2.12

(注) 物品受領日は、生産品売却に係る契約書類で養殖業者又は漁業協同組合が受領したとしている受領書の日付である。

(表6) 不用品売却の不適切事例

(単位：数量＝kg、単価・売却金額＝円)

品名	数量	単価	売却金額	契約日	物品受領日 (注)	実際の配付日
イワナ不用魚	290	579	167,910	平成 26. 5. 16	平成 26. 5. 19	平成 26. 3. 20
ニジマス不用魚	245	579	141,855			平成 26. 4. 10
ニジマス不用魚	75	579	43,425	平成 26. 5. 28	平成 26. 6. 5	平成 26. 4. 9
イワナ不用魚	160	579	92,640	平成 26. 5. 28	平成 26. 6. 2	平成 26. 5. 9
ニジマス不用魚	200	579	115,800			平成 26. 5. 16
イワナ不用魚	135	579	78,165	平成 26. 9. 2	平成 26. 9. 11	平成 26. 4. 1 平成 26. 6. 24
ニジマス不用魚	200	579	115,800	平成 26. 12. 9	平成 26. 12. 12	平成 26. 11. 20 平成 26. 12. 5
ニジマス不用魚	150	579	86,850	平成 26. 12. 9	平成 26. 12. 12	平成 26. 12. 3
ニジマス不用魚	20	579	11,580	平成 26. 12. 9	平成 26. 12. 11	平成 26. 12. 4
奥多摩やまめ不用魚	216	1,826	394,416	平成 26. 12. 16	平成 26. 12. 18	平成 26. 12. 10
ニジマス不用魚	225	579	130,275	平成 27. 1. 6	平成 27. 1. 9	平成 26. 12. 17
ニジマス不用魚	225	579	130,275	平成 27. 1. 6	平成 27. 1. 9	平成 26. 12. 19
ニジマス不用魚	45	579	26,055	平成 27. 3. 20	平成 27. 3. 30	平成 27. 2. 25
ニジマス不用魚	150	579	86,850	平成 27. 3. 20	平成 27. 3. 30	平成 27. 2. 10
ニジマス不用魚	150	579	86,850	平成 27. 3. 20	平成 27. 3. 30	平成 27. 3. 5
イワナ不用魚	25	579	14,475	平成 27. 3. 20	平成 27. 3. 25	平成 27. 3. 17

(注) 物品受領日は、不用品売却に係る契約書類で養殖業者又は漁業協同組合が受領したとしている受領書の日付である。

中央卸売市場

1 指摘事項

(収入)

(1) 滞納金の分割納付を認めるに当たり、完納に至る支払計画を徴取すべきもの

中央卸売市場では、市場内の用地、建物、設備その他施設（以下「市場施設」という。）を卸売業者、仲卸業者、関連事業者等に使用させ市場使用料を収入しており、また、市場において使用する電力、水道等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用について、使用者の負担としている。

この収入に滞納金が発生したとき、管理部で督促状や警告書を通知したのち、各市場では、「債権管理マニュアル（財務局主計部・主税局徴収部）」（以下「マニュアル」という。）に基づき、滞納した業者と納付に向けた交渉を行い、支払計画書を徴取し滞納金の分割納付を認めるなど、滞納金の回収に努めている。

マニュアルでは、滞納金について分割納付を認める場合、「滞納分と新規発生分を合わせて完納に至る納付（支払）計画書を立てる。」とされており、支払計画書は債務の承認を兼ねていることから、滞納金を完済することを内容とする支払計画書を滞納者から徴取しなくてはならない。

しかしながら、築地市場で、市場使用料を滞納している、A、B、C及びDの4事業者について、分割納付を認めた際に提出された支払計画書を見たところ、表1のとおり、滞納金を完納する支払計画とはなっていないことが認められた。

場は、滞納金の分割納付を認めるにあたり、完納に至る支払計画を徴取されたい。

（築地市場）

（表1）支払計画書の内容

（単位：円）

事業者	支払計画書提出時の滞納額（a）	支払計画書の支払計画額（b）	差額（a - b）
A	867,690	600,000	267,690
B	1,779,411	960,000	819,411
C	1,106,635	401,280	705,355
D	1,782,989	1,500,000	282,989

(歳出)

(2) 作業委託契約を適切に実施すべきもの

食肉市場では、食肉市場構内バキューム作業委託契約（契約金額：352万5,746円、契

約期間：平成26. 4. 1～平成27. 3. 31)を締結している。

本件契約は、場構内に設置された排水管に脂・肉片等が堆積することから、堆積物による排水の溢れ、逆流を防ぐために、堆積物の吸引作業を行うものである。

仕様書によれば、吸引作業の場所は表2のとおりで、定期作業と、月1回程度場が委託業務作業依頼書により通知して行う特別作業とがあり、定期作業実施日及び作業場所は、場と受託者が協議して年度当初に年間の作業計画として定められている。

ところで、定期作業の実施状況等を見たところ、以下のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 受託者との連絡体制の徹底を図るべきもの

平成26年9月6日に実施された定期作業は、作業場所6にあるマンホールから排水管の堆積物吸引作業を行ったものであるが、大きな砂利等が非常に多量に流入しているため作業を完了することができなかった。

仕様書では、受託者に対して異常時等に場と連絡調整を行うよう定めているにもかかわらず、受託者は場に連絡をせず、受託者の判断により作業が完了しないまま当日の作業を終えており、適切でない。

場は、受託者との連絡体制の徹底を図りたい。

イ 必要に応じた年間の作業計画を定めるべきもの

平成26年9月6日に完了できなかった作業場所6の作業については、平成26年9月27日に実施し、作業を完了したが、このため、この日に予定されていた作業場所Aの作業が実施されなかった。

その後、作業場所Aについては、作業計画で定められた平成26年10月25日まで、吸引作業が行われておらず、結果として、前回作業を実施した平成26年8月30日から約2か月吸引作業の必要がなかったこととなる。

一方で、特別作業については、緊急的に排水の溢れ、逆流を解消する必要が生じたとき等に、受託者に通知して実施することとなっているが、平成26年11月までの特別作業の実施状況を見ると、毎月1回同じ箇所の吸引作業を行っており、これは、当該箇所については毎月1回定期的な吸引作業が必要ということとなる。

場は、定期作業について、過去の作業実績などを精査して選定し、必要に応じた年間の作業計画を定められたい。

(表2) 作業場所一覧

作業種別	作業場所		実施回数
定期	A	大動物棟西側、東側搬送路	月1回(12月、1月は月2回)
定期	1	小動物棟北側搬送路(センタービル側)	年2回
定期	2	小動物棟西側搬送路	年2回
定期	3	小動物棟東側、南側搬送路	年2回
定期	4	市場棟西側搬送路	年2回
定期	5	市場棟東側搬送路	年2回
定期	6	市場棟-大動物棟間搬送路	年2回
特別	大動物棟内病畜地下ピット		月1回

(注) 特別作業の作業場所及び実施回数については、平成26年11月までの実績である。

ウ 完了検査を適正に行うべきもの

本件契約の完了検査については、委託完了届とともに毎月提出される作業報告書に添付される写真によって行われており、監査日(平成27.1.20)現在、11月分までの委託料(222万6,788円)が受託者へ支払われている。

ところで、完了検査に用いられた作業報告書の写真を見たところ、表3のとおり、作業後の写真がない、又は作業後の写真を作業中と誤表記しているにも係わらず、完了検査が合格となっており適正でない。

場は、完了検査を適正に行われたい。

(食肉市場)

(表3) 完了検査に用いられた作業後写真の有無の状況

作業実施日		作業後写真の有無	作業実施日		作業後写真の有無
4月	5	○	8月	2	○
	19	○		23	○
	26	×		30	×
5月	17	○	9月	6	○
	24	×		20	○
	31	○		27	○
6月	14	○	10月	4	○
	21	○		11	○
	28	△		25	△
7月	5	○	11月	1	△
	12	×		8	○
	26	△		15	○

(注) 作業後写真があるものは○、ないものは×、作業中と誤表記のものは△で表示している。

(重点監査事項)

(その他)

(3) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

特に最低制限価格は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第18条の規定により、入札参加者に知られないように取り扱うものである。

ところで、工事の積算内容の情報管理について見たところ、次のような状況が認められた。

ア 事業部施設課では、建築・機械・電気設備の工事の設計内訳書の作成に当たり、財務局から配布を受けた営繕積算システム（以下「システム」という。）をインストールした3台のパソコン端末を職員16名で使用している。このシステムには、機密性の高い積算情報が保存されている。

ところで、このシステムを使用するには、パソコン端末にログインIDとパスワードを入力して起動させた後、システムを起動させる必要があるが、システムから警告が出されているにもかかわらず、システムの起動パスワードが常時保存されており、容易に起動できてしまう状況にある。

このため、作成された設計内訳書を設計担当者以外の者が容易に閲覧できてしまう状況となっていることが認められた。

部は、積算内容等の情報管理を適切に行われたい。

(事業部)

イ 各場では、工事の設計内訳書の作成に当たり、表計算ソフトを使用しているが、積算内容が記録されたデータを、所属職員が共有するネットワークハードディスク内のフォルダに保管している。

ところで、築地市場、世田谷市場、北足立市場及び多摩ニュータウン市場のフォルダの管理状況について見たところ、表4のとおり、各場の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。

このことは、積算内容等の情報管理として適切でない。

各場は、積算内容等の情報管理について適切に行われたい。

(築地市場)

(世田谷市場)

(北足立市場)

(多摩ニュータウン市場)

(表4) フォルダの管理状況

工事を施行する部署	電子ファイルの保管先	パスワード等による管理状況等
築地市場	課に所属する職員で共用するネットワークハードディスク内のフォルダ	課ごとにアクセス制限はあるが、系のフォルダには、アクセス制限による管理がされていない。
世田谷市場	場に所属する職員で共用するネットワークハードディスク内のフォルダ	フォルダには、アクセス制限による管理がされていない。
北足立市場	場に所属する職員で共用するネットワークハードディスク内のフォルダ	フォルダには、アクセス制限による管理がされていない。
多摩ニュータウン市場	場に所属する職員で共用するネットワークハードディスク内のフォルダ	フォルダには、アクセス制限による管理がされていない。

建設局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

最低制限価格制度の対象となる工事における最低制限価格の算定は、各所及び総務部の契約担当が「最低制限価格算定基礎金額表」(以下「算定表」という。)により行っている。その内訳となる直接工事費、共通仮設費等の金額(以下「内訳金額」という。)は、積算担当が「最低制限価格等算定基礎金額内訳書」(以下「内訳書」という。)を用いて算出している。

「内訳書」及び「算定表」の決定関与者への回付は、紙により行われるが、その様式は表計算ソフトによる電子ファイルで用意され、各担当は、その電子ファイルを用いて書類の作成を行っている。

この「内訳書」には、最低制限価格の基礎となる内訳金額及び工事件名が、また「算定表」には、最低限価格及び工事件名が記載されているため、その内容が記録された電子ファイルは、落札者決定までの期間、厳格に管理する必要がある。

ところで、各部所において、作成時点から落札者決定までの期間における電子ファイルの管理状況を見たところ、監査日(第一建設事務所：平成27. 2. 18、南多摩西部建設事務所：平成27. 2. 23、西部公園緑地事務所：平成27. 2. 25)現在、以下の適切でない状況が認められた。

ア 「内訳書」の電子ファイルについて、第一建設事務所では、共用ファイルサーバーの係共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の設計担当以外が閲覧可能な状況となっている。

イ 「算定表」の電子ファイルについて、南多摩西部建設事務所及び西部公園緑地事務所では、共用ファイルサーバーの係共有フォルダに保存しているが、パスワード設定等を行っていないことから、当該工事の契約担当以外が閲覧可能な状況となっている。

これらの状況は、各所において、情報の流出によるリスク及び管理方法の検証を行っていないことにより生じたものである。

各所は、価格情報に係るリスク低減の観点から、電子ファイルの管理方法を検証し、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

また、局における契約事務を統括する総務部は、不適切な状況が複数の所で見受けられたことを踏まえ、各部所に対し、点検を行い、必要な改善を行うよう指導を徹底されたい。

(総務部)

(第一建設事務所)

(南多摩西部建設事務所)

(西部公園緑地事務所)

(重点監査事項)

(歳出)

(2) 都営駐車場の中規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行うべきもの

道路管理部は、公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）を指定管理者として、都営駐車場の管理を委託（指定管理期間：平成23.4.1～平成28.3.31）しており、表1のとおり、基本協定及び年度協定をそれぞれ締結している。

協定に定める委託業務のうち、修繕業務については、各基本協定第16条において、表2のとおり、修繕区分ごとの施工者や経費負担などを定めており、同第17条第5項では、中規模修繕について、公社に対し、工事の設計、積算、施工管理を適正に行うよう定めている。

ところで、公社から提出された事業報告書を見たところ、部は、中規模修繕について、契約などの手続が適正に行われているかを確認するのみで、設計内容等については確認しておらず、以下のとおり、適切でない点が認められた。

ア 平成26年度に実施された駐車場の照明や案内看板を更新する中規模修繕について、修繕された施設及び設備は都に帰属することから、設計段階で案内看板のデザインや表現が適切であるか確認する必要があるが、部は、これを確認しないまま修繕を施工させている。

イ 公社が実施した中規模修繕によって物品を取得した場合、取得金額が10万円以上であれば都の備品として登録する必要があるが、部は設計内容等の確認をしていないため、監査日（平成27.3.10）現在、平成23年度から平成25年度の3年間に実施した合計38件の中規模修繕において、物品の取得があったか否かが不明となっている。

部は、都営駐車場の中規模修繕について設計内容等を確認し、財産管理を適切に行われたい。

(道路管理部)

(表1) 協定の締結状況

対象になる駐車場	協定名
八重洲、日本橋、東銀座、宝町、新京橋	東京都八重洲駐車場外4駐車場の管理に関する基本協定
	平成26年度における東京都八重洲駐車場外4駐車場の管理に関する協定
板橋四ツ又	東京都板橋四ツ又駐車場の管理に関する基本協定
	平成26年度における東京都板橋四ツ又駐車場の管理に関する協定

(表2) 修繕区分ごとに定められた施工者等

修繕区分	施工者	経費の負担	修繕された施設・設備の帰属
日常的な維持修繕 (消耗品の取り換え等1件当たり30万円未満程度)	公社	公社	都
中規模修繕 (駐車場施設の経常的な維持管理に必要な各種設備に係る修繕工事、床面等に係る修繕工事等1件当たり30万円以上程度)	公社	公社	都
駐車場営業に伴う修繕 (駐車場営業に係る管理機器の改修やサイン表示の工事等)	公社	公社	都と公社で個別に協議のうえ決定する
大規模修繕 (耐震補強工事、躯体維持に係る工事等、施設の根幹に係る修繕)	都	都	都

(歳入)

(3) 道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行うべきもの

水道、ガス等の道路占用工事に伴い道路を掘さくし、しゅん功後に道路を復旧する場合は、東京都道路占用規則(昭和52年東京都規則第132号)等に基づき、占有者は復旧工事監督事務費(以下「監督事務費」という。)を都に支払うこととなっている。

その事務処理については、①占有者は工事しゅん功後、建設事務所にしゅん功届を提出し、②建設事務所はしゅん功立会を実施した後、直ちに監督事務費の歳入調定を行い、占有者に納入通知書を送付することとなっている。

ところで、監督事務費に係る事務について見たところ、以下のとおり、適正でない事例が見受けられた。

ア 西多摩建設事務所及び南多摩東部建設事務所は、表3のとおり、しゅん功から長期間経過しているにもかかわらず、監査日(平成27.2.20及び平成27.3.2)現在、占有者からしゅん功届を徴していない。

イ 西多摩建設事務所は、表4のとおり、しゅん功届を受領しているにもかかわらず、監査日現在、歳入調定を行っていない。

ウ 西多摩建設事務所及び南多摩東部建設事務所は、表5のとおり、しゅん功届の受領後直ちに歳入調定を行っていない。

道路占用工事については、所において、道路占用に係る申請の都度、道路占用許可原簿に、申請内容及び工事完了予定日のほか、監督事務費の歳入調定決定日を記入し、所管課長がその確認の都度、当該原簿に押印することで、案件ごとの進捗を管理する仕組みとなっている。

しかしながら、西多摩建設事務所では、年度内に申請された全ての案件の確認を年度末に一括して行っていること、また南多摩東部建設事務所では、平成22年度から押印がなく確認がなされていないなど、両所とも案件ごとの適時な進捗の管理を行っていないことから、このような事

態が生じてしまったものである。

両所は、道路占用工事に伴う復旧工事監督事務費に係る事務を適正に行われたい。

(西多摩建設事務所)

(南多摩東部建設事務所)

(表3) しゅん功届の未提出状況

(単位：件)

事務所	占用者	監査日現在、未提出件数		
		平成25年度許可 で しゅん功済の工事	平成24年度許可 で しゅん功済の工事	
西多摩建設事務所	青梅市	1	1	—
	福生市	1	1	—
	あきる野市	1	—	1
	奥多摩町	6	3	3
南多摩東部建設事務所	都水道局	5	2	3
	町田市	2	—	2
	A	2	1	1
合 計		18	8	10

(表4) しゅん功届の受領状況等

項番	復旧箇所	しゅん功届受領日	占用者	金額(円)
1	檜原村藤倉地内	平成26.6.20	檜原村	983,670
2	羽村市神明台2-2-1	平成26.8.21	羽村市	2,406
合 計				986,076

(表5) 監督事務費の歳入調定状況等

項番	復旧箇所	しゅん功届 受領日	歳入調定日	占用者	金額(円)
1	檜原村三都郷地内	平成 25. 2. 28	平成 26. 5. 9	檜原村	1, 404, 120
2	あきる野市伊奈 1555-2	平成 25. 6. 19	平成 26. 4. 24	都水道局	2, 340
3	あきる野市伊奈 991	平成 25. 9. 13	平成 26. 4. 24	都水道局	4, 490
4	あきる野市山田 932	平成 25. 8. 9	平成 26. 4. 24	都水道局	910
5	あきる野市小川 734	平成 25. 7. 30	平成 26. 4. 24	都水道局	12, 500
6	あきる野市伊奈 933	平成 25. 10. 24	平成 26. 4. 24	都水道局	19, 882
7	日の出町大字平井字 694-16	平成 25. 8. 19	平成 26. 4. 24	都水道局	2, 688
8	奥多摩町海沢 63	平成 25. 9. 26	平成 26. 4. 24	都水道局	2, 390
9	日の出町大字大久野 981	平成 25. 10. 11	平成 26. 4. 24	都水道局	4, 830
10	あきる野市瀬戸岡 177	平成 25. 10. 21	平成 26. 4. 24	都水道局	910
11	あきる野市二宮 1456	平成 25. 11. 14	平成 26. 4. 24	都水道局	6, 314
12	奥多摩町氷川 17	平成 25. 10. 28	平成 26. 4. 24	都水道局	9, 820
13	あきる野市秋留 2-2	平成 25. 12. 13	平成 26. 4. 24	都水道局	1, 170
14	あきる野市小川 825	平成 25. 12. 13	平成 26. 4. 24	都水道局	2, 160
15	あきる野市野辺 623-1	平成 25. 12. 13	平成 26. 4. 24	都水道局	2, 160
16	奥多摩町丹三郎 246	平成 26. 1. 9	平成 26. 4. 24	都水道局	38, 890
17	あきる野市伊奈 1555-2	平成 25. 7. 17	平成 26. 4. 24	あきる野市	2, 688
18	あきる野市山田 931	平成 25. 8. 9	平成 26. 4. 24	あきる野市	39, 982
19	日の出町大字平井 694-16	平成 25. 8. 20	平成 26. 4. 24	日の出町	4, 848
20	あきる野市瀬戸岡 177	平成 25. 10. 11	平成 26. 4. 24	あきる野市	2, 230
21	あきる野市二宮 1456-7	平成 25. 11. 14	平成 26. 4. 24	あきる野市	18, 810
22	あきる野市秋留 2-2-9	平成 25. 12. 6	平成 26. 4. 24	あきる野市	1, 170
23	あきる野市小川 825	平成 25. 12. 6	平成 26. 4. 24	あきる野市	2, 160
24	あきる野市野辺 623-1	平成 25. 12. 13	平成 26. 4. 24	あきる野市	2, 160
25	あきる野市伊奈 1555-2	平成 25. 12. 6	平成 26. 4. 24	あきる野市	2, 050
26	奥多摩町氷川 134	平成 25. 11. 14	平成 26. 4. 24	奥多摩町	42, 220
27	日の出町大字大久野 3331-1	平成 25. 12. 26	平成 26. 4. 24	日の出町	6, 630
28	日の出町平井 2571	平成 25. 8. 14	平成 26. 4. 24	B	1, 170
29	奥多摩町川井 329	平成 25. 10. 18	平成 26. 4. 24	B	4, 090
30	あきる野市戸倉 1358	平成 25. 7. 18	平成 26. 4. 24	B	660
31	あきる野市菅生 1294	平成 25. 8. 1	平成 26. 4. 24	B	910
32	檜原村人里	平成 26. 7. 9	平成 26. 12. 18	A	1, 640
33	奥多摩町氷川 1424	平成 26. 3. 4	平成 26. 12. 18	A	50, 130
34	町田市小山ヶ丘 3-1	平成 25. 11. 7	平成 26. 5. 30	都水道局	81, 260
合 計					1, 780, 382

(注) 項番 1 から 33 までが西多摩建設事務所の案件、項番 34 が南多摩東部建設事務所の案件。

(歳出)

(4) 単価契約による道路維持補修工事等について

道路管理部は、道路、橋りょう及び施設の維持に関する単価契約工事・委託（以下「単価契約工事」という。）について、その運用方針等を「道路維持関係（単価契約）実施要領」（平成20年4月改訂、以下「要領」という。）により定め、各建設事務所はこれに基づき、単価契約を締結し、道路等の維持管理を実施している。

要領によれば、当該単価契約工事は、維持補修に必要な工種ごとに単価を定め、早急に維持補修する必要が生じた時に、所が受託者に対して指示書によって施工を指示する契約である。

そこで、各所の単価契約工事について見たところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

ア 指示変更及び完了検査を適正に行うべきもの

南多摩東部建設事務所は、所管する道路事業予定地の適切な維持管理を目的として、「事業地管理工事（その1）単価契約」（受託者：C、発注限度額：3,800万円、契約期間：平成26.4.1～平成26.10.31）を締結している。

工事の手続は、指示書による施工指示、また工事完了後に受託者から提出される完了届、工事検査調書、工事記録写真等による確認・完了検査となっているが、これらの関係書類について見たところ、次のとおり、適正でない事例が見受けられた。

(ア) 表6の指示番号18は所の都合により工事内容を変更、また指示番号29は隣接地権者からの要請で作業を一時中止したものであるが、いずれも変更内容に即した指示期限の延長手続を行うべきところ、これを行っていない。

(イ) 表7のとおり、指示番号1から19までの完了検査を実際には平成26年8月27日に、また指示番号20から36までを平成26年11月20日に、それぞれ一括して行っており、書類上の検査日と実際の検査日が異なっている。

所は、指示変更及び完了検査を適正に行われたい。

(南多摩東部建設事務所)

(表6) 指示期限を超えて施工している案件

(単位：円)

指示番号	指示金額	指示日	指示期限	施工日
18	211,750	平成26.6.3	平成26.6.24	平成26.7.23
29	553,520	平成26.8.15	平成26.9.18	平成26.9.19

(注) 施工日：工事記録写真及び交通誘導員の日報による施工日

(表7) 書類上の検査日と実際の検査日の一覧

(単位：円)

指示 番号	指示金額	書類（完了届及び工事 検査調書）上の検査日	実際の検査日	指示 番号	指示金額	書類（完了届及び工事 検査調書）上の検査日	実際の検査日	
1	2,994,462	平成 26. 5. 13	平成 26. 8. 27	20	597,706	平成 26. 7. 2	平成 26. 11. 20	
2	2,680,333	平成 26. 5. 13		21	3,683,065	平成 26. 7. 8		
3	113,912	平成 26. 5. 13		22	96,980	平成 26. 7. 2		
4	1,556,419	平成 26. 5. 13		23	82,161	平成 26. 7. 8		
5	2,841,900	平成 26. 5. 13		24	147,025	平成 26. 8. 8		
6	2,884,074	平成 26. 5. 13		25	32,800	平成 26. 8. 8		
7	331,200	平成 26. 5. 29		26	219,873	平成 26. 10. 8		
8	184,607	平成 26. 7. 2		27	60,270	平成 26. 8. 19		
9	2,279,379	平成 26. 6. 2		28	1,848,317	平成 26. 9. 24		
10	3,295,365	平成 26. 6. 2		29	553,520	平成 26. 9. 24		
11	147,123	平成 26. 5. 13		30	343,174	平成 26. 10. 2		
12	2,126,473	平成 26. 5. 29		31	562,457	平成 26. 10. 2		
13	740,778	平成 26. 5. 29		32	193,731	平成 26. 10. 2		
14	81,250	平成 26. 6. 16		33	37,982	平成 26. 9. 24		
15	277,350	平成 26. 7. 2		34	119,680	平成 26. 10. 2		
16	2,251,395	平成 26. 7. 23		35	65,775	平成 26. 10. 2		
17	139,710	平成 26. 7. 2		36	92,850	平成 26. 10. 15		
18	211,750	平成 26. 7. 2						
19	15,475	平成 26. 6. 16						

イ 指示及び完了検査を適正に行うべきもの

北多摩北部建設事務所は、街灯の保守、道路、河川の事業予定地及び事業残地等の管理に係る補修、草刈等を目的として、表8のとおり、単価契約を締結している。

この特記仕様書において、受託者は、1件ごとに指示された工事が完了したときは、直ちに完了届を提出し、検査を受けることとされている。

ところで、これらの契約について見たところ、次のとおり、適正でない事例が認められた。

(ア) 工事記録写真により施工を確認したところ、表9のとおり、指示前の施工又は履行遅延となっている。

(イ) 本委託により発生する一般廃棄物(草)の処分については、「一般廃棄物(草)処分記録の報告書」(以下「報告書」という。)を求めているが、表10のとおり、①持込月日(処分日)が指示期限後のもの、②報告書の提出が検査日以後又は契約期間終了後のものがあり、適切な処分及び期限内の履行完了について、確認していない。

所は、指示及び完了検査を適正に行われたい。

(北多摩北部建設事務所)

(表 8) 契約の状況

(単位：円)

件名	契約期間	発注限度額	契約の相手方
街灯保守委託(単価契約)その 1	平成 26. 4. 1～ 平成 26. 10. 31	9, 000, 000	D
街灯保守委託(単価契約)その 4	平成 26. 4. 1～ 平成 26. 10. 31	9, 500, 000	E
事業用地管理工事(単価契約)その 1	平成 26. 4. 1～ 平成 26. 9. 30	34, 000, 000	F
事業用地管理工事(単価契約)その 2	平成 26. 4. 1～ 平成 26. 9. 30	35, 000, 000	G
事業用地管理工事(単価契約)その 3	平成 26. 10. 1～ 平成 27. 3. 31	32, 000, 000	F

(表 9) 指示前施工又は履行遅延の事例

(単位：円)

契約件名	指示番号	指示金額	指示日	指示期限	施工日	備考
街灯保守委託(単価契約)その 1	26	176, 460	平成 26. 8. 1	平成 26. 8. 4	平成 26. 7. 31	指示前施工
	27	123, 020	平成 26. 8. 5	平成 26. 8. 7	平成 26. 8. 20	履行遅延
街灯保守委託(単価契約)その 4	7	138, 690	平成 26. 5. 9	平成 26. 5. 15	平成 26. 5. 23	履行遅延
	12	337, 987	平成 26. 6. 9	平成 26. 6. 13	平成 26. 6. 17	履行遅延
	26	235, 320	平成 26. 9. 9	平成 26. 9. 16	平成 26. 9. 4	指示前施工
	32	622, 260	平成 26. 10. 7	平成 26. 10. 16	平成 26. 10. 3	指示前施工
事業用地管理工事(単価契約)その 2	1	802, 872	平成 26. 4. 3	平成 26. 4. 10	平成 26. 4. 28	履行遅延

(注) 施工日：工事記録写真による施工日

(表 10) 一般廃棄物(草)の処分が指示期限後となっている事例

(単位：円)

契約件名	指示番号	指示金額	指示期限	処分日	検査日	報告書提出日
事業用地管理工事(単価契約)その 1	18	454, 300	平成 26. 6. 16	平成 26. 6. 26	平成 26. 7. 4	平成 26. 10. 10
	22	146, 460	平成 26. 6. 18	平成 26. 6. 26	平成 26. 7. 4	
	34	358, 020	平成 26. 8. 11	平成 26. 9. 24	平成 26. 8. 26	
	35	50, 446	平成 26. 8. 5	平成 26. 9. 24	平成 26. 8. 20	
	38	126, 120	平成 26. 8. 9	平成 26. 9. 24	平成 26. 8. 26	
	39	73, 866	平成 26. 8. 20	平成 26. 9. 24	平成 26. 9. 10	
	40	44, 738	平成 26. 8. 21	平成 26. 9. 24	平成 26. 9. 10	
	41	63, 060	平成 26. 8. 25	平成 26. 9. 24	平成 26. 9. 10	
事業用地管理工事(単価契約)その 3	4	90, 598	平成 26. 10. 15	平成 26. 10. 25	平成 26. 10. 21	平成 27. 3. 3
	6	628, 795	平成 26. 10. 20	平成 26. 10. 25	平成 26. 10. 27	
	7	321, 840	平成 26. 10. 20	平成 26. 10. 25	平成 26. 10. 27	

(注) 処分日：「廃棄物(枝葉等)受入証明願・証明書」の持込月日

ウ 交通誘導員に係る積算を適正に行うべきもの

第四建設事務所は、事業予定地及び事業中の道路のうち、交通開放済の部分についての管理及び維持補修を目的として、表11のとおり、単価契約を締結している。

ところで、これらの契約に関する積算について見たところ、表12のとおり、交通誘導員単価が過大となっていることが認められた。

これは、所が、積算に当たって単価の内容から共通仮設費を除外すべきところ、積算システムの操作を誤り計上してしまったことによるものである。

この結果、表13のとおり、117万9,347円（監査事務局試算）が過大支出となっている。

所は、交通誘導員に係る積算を適正に行われたい。

（第四建設事務所）

（表11）契約の状況

（単位：円）

件名	契約期間	発注限度額	契約の相手方
事業地管理工事（その1）（単価契約）	平成26.4.1～	40,500,000	H
事業地管理工事（その2）（単価契約）	平成27.3.31	46,000,000	I

（表12）過大積算の内訳

（単位：円）

契約件名	工種	既積算単価(誤) A	積算単価(正) B	差引(過大額) A-B
事業地管理工事（その1） （単価契約）	交通誘導員A	26,335	21,075	5,260
	交通誘導員B	23,149	18,526	4,623
事業地管理工事（その2） （単価契約）	交通誘導員A	26,335	21,075	5,260
	交通誘導員B	23,149	18,526	4,623

（表13）過大支出額の試算

（単位：円、地点）

契約件名	工種	既契約単価 A	契約単価 (正) B	差引 C=A-B	使用実績 D	過大支出額 C×D
事業地管理工事(その1) (単価契約)	交通誘導員A	26,038	20,837	5,201	41	213,241
	交通誘導員B	22,899	18,325	4,574	116	530,584
事業地管理工事(その2) (単価契約)	交通誘導員A	23,367	18,699	4,668	28	130,704
	交通誘導員B	20,540	16,437	4,103	53	217,459
小計						1,091,988
消費税						87,359
合計						1,179,347

（注1）使用実績は監査日（平成27.2.20）現在までの指示・施工件数である。

（注2）契約単価（正）は、積算単価（正）に落札比率を乗じて算出した。

エ 緊急施工により実施すべきもの

道路管理部は、単価契約について、要領のほか、「道路維持関係（単価契約）運用の手引」（平成22年4月、以下「手引」という。）を定めている。手引では、総価契約では対応が困難な即時性かつ1契約当たりの金額が400万円未満の小規模性（点在性）のある工事・委託のみを対象とし、それ以外は原則として総価契約又は緊急施工で実施することとしている。

ところで、南多摩西部建設事務所が締結している単価契約（契約件名：事業地管理工事（その2）単価契約、契約期間：平成26.4.1～平成26.10.31、発注限度額：2,000万円）について見たところ、所は、事業中である都道169号線（八王子市宮下町地内）の法面2か所が大雨によって崩壊したため、表14のとおり、同日中に複数の応急復旧作業を指示していることが認められた。

しかしながら、指示の対象箇所は、2か所であるが近接していること、また土砂等の撤去と土のう設置は一連の作業であることから、4件の指示工事は1件の指示とすべきものである。1件の指示とした場合の金額は1,061万余円（監査事務局試算）となり、手引で定められた小規模性の金額である400万円を超えることから、単価契約で実施することは適正でなく、緊急施工で実施すべきものである。

所は、小規模性が認められない緊急工事について、緊急施工により実施されたい。

（南多摩西部建設事務所）

（表14）法面の復旧にかかる指示状況

（単位：円）

指示番号	指示日	指示期限	指示内容	指示金額
8	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部No.1の土砂等の撤去	2,618,387
9	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部No.1への土のう設置	2,320,898
10	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部No.2の土砂等の撤去	2,959,450
11	平成26.6.12	平成26.6.25	法面崩落部No.2への土のう設置	2,713,825
合 計				10,612,560

（5）動物死体の一時保管場所からの回収について区に要請すべきもの

都道上の動物死体の処理について、23区内においては、都と各区との間で「東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結している。

本協定では、各区の処理窓口である清掃事務所の開庁時間内における動物死体処理について、都道から回収して保管するまでを各区が行い、その経費を都が各区に負担金として支払うこととなっている。

一方、清掃事務所が開庁している夜間又は休日の取扱いについては、本協定とは別に協定を締結し、回収を行っている区もあるが、表15の14区では、清掃事務所閉庁時の協定を締結して

いない状況となっている。

ところで、清掃事務所閉庁時の動物死体処理について、第五建設事務所の事例を見たところ、所の管轄のうち、協定を締結していない墨田区（夜間及び休日）、江戸川区（夜間）では、所が契約している道路浚渫委託の受託者に対し、①動物死体の回収、②清掃事務所が開庁するまでの一時保管、③清掃事務所への運搬を指示している。

この指示のうち、③の清掃事務所への運搬について、所は、平成26年度中、表16のとおり、監査日（平成26.3.4）まで4回、受託者に指示しており、その指示内容はいずれも清掃事務所の開庁時間内に行うものであることが認められた。

しかしながら、清掃事務所の開庁時間内における動物死体の回収は、本協定により区が行う業務であることから、所は区に対し、清掃事務所閉庁時に動物死体を回収・一時保管している受託者から回収するよう依頼すれば、受託者が清掃事務所へ運搬する必要がなくなり、当該単価契約の経費を節減できる。

このため、本協定の所管である道路管理部は、清掃事務所閉庁時の取扱いについて協定を締結していない区に対し、都の一時保管場所から回収を行うよう要請する必要がある。

部は、各区に対して、動物死体の一時保管場所からの回収について要請されたい。

（道路管理部）

（表15）清掃事務所閉庁時の動物死体処理について協定を締結していない区

夜間及び休日	中央区、港区、新宿区、文京区、墨田区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、練馬区
夜間	目黒区、江戸川区

（表16）清掃事務所への運搬を単価契約で指示した事例

（単位：時間、円）

場 所	指示日	工種内容	数量	単 価	金 額
三ツ目通り（墨田区）	平成26.4.13	道路調査工 （作業車2tトラック以下）	1.0	18,300	18,300
環七通り（江戸川区）	平成26.5.23	〃	1.0	18,300	18,300
蔵前橋通り（江戸川区）	平成26.8.11	〃	1.0	18,180	18,180
蔵前橋通り（墨田区）	平成26.12.21	〃	1.0	21,850	21,850
				小 計	76,630
				消費税	6,130
				合 計	82,760

（注）単価が異なるのは、それぞれ別の契約であるためである。

港 湾 局

1 指摘事項

(重点監査項目)

(歳出)

(1) 施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行うべきもの

港湾局は、客船ターミナルの管理運営について、東京都港湾管理条例（平成16年東京都条例第93号）に基づき、表1のとおり、指定管理者に運営を行わせている。

このうち、施設維持管理業務について、指定管理者は、表1の項番1及び2の協定に基づく管理運営基準において、施設の維持管理上必要な工事のうち、日常的なものや建物の安全管理のための補修・修繕・工事を施工することとされている。

また、指定管理者は、協定に基づき、施設ごとの利用状況及び管理状況等を毎月報告し、都の確認を受けることとされており、都は、履行の完了を確認できないときには、再履行を命ずることができるとしている。

ところで、指定管理者から東京港管理事務所に提出されている施設維持管理に係る毎月の業務実施報告書（以下「業務報告書」という。）を見たところ、以下のとおり適切でない状況が認められた。

ア 各客船ターミナルの施設の点検保守について、所は、指定管理者から表2のとおり、施設の不良状態及び見積書手配等の報告を受けている。しかしながら、所は、これ以後、指定管理者から修理状況の報告がないにもかかわらず、状況確認を行っていない。

イ 竹芝客船ターミナルの樹木管理について、協定第5条に基づく管理運営基準で、指定管理者は枯損木や枯れ枝を早期に発見し、除去を行うと規定されている。しかしながら、9月分業務報告書で報告のあった枯損木7本について、3月分業務報告書でも「枯損木1本（9月分再掲）」と報告されているが、所は、この間の処理状況の報告がないにもかかわらず、状況確認及び指示を行っていない。

ウ 晴海客船ターミナルのボーディングブリッジの点検について、中間保守点検整備及び総合保守点検整備をそれぞれ年1回実施することとしているが、点検内容、点検結果の報告がないにもかかわらず、実施状況を確認していない。

エ 晴海、有明、青海各客船ターミナルの緑地管理等について、表3のとおり業務を行うこととしているが、実施日、施工内容、実施結果等の報告がないにもかかわらず、実施状況を確認していない。

所は、指定管理者に対し施設維持管理に係る適切な報告を求め、適切な確認及び必要な指示を行われたい。

(東京港管理事務所)

(表1) 客船ターミナルの指定管理の状況

(単位：円)

項番	協定名	26年度委託料	指定管理期間	指定管理者	対象施設
1	客船ターミナル施設の管理に関する基本協定	266,448,000	平成23.4.1 ～平成28.3.31	東京港埠頭株式会社	晴海、有明、青海客船ターミナル
2	竹芝客船ターミナル施設の管理に関する基本協定	266,254,000	平成23.4.1 ～平成28.3.31	東京港埠頭・テレポ [®] ートセンターグループ [®]	竹芝客船ターミナル

(注) 委託料は、基本協定に基づく客船ターミナル施設の管理に要する費用に関する協定により、毎年度定められている。

(表2) 修理結果が確認できない事例

ターミナル名	点検日	点検保守の種別	点検結果・措置状況の記載内容	監査時に判明した修理状況 (全て報告なし)
晴海	平成26.9.5 平成27.3.13	オートドア設備	エンジンに異音1か所、電気錠動作不具合1か所(見積書手配中)	未改善
	平成26.9.9	監視カメラ設備	モニター、カメラ、ビデオレコーダー不良(見積書手配中)	未改善
	平成26.11.13	監視制御設備	加湿器噴霧不良3台、加湿器給水不良2台、加湿器不良2台、加湿給水弁不良4台、加湿水トラップ配管腐食1台(見積書手配中)	平成27.3.4修理
	平成26.12.9 平成26.12.10	送排風機	電動機異音6台、振動・羽バランス不良5台、キャンバス破れ2台、吊り金具外れ1台、現状維持で運転中(見積書手配中)	平成27.2.20 一部修理
	平成27.1.9	駐車場設備	発券機・精算機ともに搬送部に劣化、出口ゲートバー先端部に亀裂あり、交換を検討中(見積書手配中)	平成27.2.20修理
有明	平成26.9	受水槽一括警報発生	No.2湧水ポンプのフレイカトリップのため早急な修理が必要(見積書提出済)	平成27.1.28修理
	平成26.12.5	ごみ管路システム	一次貯留部ごみレベル計動作不良、交換予定(見積書手配中)	未改善
	平成27.2.24	オートドア設備	1階防波扉無停電電源装置バッテリー電圧低下、要交換を連絡(見積書手配中)	未改善
青海	平成26.9.9	防災設備	排煙窓開閉不良2面(見積書提出済)	平成27.3.20修理

(表3) 緑地管理等業務の内容及び業務報告書記載状況

ターミナル名	作業内容		作業回数	業務報告書記載状況
晴海	芝生地管理	芝生地	年3～6回	実施日、結果の記載なし
	植込地管理	中木	年1回	
		低木	年2回	
		低木	年1回	
		植込地	年2～4回	
有明	芝生地管理	芝生地	年2～4回	
	植込地管理	中木	年1回	
		低木	年2回	
		植込地	年2～4回	
青海	芝生地管理	芝生地	年2～4回	
	植込地管理	中木	年1回	
		低木	年1～2回	
		特殊樹木	年1～2回	
		植込地	年2～4回	

交 通 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(その他)

(1) 工事契約に係る価格情報管理を適切に行うべきもの

工事の積算内容は、工事の施行に当たり締結する工事請負契約の相手方を決定する手続において定める予定価格及び最低制限価格を算定する基礎である。

ところで、予定価格に関する工事の積算内容の情報管理について見たところ、車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所では、電気通信設備工事等の設計内訳書の作成に当たり、表計算ソフトを使用し、積算内容が記録されたデータを、局が共有するネットワーク内にある、係のフォルダに保管しており、建設工務部では、土木工事の設計内訳書の作成に当たり、土木積算システムを使用し、積算内容が記録されたデータを、局が共有するネットワーク内にある、係のフォルダに保管している。

交通局のネットワークは、本庁各部においては、本局ネットワーク内に組織階層と同様のフォルダがあり、原則として所属課以外の課のフォルダを閲覧することはできない。(例外的に車両電気部では、電力課と信号通信課は相互に閲覧ができる。)また、出先事業所においては、庁舎間ネットワーク又は事業所ネットワーク内に組織階層と同様のフォルダがあり、所属所以外のフォルダは閲覧できない。

そこで、車両電気部、電気総合管理所及び新宿線電気管理所のフォルダの管理状況について見たところ、課内又は所内の設計担当者以外の者が、建設工務部については係内の設計担当者以外の者が工事の積算内容を閲覧・印刷・保存等が可能な状態となっていた。

このことは、積算内容等の情報管理として適切でない。

各部及び各所は、工事契約に係る価格情報管理を適切に行われたい。

(車両電気部)

(建設工務部)

(電気総合管理所)

(新宿線電気管理所)

(収入)

(2) バス事業の運賃収入の管理について

交通局は、営業キロ743.7km、131系統の路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という）を行っており、20の自動車営業所、支所等（以下「自動車営業所」という。）において、運行管理、料金等の収入管理、窓口での券類の販売、一般乗合旅客自動車（以下「バス」という。）の点検・修理などの業務を行っている。

一般にバス事業において、車内で旅客が料金を現金で直接支払う場合には、料金の支払方法や金額別に旅客の人数などを記録する方法がなく、あるべき料金収入の額を算出することができない。このため、あるべき料金収入の額と実際に受け取った現金の額（以下「現金有り高」という。）とを突き合わせることで収受した現金を漏れなく収入しているかを確認することができない。

そこで、自動車部では、料金を計数して収受する自動料金収納機（以下「料金機」という。）及び料金機の下部に挿入し、計数の結果と収受した現金等を収納する料金箱をバスに備え付けて料金を収受するとともに、自動車営業所に、料金箱に収納された計数データと現金等を回収する自動料金精算装置（以下「精算機」という。）を設置し、これらにより料金収入の管理を行っている（各機器のイメージは写真1のとおり）。

部は、平成25年度から平成26年度にかけて、「自動料金収納機及び自動料金精算装置の買入れ」（契約日：平成24年11月1日、契約金額：10億65万円、履行期限：平成26年9月26日）により、1,458台のバスに設置していた料金機及び20か所の自動車営業所に設置していた精算機等を更新するとともに、料金箱収入の金額など精算機のデータを、部が従前からバス事業の収入等を管理している事務管理システムに送信するため、精算機を事務管理システムに接続している。

更新に当たり、部は、あるべき料金収入の額と現金有り高との突合により料金収入を管理できないため、表1のとおり、乗客が料金機に運賃を投入してから精算機で回収し金融機関に納めるまでの間、乗務員及び自動車営業所職員が直接現金を取り扱わない仕組み（以下「自動精算」という。）とした。

しかし、乗客への返金や料金機へのつり銭補充など、乗務員及び自動車営業所職員（以下「乗務員等」という。）がやむを得ず直接現金を取り扱う場合がある。その場合には乱用を防止し、ひいては事件・事故なく現金の管理を行えるよう、その事情と処理経過を明確に記録するとともに、精算機等の出力帳票等を活用して客観的な検証を行える仕組みとすべきであり、それらの業務手順を明確に定めておく必要がある。

また、定めがあっても趣旨に沿って運用を徹底しなければ、料金機に投入された現金を漏れなく収入している保証がなくなることとなる。

そのため、部は、料金機の更新に当たり、乗客への返金や料金機へのつり銭補充などについて、精算機等の出力帳票の内容を変更するなど、管理体制の見直しも行っている。

そこで、自動車営業所において、乗務員等が直接現金を取り扱った場合について見たところ、次のとおり、各種の管理用帳票を見ても、どのように取り扱ったかが明らかでない収入現金等が見受けられた。

(写真1) 料金機等のイメージ



(表1) 料金収入に係る自動精算の手順

場所	時点	処理内容
バス	営業運行中	① 料金投入 乗客が料金を投入すると料金機が現金を計数し、必要な場合はつり銭を排出 ・料金機は投入された硬貨を、つり銭準備金が定数に足りない場合にはつり銭準備金収納部に、足りている場合には料金箱に収納 ・投入された札は料金箱に収納 ・投入された料金の額などを料金箱のメモリに保存
	営業運行を終了して帰庫した時	② 精算 料金機から料金箱を取り外す ・料金箱は料金機から取り外す時に自動的に施錠 料金機から取り外した料金箱を精算機にセット ・精算機が料金箱を自動で開錠 ・精算機が自動で現金をコンテナに収納 ・料金機が計数した運賃収入等のデータを精算機付属の端末に転送
自動車営業所	1日の営業終了後	③ 締切り ・精算機は料金機に投入された現金の金種別数量、つり銭準備金が不足して補充した場合の金種別数量、返金ボタンの使用状況等を帳票「金種別集計表」「金庫別集計表」等へ出力
		④ 納金 現金を収納したコンテナは精算機から取り外し、金融機関に引渡し ・コンテナは精算機から取り外す時に自動的に施錠
金融機関	コンテナ回収後	・コンテナを開錠して収納されている現金を計数したのち、口座に入金

ア 料金機の故障により取り出した現金の取扱いを明確に定めるべきもの

自動車部では、毎日、つり銭準備金を一定額用意して袋（以下「赤バッグ」という。）に入れ、銀行から自動車営業所に送らせている。自動車営業所では、料金機内部のつり銭が不足した場合につり銭準備金を用いて補充し、翌日、残ったつり銭準備金に、自動精算できなかった現金を合わせて袋（以下「緑バッグ」という。）に入れ、銀行に納付している。

「一般乗合旅客自動車の運賃及び乗車券取扱要領」（平成17年4月、交通局自動車部。以下「要領」という。）では、表2の場合に、「金種別表（別表）」に金額と事由を記載の上、収入に追加すると定めている。部は、この趣旨は、自動精算できなかった現金はすべて「金種別表（別表）」に記載して緑バッグに入れるということであるとしている。「金種別表（別表）」とは緑バッグの金額・内訳を記録するための様式であることから、これに記載された現金は緑バッグによる納付が確保できることとなる。

ところで、自動車営業所で、バスの点検や修理について記録する「車両整備日報」を見たところ、料金機を修理して詰まった紙幣や硬貨を取り出している場合が認められた。この現金は自動精算できない料金収入であるから、本来、要領の趣旨から、「金種別表（別表）」に金額と事由を記載の上、追加収入として緑バッグに入れなければならない。

しかしながら、「車両整備日報」で料金機から取り出したとしている現金について「金種別表（別表）」を見たところ、表3のとおり、「金種別表（別表）」に記載しておらず、収入されたことが確認できない事例があった。

一方で、杉並支所では全件、他の営業所でも一部を「金種別表（別表）」に記載しており、自動車営業所や担当によって、料金機から取り出した現金の取扱いが異なっている状況が見受けられる。

これは、要領では、料金機から取り出した現金も含め、自動精算できなかった現金はすべて緑バッグに入れると明記されていないため、その取扱いについての認識が自動車営業所に徹底されていないことによるものである。

部は、料金機の故障により現金を取り出した場合など、自動精算できなかったすべての現金につき、「金種別表（別表）」に記録の上、緑バッグに収めて銀行に納付するよう、取扱いを明確に定められたい。

（自動車部）

（表2）要領による「追加収入」の定め

1	料金機の硬貨投入口への紙幣の誤投入等により、自動精算できない料金収入があったとき
2	料金箱の故障等により、自動精算することができなかったとき
3	不正乗車による徴収運賃があったとき
4	その他料金箱収入に追加しなければならないとき

(表3) 車両整備日報及び金種別表(別表)の記載状況

年月日	車両整備日報に記載された車両係の取扱金額(円)	金種別表(別表)に追加収入として記載された金額(円)
小滝橋自動車営業所 杉並支所		
平成26年5月10日	4,000	4,000
平成26年5月12日	6,200	6,200
平成26年9月30日	1,000	1,000
平成26年11月1日	1,000	4,740
	3,740	
平成26年11月11日	1,000	1,000
平成26年11月17日	1,000	1,000
平成26年1月8日	1,000	1,000
早稲田自動車営業所 青梅支所		
平成26年5月7日	1,010	記載なし
平成26年8月25日	3,000	記載なし
平成26年9月1日	1,000	記載なし
平成26年12月5日	1,000	記載なし
平成26年12月7日	1,000	記載なし
平成27年1月22日	730	記載なし
平成27年2月12日	1,000	記載なし
小滝橋自動車営業所		
平成26年4月5日	1,790	記載なし
平成26年5月1日	1,000	1,000
平成26年7月30日	10	記載なし
平成26年11月12日	1,130	記載なし
平成26年11月16日	1,450	記載なし
平成26年11月28日	1,000	記載なし
平成26年12月10日	10	記載なし
平成26年12月11日	500	記載なし
平成26年12月23日	1,000	1,000
平成27年1月20日	10,000	10,000
平成27年1月28日	149	149
千住自動車営業所		
平成26年6月2日	不明(札詰まり)	1,000
平成26年6月11日	1,480	100
平成26年6月15日	1,890	記載なし
平成26年7月17日	不明(500円詰まり)	記載なし
平成26年10月17日	370	記載なし
平成27年2月9日	不明(札詰まり)	記載なし
平成27年3月18日	不明(札除去)	記載なし
江戸川自動車営業所臨海支所		
平成27年1月7日	1,000	記載なし
平成27年1月17日	1	記載なし
平成27年3月12日	5	記載なし
北営業所		
平成27年2月14日	170	記載なし
北営業所練馬支所		
平成27年1月9日	10	記載なし
平成27年3月13日	1,000	記載なし

イ 料金機修理の際車両係が車両整備日報に記載すべき事項について定めるべきもの

車両係が料金機の修理をした際、「車両整備日報」に詰まった現金を取り出したと記載されていない場合について、「金種別表（別表）」の処理を併せて見たところ、表4のとおり、適切でない事例が見受けられた。

①の事例については、部は、修理の際、料金機内のつり銭収納部からつり銭準備金を取り出した場合であるとしている。しかしながら、小滝橋自動車営業所の4月28日、3月25日のとおり、料金機内に補充するつり銭準備金の上限額14,400円を超えている場合は、緑バッグに入れるべき現金が含まれているものと推定される。このことから、「車両整備日報」に記載された取扱金額は、すべて取り出したつり銭準備金であり料金機内のつり銭収納部に戻すべきか、詰まった現金が含まれており緑バッグに入れるべきか、①のいずれの事例においても不明である。

②の事例については、紙幣の詰まりによる故障であるとして、乗務員が「作業伝票」により車両係に修理を依頼しているものの、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないため、取り出した現金の有無が明らかでない。

③の事例については、「車両整備日報」には現金の取扱いについての記載がないが、「金種別表（別表）」には追加収入として記載があり、修理の際の取扱額と照合することができない。

これらの事例はすべて、「車両整備日報」に、取り扱った現金の有無も含めた金額・金種、及び料金機に詰まった現金かつり銭準備金かの区別が明記されていないため、金額・方法ともに適正な処理がなされたことの確認ができない。

このことは、料金機修理の際に、車両係が「車両整備日報」に記載すべき事項について定めがないことによるものである。

部は、車両係が取り扱った現金の額、金種及び料金機に詰まった現金かつり銭準備金かの区別など、料金機修理の際「車両整備日報」に記載すべき事項について具体的に定められたい。

（自動車部）

(表4) 車両整備日報及び金種別表(別表)の記載状況

区分	日付	車両整備日報に記載された車両係の取扱金額(円)	金種別表(別表)に追加収入として記載された金額(円)
①	早稲田自動車営業所 青梅支所		
	7月6日	14,250	記載なし
	3月10日	13,670	記載なし
	小滝橋自動車営業所		
	4月4日	13,990	記載なし
	4月28日	14,750	記載なし
	5月12日	14,360	記載なし
	6月17日	13,840	記載なし
	7月11日	12,360	記載なし
	8月19日	13,540	記載なし
	3月25日	14,450	記載なし
②	江戸川自動車営業所臨海支所		
	3月6日	現金の取扱いについて記載なし	記載なし
	北営業所練馬支所		
	2月21日	現金の取扱いについて記載なし	記載なし
③	小滝橋自動車営業所		
	5月1日	現金の取扱いについて記載なし	10(定期整備時回収)
	7月30日	現金の取扱いについて記載なし	100(定期整備時回収)
	3月26日	現金の取扱いについて記載なし	100(定期整備時回収)
	千住自動車営業所		
	6月15日	現金の取扱いについて記載なし	210

ウ 料金機の修理の際に立会いの記録を行うべきもの

「車両整備マニュアル」(平成17年4月、交通局自動車部)では、故障した料金機の修理等で直接現金を取り扱う場合は、①修理時に取り扱う当該の現金の確認を行い、「車両整備日報」に記録すること、②修理後に整備者以外の者が確認を行うこと、③整備者及び立会者を記録すること、④記録した「車両整備日報」は所で決裁し保存すること、を定めている。

しかしながら、江戸川自動車営業所臨海支所において、表3の1月17日については立会者名が、表4の3月6日については立会いがなされた事実が、「車両整備日報」に記録されていない。

料金機の修理において現金を取り扱う場合には、現金の処理について複数人で確認したことを証するため、立会いがなされた事実及び立会者名を記録する必要がある。

所は、料金機修理において現金を取り扱う際、「車両整備日報」等に立会いの記録を行われない。

(江戸川自動車営業所)

エ 料金機修繕等におけるつり銭準備金の取扱いを定めるべきもの

千住自動車営業所外3所は、表5のとおり、料金機の故障修理等のために車両係が料金機の筐体を開けて、修繕又は点検を行っている。

また、これらの自動車営業所は、表6のとおり、車両の定期的な点検を月に1回行っているが、その際にも料金機の筐体を開けて、内部の各ユニットの点検を行っている。

ところで、料金機は、表7のとおり、最大で14,400円のつり銭準備金を収納する仕様となっており、料金機の筐体を開けると、つり銭準備金用の現金を直接取り扱うことができるようになる。

しかしながら、自動車部は、点検の前後において、料金機が計数しているはずのつり銭準備金の額を確認する手続を具体的に定めておらず、適切でない。

その結果、平成26年度において、4所合計で延べ2,576台のバスについて故障修理等及び定期点検を行い、金額の確認をしないまま、最大で3,709万4,400円のつり銭準備金を取り扱うことができる状況となっている。

部は、料金機の点検・修繕や、バスの定期点検を行うに当たり、料金機に収納されているつり銭準備金の取扱いについて具体的に定められたい。

(自動車部)

(表5) 不具合により車庫で故障修理・点検した料金機の延べ台数

(単位：台)

営業所・支所名称	整理券の詰まり	一日券の発券詰まり	札の詰まり	硬貨の詰まり	その他	計
青梅	68	19	5	11	11	114
千住	0	20	3	6	26	55
小滝橋	0	3	5	6	93	107
杉並	1	2	6	0	23	32
計	69	44	19	23	153	308

(表6) 1か月ごとの定期点検の回数

(単位：台、月、回)

営業所・支所名称	在籍車両数	月数	年間整備回数
青梅	29	12	348
小滝橋	52	12	624
杉並	43	12	516
千住	65	12	780
計	189		2,268

(表7) 硬貨払出部に収納されるつり銭準備金

(単位：枚、円)

金種	最大収納枚数	最大収納時の金額
100円硬貨	100	10,000
50円硬貨	40	2,000
10円硬貨	240	2,400
計	—	14,400

オ 返金ボタン使用時の返金理由を明確にすべきもの

料金機には、返金する機能が設けられており、乗客が現金を誤投入した場合にこれを返却するためなどに利用する。

この機能は、乗務員が現金を直接取り扱う場合の一つに当たり、これを適正に使用しなければ、料金機に投入された現金を漏れなく収入している保証がなくなることとなる。

自動車営業所においては、乗務員が返金ボタンを操作して料金機から現金を排出した場合に、次の手順により返金ボタンの操作について事情や処理経過等を確認している。

- ① 自動車営業所の運輸係職員が営業所に帰庫した乗務員から返金理由を聞き取って「現金等取扱い報告書」に記載する。
- ② 1日の営業運行の終了後に、精算機が料金箱から回収した運賃等の計数データなどを一覧として出力する「金庫別精算集計表」に表示されている「返金回数」と「現金等取扱い報告書」とを相互に参照して確認する。

ところで、料金機の仕様を見ると、表8のとおり、乗客が1,000円を誤投入した場合に1,000円を返金する操作を行うはずがないにもかかわらず、表9のとおり、ICチャージキャンセルのためとして1,000円を返金している事例が認められた。

自動車営業所では、乗務員から合理的でない返金理由が報告された場合には、その報告内容を検証する必要があるところ、小滝橋及び千住自動車営業所では、これを行っていなかった。

このことについて、自動車部は、要領により、返金ボタン操作時の確認について、返金理由等を乗務員から聴取のうえ、「現金等取扱い報告書」に記載することと定めているものの、返金理由等が合理的でないものについて検証を行うよう具体的に指導していない。

部は、各所が乗務員の返金操作に係る報告内容の合理性を検証するよう指導を徹底されたい。
(自動車部)

(表8) 千円札を投入した場合の料金機の操作

特段の操作を行わないまま千円札を投入した場合	料金210円を差し引き790円のつり銭を排出する。
1日乗車券等を料金機で発行する場合	千円から1日乗車券等の金額を差し引いた金額のつり銭を排出する。
ICカード方式の公共交通機関共通乗車カード(PASMO等)に千円をチャージする場合	チャージ設定後に千円札を投入すると、キャンセルすることができない。

(表9) 現金等取扱い報告書記載事例

年月日	営業所名	車号	返金額(円)	返金理由
平成26年7月3日	千住	N331	1,000	ICチャージキャンセル
平成26年6月13日	小滝橋	H229	1,000	チャージ設定中誤投入

カ 現金の一括投入を行った事実を把握すべきもの

料金機は、大量の硬貨を料金機内に投入することができる「一括口開放」の機能を備えている。

ところで、千住自動車営業所は、表10のとおり、50円硬貨20枚をつり銭として補充したとしている。

本来、つり銭補充を行う場合には、つり銭準備金から持ち出した金種と金額を「金種別表(別表)」及び「現金等取扱い報告書」に記載した上で、料金機の「つり銭補充」機能を利用して、硬貨を料金機に投入するべきであり、これを行うと「金庫別精算集計表」に補充したつり銭の金種及び数量が記録される。

しかしながら、所は、料金機の「つり銭補充」ではなく、「一括口開放」により行ったとしており、「現金等取扱い報告書」及び「金種別表(別表)」につり銭補充を行った記録があるのに、「金庫別精算集計表」には計上されていない。

この結果、補充したとして持ち出したつり銭1,000円が料金機に収納されたかどうかの確認ができない状況となっており適正でない。

また、指摘事項アのとおり、料金機の内部で紙幣及び硬貨が詰まったときに車両係が取り出した現金について「金種別表(別表)」に記載がない場合、それらの現金はつり銭準備金の残部とともに緑バッグにより銀行に納付されていないことになる。各所では、これらの現金を「一括口開放」機能を利用して料金箱に入れたはずであるとしているものの、料金機のデータや記録がないため、取扱いの確認ができない状況となっている。

「一括口開放」機能は乗務員等の手を経て料金機に投入される現金を扱うための機能であるから、やむを得ないとき以外には使用しないように定めるとともに、やむを得ず「一括口開放」機能を使用する場合には、料金箱から回収した運賃等の計数データなどを一覧として出力している「金庫別精算集計表」などに、「一括口開放」機能の使用状況とそれにより収納した金額等、管理に必要な情報を出力できるようにした上で、使用状況を乗務員に報告させる必要がある。

部は、「一括口開放」機能を使用する場合には、使用状況を報告させるとともに、帳票に使用状況を出力できるようにするなどして、現金の一括投入を行った事実を把握されたい。

(自動車部)

(表10) 現金等取扱い報告書記載事例

年月日	営業所	襟番	車号	返金額(円)	返金理由
平成27年2月24日	千住	157	M192	1,000	つり銭補充

(3) 1日乗車券の管理を適切に行うべきもの

都電荒川線では、都電1日乗車券（大人400円、小児200円）及び都営まるごときっぷ（大人700円、小児350円）の2種類の1日乗車券を車内で乗務員が販売しており、購入代金は車内の料金機に投入され、料金機内蔵の料金箱に収納される。1日乗車券の売上金額は、現金と照合はできないため、乗務員が販売用に持ち出した枚数から返却枚数を差し引いた枚数を販売枚数とし、これに1日乗車券の価格を乗じ、あるべき売上金額（以下「売上金額」という。）を計上する。

荒川電車営業所においては、この1日乗車券について、乗務員に券を払い出す際及び乗務員の業務終了後残数を受領する際、紙の一日券等受払い確認簿に、乗務員ごとの持出枚数、追加持出枚数、返却枚数を手書きで記入し、その後、表計算ソフトにデータ入力し、その日の販売枚数を算出している。返却された乗車券は廃札される。

ところで、平成27年3月29日の、紙の一日券等受払い確認簿と入力されたデータを併せて見たところ、乗務員50人及び臨時改札2か所において2種類の1日乗車券を販売しているが、表11のとおり、都電1日乗車券では乗務員22人及び臨時改札1か所、都営まるごときっぷでは乗務員15人について、追加持出枚数及び返却枚数に不整合が生じていることが認められた。

このため、この日の販売枚数及び計上された売上金額が適正であることを確認できない。また、乗車券の管理としても適切でない。

所は、適正な売上金額を確認できるよう、1日乗車券の管理を適切に行われたい。

(荒川電車営業所)

(表 1 1) 一日券等受払い確認簿に不整合が生じているもの (平成 2 7 年 3 月 2 9 日)

(単位: 枚)

整理番号	券種	紙の一日券等受払い確認簿			データ入力された一日券等受払い確認簿				不整合		
		持出枚数	追加持出枚数	返却枚数	持出枚数	追加持出枚数	返却枚数	販売枚数	持出枚数	追加持出枚数	返却枚数
1	都電 1 日 乗車券	3	不明	7	3	14	7	10	0	—	0
2		3	7	6	3	10	6	7	0	-3	0
3		3	5	4	3	10	4	9	0	-5	0
4		3	2	0	3	10	0	13	0	-8	0
5		3	5	2	3	10	2	11	0	-5	0
6		3	2	0	3	10	0	13	0	-8	0
7		3	7	6	3	15	6	12	0	-8	0
8		3	不明	0	3	12	0	15	0	—	0
9		3	7	8	3	10	4	9	0	-3	4
10		3	7	4	3	10	4	9	0	-3	0
11		3	7	3	3	10	3	10	0	-3	0
12		3	7	3	3	10	3	10	0	-3	0
13		3	20	12	3	22	12	13	0	-2	0
14		3	5	2	3	10	2	11	0	-5	0
15		3	5	6	3	10	6	7	0	-5	0
16		3	7	4	3	7	5	5	0	0	-1
17		3	7	8	3	7	5	5	0	0	3
18		2	3	1	2	3	3	2	0	0	-2
19		2	6	2	2	6	3	5	0	0	-1
20		2	8	5	2	7	5	4	0	1	0
21		1	5	5	1	4	5	0	0	1	0
22		3	7	10	3	0	3	0	0	7	7
23		20	10	15	20	50	15	55	0	-40	0
1	都営まる ごときっ ぷ (1 日 乗車券)	2	0	1	2	2	1	3	0	-2	0
2		2	2	2	2	3	2	3	0	-1	0
3		2	0	0	2	3	0	5	0	-3	0
4		2	0	1	2	3	1	4	0	-3	0
5		2	0	2	2	2	2	2	0	-2	0
6		2	0	0	2	2	0	4	0	-2	0
7		2	2	3	2	2	2	2	0	0	1
8		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
9		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
10		1	2	3	1	2	1	2	0	0	2
11		1	2	3	1	2	1	2	0	0	2
12		1	2	3	1	2	1	2	0	0	2
13		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
14		1	2	3	1	2	2	1	0	0	1
15		2	3	5	2	0	2	0	0	3	3

(4) 印刷契約における校正及び検査を適切に行うべきもの

電車部は、都電荒川線の広報及び増収を図るため壁掛けタイプ及び卓上タイプの都電カレンダー（2015年版）（以下「壁掛けタイプ」及び「卓上タイプ」という。）を作製・販売することとし、Aと壁掛けタイプの印刷契約（契約金額：53万5,680円、契約期間：平成26.8.26～平成26.9.30）及び卓上タイプの印刷契約（契約金額：49万6,584円、契約期間：平成26.9.2～平成26.9.30）を締結している。

部は、壁掛けタイプ及び卓上タイプをそれぞれ2,000部ずつ、合計4,000部作製し、平成26年10月5日から都営地下鉄16駅等で販売した。

ところで、販売状況について見たところ、部は、販売開始後わずか5日で販売を中止し、カレンダーの購入者に対して、壁掛けタイプについては交換、卓上タイプについては返金のお知らせを行っていることが認められた。

これは、壁掛けタイプについては①カレンダーの11月に31日が記載されていたこと、②「三ノ輪」の「輪」が「輪」になっていた二つの誤りがあったこと、また、卓上タイプについては③「三ノ輪」の「輪」が「輪」になっていた誤りがあったことによるものである。

壁掛けタイプ及び卓上タイプのカレンダーが納品されるまでには、部の責任校正で文字校正を2回、色校正を2回行い、受託業者の責任校正で曜日、日付等の校正を行っているにもかかわらず、校正の際に誤りが是正されなかったことは、部及び受託業者の校正が適切でない。

また、納品の際には、印刷物が仕様書等に沿って適正に作成されているかを検査しているにもかかわらず、壁掛けタイプ及び卓上タイプのカレンダーの誤りが発見できず、検査を合格としていることは、印刷契約における完了検査が適切でない。

これらの結果、壁掛けタイプについては受託業者の責任校正による①の誤りがあったため、追加経費なしで2,000部を印刷し直して販売し完売できたものの、卓上タイプについては、誤りが部の責任校正による③の誤りだけであったため、受託業者による再度の印刷は行われず、販売中止となったことから、販売による広報及び増収（卓上タイプの売上見込み額120万円（完売したとして試算））の効果が達成されていないことは適切でない。

部は、印刷契約における校正及び検査を適切に行われたい。

(電車部)

(支出)

(5) 依頼工事を計画的・効率的に施行すべきもの

交通局では、平成25年度を初年度とした3か年の経営のあり方と、それを実現していくための具体的な取組を示した経営計画2013を策定している。

電車部では、この経営計画の中で、計画期間における具体的な取組の一つに、「駅におけるお客様への案内の充実」として、改札窓口に都営地下鉄の全列車の運行状況がわかる駅係員用の運行情報端末(TID)を平成25年度に浅草線・三田線へ、平成26年度に新宿線・大江戸線へ配備することを上げている。

TIDの端末機器については電車部が自ら購入しているが、通信設備については、依頼工事として、電車部が車両電気部へ工事を依頼している。工事の契約に当たり、大江戸線のTID通信設備については、1件200万円未満の契約であるとして、事業所長が処理する契約事務に関する要綱(昭和59年58交総第1044号)第3条第1項に基づいて、大江戸線電気管理所において契約を締結している。

ところで、大江戸線のTID通信設備の施工に係る契約の状況について見たところ、表12及び表13のとおりであり、

- ① 項番1から8の施工内容は、いずれも通信用ケーブルの配線、コネクタの設置等であり、見積を徴取したいずれの業者でも施工可能であること
 - ② 項番3から8の工事は、項番1又は2で施工している駅の工事であること
 - ③ 項番1と2及び項番2から8は工期が重複していること
- など、合理的な理由がないまま8つの工事に分割して発注しており、工事が計画的に行われておらず非効率となっていることは適切でない。

このことについて車両電気部では、経営計画に定められた平成26年度内にTIDを設置する必要があったが、電車部からの工事の依頼が平成26年9月12日であり、その時点から施工に関する調査を開始し、調査が完了した個所から発注したためだとしている。

しかしながら、経営計画は平成24年度に発表されたもので局を挙げて実施する事業であり、電車部が正式に依頼を出す以前から電車部と車両電気部はTID設置に係る調査・検討を行っていたものであることから、車両電気部が工事の施行に係る調査・契約・工事の期間を考慮して計画的な事業の執行を図れば、このような事態は防げたものである。

車両電気部は、依頼工事を計画的・効率的に施行されたい。

(車両電気部)

(表 1 2) 大江戸線 T I D 通信設備工事概要

項番	工事件名	契約金額 (円)	契約日	工期	見積書徴取者 (上段：契約業者)
1	大江戸線新宿西口駅 ほか 13 駅 T I D 回 線構築工事	1,940,232	平成 26.12.9	平成 27.2.6	B
					C
					D
2	大江戸線門前仲町駅 ほか 11 駅通信用回 線改修工事	1,971,790	平成 27.1.28	平成 27.3.13	B
					E
					C
3	大江戸線新宿西口駅 ほか 1 駅電話回線改 修工事	1,989,372	平成 27.2.9	平成 27.3.31	B
					C
					F
4	大江戸線春日駅ほか 1 駅モデム設置工事	1,995,982	平成 27.2.12	平成 27.3.31	B
					C
					F
5	大江戸線勝どき駅ほ か 1 駅出札室回線工 事	1,995,180	平成 27.2.16	平成 27.3.31	C
					G
					B
6	大江戸線六本木駅ほ か 1 駅電気設備管理 システム回線工事	1,993,982	平成 27.3.4	平成 27.3.31	H
					E
					F
7	大江戸線門前仲町駅 T I D 用通信線路工 事	1,987,044	平成 27.2.19	平成 27.3.31	C
					B
					G
8	大江戸線青山一丁目 駅駅務室他配線工事	1,984,875	平成 27.2.20	平成 27.3.31	H
					D
					I

(表 1 3) 大江戸線 T I D 通信設備工事施工駅

項 番	施工駅																										
	新宿西口	東新宿	若松河田	牛込柳町	牛込神楽坂	飯田橋	春日	本郷三丁目	上野御徒町	新御徒町	蔵前	両国	森下	清澄白河	門前仲町	月島	勝どき	築地市場	汐留	大門	赤羽橋	麻布十番	六本木	青山一丁目	国立競技場	代々木	
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													
2															○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	○					○																					
4							○		○																		
5																		○		○							
6																								○		○	
7															○												
8																									○		

(6) 契約の相手方に対し契約内容を遵守するよう指導すべきもの

車両電気部は、車両検修場（地下車庫）常駐巡回警備業務委託をJと契約（契約金額：5,378万4,000円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）している。

ところで、契約における警備員の資格について見たところ、AEDの使用に関する一定の講習（普通救命講習（自動体外式除細動器業務）又は上級救命講習）を受講し、認定証の交付を受けていること、あるいは、契約時に上記資格のない者は、速やかに取得することとしている。

しかしながら、警備員として名簿に登録している5名のうち2名は、認定証の交付を受けておらず、3名についても、表14のとおり早い者でも契約後9か月経過してから認定証の交付を受けている。

各講習は、AEDの使用方法のほか、心肺蘇生、窒息の手当て、止血の方法など、一次救命に必要な技能を得るものであることから、契約で定めているにもかかわらず、認定証の交付を受けていない警備員の配置及び契約後9か月間も認定証の交付を受けた警備員が不在な状況が継続していたことは適正でない。

部は、契約の相手方に対し、契約内容を遵守するよう指導されたい。

（車両電気部）

（表14）普通救命講習又は上級救命講習修了状況

警備員	修了認定技能	認定証交付年月日
K	上級救命技能（自動体外式除細動器業務従事者）	平成26.12.17
L	〃	平成27.1.13
M	〃	平成27.1.21
N	—	—
O	—	—

(7) 監督及び検査を適正に行うべきもの

東京都交通局契約事務規程（昭和39年交通局規程第15号。以下「規程」という。）第62条の2、第62条の3及び第62条の4では、工事等の請負契約の適正な履行を確保するため、契約の履行について、立会い、指示、工程の管理等の方法により、所属長が所属職員に監督を行うことを命ずるよう定めている。

また、規程第63条では、工事等の請負契約等について、工事等の適正な履行の確保をするため必要な検査を行うこととしており、規程第62条の6では、監督員の職務は、特別の必要がある場合を除き、検査員職務と兼ねることができないと定めている。

しかしながら、表15の工事について見たところ、特別の必要がないにもかかわらず監督員の職務と検査員の職務を同一の者が行っており、又は工事完了検査証に検査員の記名押印がないまま検査員の判定を合格としており、適正でない。

各所は、工事請負契約に係る監督及び検査を適正に行われたい。

(大島乗務管理所)

(清澄乗務管理所)

(江東自動車営業所)

(表15) 監督・検査が適正でない工事

項番	所属	工事件名	契約日	契約金額 (円)	備考
1	大島乗務管理所	新宿都ビル仮泊所浴室水栓 取替修理	平成 26. 6. 4	178, 200	監督員と検査員が同一
2	大島乗務管理所	大島総合庁舎便所内掃除口 交換工事	平成 26. 8. 22	92, 232	監督員と検査員が同一
3	清澄乗務管理所	光が丘庁舎5階浴室タイル 他修繕	平成 26. 5. 15	1, 331, 640	監督員と検査員が同一
4	清澄乗務管理所	光が丘乗務区庁舎 LAN ケーブル敷設工事	平成 26. 5. 27	275, 400	監督員と検査員が同一
5	清澄乗務管理所	大江戸線光が丘庁舎消防設 備修繕	平成 26. 6. 13	222, 480	監督員と検査員が同一
6	江東自動車営業所	江東自動車営業所錦糸町駅 南口発車場照明器具修繕	平成 26. 12. 8	75, 600	検査員の記名押印なし

水 道 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 給水装置業務マニュアルを整備し履行確認を適切に行うべきもの

局は、各支所の業務である給水装置の新設、改造、撤去などを行うため区内21か所に給水管工事事務所を置き、給水部（以下「部」という。）は、「平成26年度給水装置関連業務委託」（契約金額：23億7,600万円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31。以下「給水業務委託」という。）を東京水道サービス株式会社（以下「TSS」という。）と特命随意契約により締結し、その業務を行わせている。

部は、給水装置業務マニュアル（平成26年4月）（以下「マニュアル」という。）を作成し、これに基づき、給水業務委託を実施することとしている。マニュアルには、給水装置の新設等に係る業務フローが図1として示され、施行基準として表1のとおり、①工事依頼受付後の設計積算日数の期限として、5日又は10日以内（他企業等調整を要するものは調整後の日数）、②工事費概算額納入後の工事施行日数の期限として、10日又は20日以内（許可及び他企業等調整を要するものは許可及び調整後の日数）と定められている。

各支所は、案件ごとにTSSからの工事調書などで履行確認をし、事案決定処理を行っている。

ところで、練馬給水管工事事務所及び大田給水管工事事務所において給水業務委託の実施状況を見たところ、表1のとおり、マニュアルに定められた設計積算において受付後10日以内、工事施行において工事費納入後10日又は20日以内に処理されていない事例が認められた。

これらの事例について、TSSは、申込者の工事希望日を聞き、その上で関係者と調整を図り、調査・施工を行ったため日数を要したとしている。一方、支所は、その経緯をTSSから履行確認時に口頭で報告を受けたとしている。

しかしながら、支所には報告の内容を記録した書面がないため、申込者の工事希望日がいつであったのか、関係者との調整にどの程度の日数を要したのかなどの調整経過が一切不明であり、適切な処理日数で履行がなされたか確認することができないことは適切でない。

また、部が定めるマニュアルでは、工事申込書に希望日の欄がなく、工事調書にも希望日や他企業等との調整経過を記載する欄が設けられていないなど、他企業等調整を要する場合の履行確認に当たって必要十分な情報を記載する様式となっていないことは適切でない。

北部支所、南部支所は、給水業務委託の履行確認を適切に行われたい。

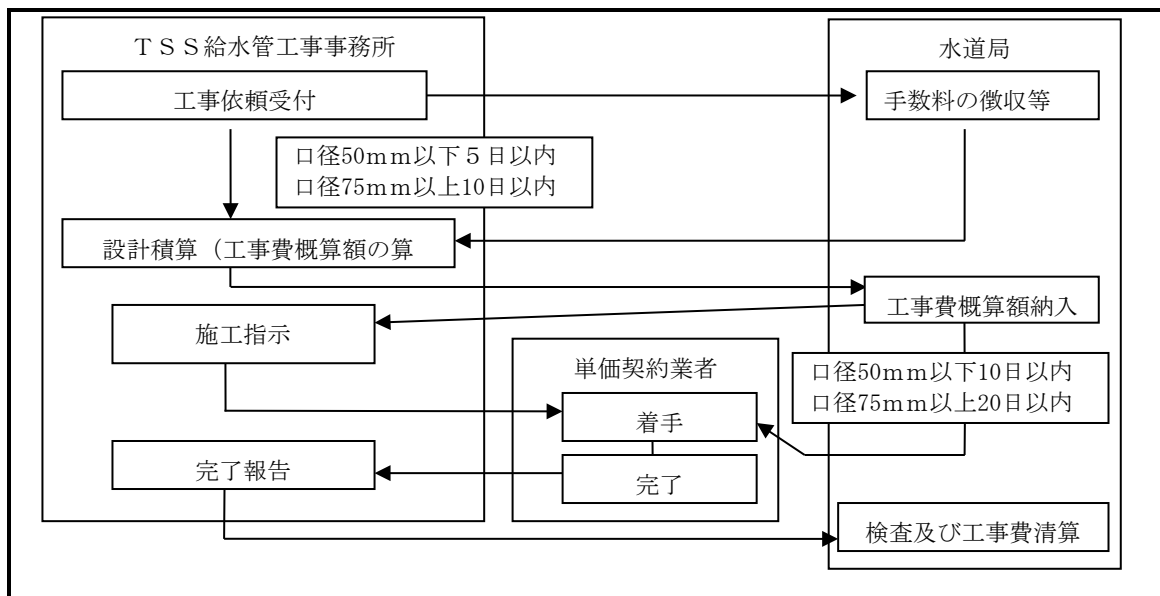
部は、工事希望日や他企業等調整の経過を記載する様式を定めるなどマニュアルを改め、他企業等の調整を要する場合等の処理手続きを明確にするとともに、支所に対し履行確認が適切に行われるよう指導されたい。

(給水部)

(北部支所)

(南部支所)

(図1) 給水装置の新設等に係る業務フロー



(表1) 施行基準とそれに反した事例

施行基準		口径	処理日数	備考	
		設計積算	50mm以下 75mm以上	5日以内 10日以内	受付後、他企業等調整を要するものは調整後の日数
工事施工		50mm以下 75mm以上	10日以内 20日以内	工事費納入後、許可及び他企業等調整を要するものは許可及び調整後の日数	
		基準に反した事例	練馬給水管工事事務所	75mm	受付 26. 3. 24 工事費納入 26. 4. 18
事例	大田給水管工事事務所	20mm	工事費納入 26. 9. 4	施工 26. 9. 24	整理番号 1102953254
		50mm	工事費納入 26. 10. 15	施工 26. 11. 12	整理番号 1102957357
		〃	工事費納入 26. 9. 9	施工 26. 11. 25	整理番号 1102953351

(支出)

(2) 委託契約を適切に行うべきもの

東部第二支所は、足立区伊興二丁目20番地先から同19番地先までの間の配水本管(φ500mm、延長773m。以下「伊興線」という。)の充水作業を実施した結果、管路内の水圧が低下したことから漏水の可能性を認めため、相関式漏水発見器による漏水調査等を行ったものの漏水箇所を特定することができなかった。漏水状況の放置は道路陥没の危険性につながることから、所は、漏水の原因を早急に究明するため、非開削による埋設管漏水発生箇所を特定する「低周波法」の特許を有するA(以下「受託者」という。)と伊興線漏水調査委託(契約期間:平成26.6.13~平成26.7.28、契約金額:224万1,000円。以下「当初契約」という。)を特命随意契約により締結した。

受託者は、当該漏水調査の結果、「低周波法」が漏水の大小、埋設の深さなどの制約を受けにくく、高い精度実績を有する漏水調査技術であると総評した上で、配水管の埋設配水部における漏水箇所を全1か所として報告している。

所は、この報告を受け、配水管の漏水修理工事(修理工事日:平成26.8.4)を施工し、修理後に配水管の気圧試験を行ったところ、他にも漏水箇所があることを確認した。そこで、所は、再度、受託者と低周波法による伊興線漏水調査委託(その2)(契約期間:平成26.9.5~平成26.11.20、契約金額:248万4,000円。以下「その2契約」という。)を、特命随意契約により締結し、調査を行わせた。この結果、受託者は、空気弁に漏水箇所があることを報告している。

所は、この報告を受け、空気弁取替工事(平成26.9.29)を施工し、再度、修理後の気圧試験を実施(平成26.10.1)した結果、伊興線の漏水が全て解消されたことを確認した。

しかしながら、その2契約は、当初契約と同様の手法(低周波法)を用いて漏水箇所(空気弁)を捕捉していることや、調査報告書からは、当初契約に基づく調査により空気弁からの漏水を発見できなかった特段の事由は明らかでないことから、当初契約の調査結果に瑕疵があった可能性も否定できない。

これは、所が、低周波法による調査精度を踏まえた上で、仕様書に①調査データ等、調査が適切に行われたかを判別しうる報告事項、②調査対象範囲のすべての漏水箇所を特定ができなかった場合の対応等を定めていないことによるものであり、適切でない。

これらの結果、経済的で、迅速な漏水箇所の特定が行われたい状況となっている。

所は、調査結果報告書の内容、漏水箇所の特定が不十分であった場合の対応などを仕様書に定め委託契約を適切に行われたい。

(東部第二支所)

(3) 単価契約工事について

給水部は、「水道緊急工事（漏水修理工事）請負単価契約」（以下「単価契約工事」という。）を65者と締結（契約金額：51億9,284万4,176円）し、各支所はその契約により、所管内の漏水修理等の工事を行わせている。

ア 完了検査を適正に行うべきもの

東部第二支所で、単価契約工事で発注した案件について、表2のとおり、

- ① 受注者から提出された工事施行確認願を工事記録写真と照合したところ、交通保安工について、工事施行確認願に記載された交通誘導員の数が、実際に配置した数よりも過大に計上、又は交通誘導員を配置しているにもかかわらず計上漏れのまま、支所では検査完了として支払手続きを行っている
- ② 測量成果簿の作成を含む測量基準点復元工について、受注者から提出された測量成果簿の工事記録写真は平成26年7月10日となっているにもかかわらず、平成26年7月7日に受注者から工事施行確認願が提出され、支所はそれを平成26年7月8日に検査完了として支払手続きを行っている

ことが認められたことは適正でない。

支所は、完了検査を適正に行われたい。

(東部第二支所)

(表2) 完了検査が適正でない案件

指示番号	請負金額	工種	内容
467-1	1,078,917円	交通保安工	34,445円（2人分過大計上）
1122	768,962円	交通保安工	137,782円（2日×4人分計上漏れ）
356-1	1,044,608円	測量基準点復元工	検査時に全てが完了していない

イ 許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督すべきもの

工事において道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に基づく道路使用許可が必要な場合、支所は単価契約工事の受注者に所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出させている。道路使用許可申請に当たっては、申請書のほか交通誘導員の配置を記載した平面図を添付しており、これらを含めた条件に従うこととして所轄警察署長から許可証が交付されている。

東部第二支所の単価契約工事で、受注者から提出されている道路許可証と交通誘導員の配置状況を確認したところ、許可証の条件として添付されている交通誘導員の配置より実際の配置数が過少となっている案件（指示番号：467-1、732）が認められ、これらは許可条件違反であり適正でない。

支所は、道路使用許可条件を遵守して交通誘導員を配置するよう受注者を指導・監督されたい。

(東部第二支所)

(4) 配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行うべきもの

給水部（以下「部」という。）では、「平成26年度配水小管設計業務委託」及び「平成26年度配水小管工事監督業務委託」（以下「両業務委託」という。）を各々TSSと特命随意契約により締結しており、契約金額等の詳細は、表3のとおりである。

ところで、これらの両業務委託に関する費用の内訳を見たところ、業務原価に諸経費を加算しており、この諸経費は、業務原価が高額になるごとに率が下がる仕組みとなっていた。

両業務委託においては、業務内容が配水に係る設計と工事監督という一連のものであることや、同一の受注者との特命随意契約であり、契約期間も同一であることから、一案件として発注することができ、これらを一案件として発注した場合、468万8,299円の経費を削減出来ることが認められた。

部は、配水小管工事に係る設計及び工事監督業務を経済的に行なわれたい。

(給水部)

(表3) 配水小管工事に係る契約の概要

件名	平成26年度配水小管工事監督業務委託	平成26年度配水小管設計業務委託
契約金額	1,139,400,000円 (うち消費税の額84,400,000円)	629,640,000円 (うち消費税の額46,640,000円)
契約期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日	
委託先	東京水道サービス株式会社	
委託内容	配水小管に係る工事監督業務（当局契約の工事受注者指導及び管理並びに住民各関係機関等との調整）及び工事施行に係る断通水作業。	配水小管に係る設計調整業務・設計管理業務（設計業者が行う設計内容の確認、設計業者への指示及び指導）及び設計積算・審査業務。

(5) インフレスライド条項による契約変更を適正に行うべきもの

立川給水管理事務所は、「小平市鈴木町一丁目326番地先から同市花小金井六丁目101番地先間配水小管布設替及び新設工事契約」（契約金額：2億551万3,200円、工期：平成26.1.24～平成26.12.5）をBと締結している。当工事の監理業務は、多摩水道改革推進本部が締結している「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」及び「平成26年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」により、TSSに行わせている。

また、局は、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、平成

26年2月1日が工期内にある工事を対象に、工事請負契約書第24条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の規定により受注者から請求があった場合、契約金額の変更を行っている。当該変更額（以下「スライド額」という。）は、基準日（請求日と同日にすることが基本）とした日以降の残工事について、変動後の賃金等を反映させ、表4の式により算出している。

ところで、当工事のインフレスライド条項による契約変更は、監理業務受託者であるTSSが工事変更設計書（案）を作成し、所が内容確認のうえ平成26年12月1日に契約変更を行っている。これらの処理について見たところ、スライド額の算出において、受注者からの請求日である平成26年2月6日を基準日とし、基準日現在の既済部分に相応する金額を0円としていた。

しかしながら、基準日現在、当工事は、試験堀工35箇所のうち32箇所の施工が完了しており、基準日の出来形数量の確認において参照している「工事関係検査基準」（水道局作成）によれば、試験堀工は、施工完了箇所を出来形数量としている。

このため、試験堀工32箇所の施工を出来形数量としてスライド額を算出すると、表5のとおり、当工事の契約変更額は10万8,000円過大となっており、適正でない。

所は、TSSへの指導を含め、インフレスライド条項による契約変更を適正に行われたい。

（立川給水管理事務所）

（表4）スライド額の算出式

スライド額＝変動後残工事金額－変動前残工事金額－（変動前残工事金額×1／100）	
変動前残工事金額：	契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額
変動後残工事金額：	変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した変動前残工事金額に相当する額

（表5）当工事におけるスライド額（単位：円）

	誤	正	備考
変動後残工事金額 a	192,150,000	190,630,000	差額は試験堀工の既済部分
変動前残工事金額 b	186,470,000	185,060,000	〃
変動前残工事金額×1／100 c	1,860,000	1,850,000	
スライド額（税抜） d=a-b-c	3,820,000	3,720,000	
契約変更額（税込） e=d×1.08	4,125,600	4,017,600	差引108,000円が過大

（6）工事請負契約に係る事務を適正に行うべきもの

南部支所は、渋谷区大山町24番地先から同区西原三丁目45番地先間外1か所の配水小管布設替工事について請負契約（当初契約金額：3億1,920万円、受注者：C、工期：平成25.10.29～平成26.12.8）により実施している。

ところで、所において工事関係書類を見たところ、監査日（平成27. 1. 27）現在、工期の終期から1か月以上経過しているにもかかわらず、賃金水準等の変動による契約変更手続を終えていない状況が認められた。

しかしながら、契約変更手続は工期末までに行うこととなっており、工期を越えて手続を終えていないことは、適正でない。

工事については、既に経理部の検査所管課において完了検査が行われ、検査合格とする検査調書が作成されているものの、所は、契約変更手続が終わっていないことから、受注者に検査調書を送付していない。このことにより、受注者は、完了検査に合格していながら契約代金の請求を行うことができない状況となっている。

所は、工事請負契約に係る事務を適正に行われたい。

（南部支所）

（その他）

（7）浄水場等の機械・電気設備の保守業務委託に係る業務従事者の衛生管理について

建設部は、浄水場等の機械・電気設備の保守業務委託について、水道用機械・電気設備保守業務委託標準仕様書（平成25年4月東京都水道局。以下「標準仕様書」という。）を定め、衛生管理に係る水道法第21条等に基づき局が行う業務従事者の健康診断（細菌検査）について、受託者は、次のとおり、検査を受検させることとしている。

- ① 稼働中の水道施設で6か月以上継続して作業に従事する者、直接水に触れる作業をする者等を検査対象者として赤痢菌、腸管出血性大腸菌感染症等の病原体の保有の有無を検査する。
- ② 受託者は、局が交付する検査機関宛での検査依頼書を検査機関に提出した後、業務を開始する直前に第1回目を行い、その後は6か月毎に行い、検査を行った機関から検査結果通知書を受領し、速やかに業務委託担当者に提出する。
- ③ 業務計画書に添付する主要業務従事者一覧表には、主要業務従事者に加えて検査対象者に該当する業務従事者を全員記載する。

ところで、この検査結果通知書と関係書類とを照合したところ、監査日（平成27. 2. 17）現在、次のとおり、事務手続に適正を欠く事例、標準仕様書の様式の不備などが認められた。

ア 衛生管理に係る事務手続を適正に行うべきもの

長沢浄水場及び砧浄水場において、監視制御設備等保守業務委託契約に定める衛生管理（標準仕様書）に係る事務手続を見たところ、適切な衛生管理を行う上で、提出された検査結果通知書と主要業務従事者一覧表とを確認する必要があるが、通知書記載の一部の者の氏名等が一覧表には記載されておらず、事務手続に適正を欠く状況が認められた。

場は、標準仕様書に定める衛生管理に係る事務手続を適正に行われたい。

（長沢浄水場）

（砧浄水場）

イ 衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図るべきもの

建設部は、標準仕様書で衛生管理に係る事務手続を定めているが、業務計画書に添付する主要業務従事者一覧表は、主要業務従事者に加えて検査対象者に該当する業務従事者全員の氏名等が記載されるだけで、検査の要否等が記載されていないため、一覧表からは検査対象者が特定できないなど検査結果通知書の確認に必要十分なものとなっていない。

また、直接水に触れる作業をする者の衛生管理について、各作業の作業従事者又は作業開始時期が異なるなどの事由により検査対象者及び検査時期が一律でない場合、その検査対象者及び検査時期の把握や確認のための事務手続が定められていない。

このように、衛生管理に係る検査対象者、検査実施状況の確認が容易には行えない状況となっている。

部は、衛生管理に係る標準仕様書の見直しを適切に行うとともに周知徹底を図られたい。

(建設部)

下 水 道 局

1 指摘事項

(重点監査事項)

(支出)

(1) 水再生センター保全管理業務委託について

中部ほか5下水道事務所及び森ヶ崎水再生センター（以下「各事業所」という。）は、水再生センター等を適正に保全管理することにより、故障等の未然防止及び早期対応を図り、水再生センターの水処理機能等を正常に維持することを目的として、表1のとおり、都の監理団体である東京都下水道サービス株式会社と、「水再生センター保全管理業務委託」契約（以下「本契約」という。）を特命随意契約により締結している。その業務内容は、表2のとおりである。

この業務委託について、委託の目的を達成しているか、また経済的、効率的かつ効果的に行われているか検証したところ、次のとおり、改善を要する点が認められた。

(表1) 水再生センター保全管理業務委託契約の実施状況（平成26年度）

(単位：円)

事業所名	契約件名	契約金額	委託開始年度
中部下水道事務所	芝浦水再生センター保全管理業務委託	864,000,000	平成24年度
北部下水道事務所	三河島水再生センター保全管理業務委託	594,000,000	平成21年度
東部第一下水道事務所	有明水再生センター管理業務委託	496,800,000	平成18年度
東部第二下水道事務所	中川水再生センター保全管理業務委託	529,200,000	平成21年度
	小菅水再生センター保全管理業務委託	691,200,000	平成21年度
	葛西水再生センター保全管理業務委託	810,000,000	平成24年度
西部第一下水道事務所	落合水再生センターほか1か所保全管理業務委託	669,600,000	平成20年度
西部第二下水道事務所	みやぎ水再生センター保全管理業務委託	594,000,000	平成21年度
	新河岸水再生センター保全管理業務委託	486,000,000	平成21年度
	浮間水再生センター保全管理業務委託	615,600,000	平成23年度
森ヶ崎水再生センター	森ヶ崎水再生センター東処理施設ほか7か所保全管理業務委託	594,000,000	平成25年度

注：契約期間は、全て平成26.4.1～平成27.3.31である。

(表2) 水再生センター保全管理業務委託の業務内容（概要）

水処理設備等の保全管理業務	
	揚水設備、水処理設備、建築付帯設備等の保守点検、簡易な修繕又は簡易な修理、異常時の応急処置及び関係各部署への連絡等
その他作業	
	○ 監視制御設備保守点検 ○ 電気設備保守点検 ○ 工業計器設備保守点検 ○ クレーン設備保守点検 ○ 空調機設備保守点検 ○ 消防用設備保守点検 など

ア 履行状況の検証結果を業務に的確に反映すべきもの

本契約の特記仕様書において、東京都下水道サービス株式会社（以下「会社」という。）は、1件250万円までの簡易な修繕又は簡易な修理（以下「簡易修繕」という。）を行うこととし、

- ① 保守点検の結果、早急に対応が必要な場合は、簡易修繕を行い、当該機器の機能を速やかに回復する
- ② 日常点検、定期点検の結果、故障がある機器について、簡易修繕や部品交換等を行い、当該機器の機能を確保する

とされている。

なお、水処理設備（沈殿池等）の開口部覆蓋部分及び手すり等については、会社が「開口部覆蓋部分及び手すり等点検標準」（平成22年5月、施設管理部）に基づき点検を行うが、簡易修繕の対象外であり、各事業所が修繕を行うこととされている。

また、本契約の仕様書において、会社は、業務月報等のほか随時に点検報告書を提出することとされており、これらの報告書について、各事業所は、担当主事の確認後、保全担当係員、設備管理係長、センター長に回付するなどして、履行状況の確認を行っている。

この履行状況の確認について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

(ア) 中部下水道事務所所管の芝浦水再生センターでは、

- ① 消防用設備について、表3の項番1のとおり、平成24年7月に、会社が再委託した専門業者から、法定性能試験（連結送水管の耐圧試験）が必要である旨の報告があったにもかかわらず、監査日（平成27. 1. 19）現在、会社は、法定性能試験を実施しておらず、また、所は、監査日現在まで、会社に対して改善を指示していない
- ② 自動火災報知設備について、表3の項番2及び3のとおり、所は、監査日（平成27. 1. 19）現在、改善しておらず、故障した機器の電源を切ったまま施設を運転している
- ③ 故障箇所等について、表4のとおり、平成26年12月度の業務月報においても、故障等発生時の平成26年8月度と同じ報告内容が記載されており、また現状と業務月報の記載内容に相違もある

など、会社は点検結果に基づき速やかに改善を行っておらず、また所は、会社からの報告書について確認・分析を十分に行っていないことから、適切な対応がなされていない。

(イ) 西部第一下水道事務所では、落合水再生センターの水処理設備（沈殿池等）の開口部覆蓋部分及び手すり等について、表5のとおり、危険度A（立入禁止措置及び直ちに改善するもの）の報告があり、所が速やかに改善すべきであるにもかかわらず、監査日（平成27. 1. 26）現在、所は立入禁止措置をしているものの、改善が行われないうまま1年以上経過し、故障度合が増しているなど、故障等の早期対応が図られていない。

これらは、報告書に基づき状況を把握・管理する仕組みとしているにもかかわらず、両所において、そのチェック体制が有効に機能していないことから、会社に対する指示及び自らが行うべき対応がなされていないなど、委託結果を業務に的確に反映できていないことによるものである。

このため、委託目的である故障等の未然防止及び早期対応において、一部で十分に効果が得られない状況となっている。

会社は、点検結果に基づき速やかに改善されたい。

両所は、会社に速やかな改善を求めるとともに、履行状況の検証を行い、その結果を業務に的確に反映されたい。

(中部下水道事務所)

(西部第一下水道事務所)

(東京都下水道サービス株式会社)

(表3) 芝浦水再生センターの消防用設備点検結果(平成26年7月点検・報告)に係る対応状況

項番	場所	設備名称	報告内容	対応状況
1	事務棟	連結送水管	前回(平成19.8)の耐圧試験より3年経過のため、耐圧試験の実施を要す。	平成24年度前期点検(平成24.7)から、同内容の報告があるが、未改善。
2	芝浦ポンプ所	自動火災報知設備	No.2 B5F ポンプ室南 発報中のため、現在離線中、調査及び改修を要す。	平成25年度後期点検(平成26.1)から、同内容の報告があるが、未改善。
3	東品川ポンプ所	自動火災報知設備	No.11 換気機械室(2) 現在離線中、調査及び改修を要す。	平成23年度前期点検(平成23.7)から、同内容の報告があるが、未改善。

(表4) 会社からの報告と現状が相違している事例

事案	会社からの報告内容(注1) (平成26年12月度業務月報)	実地監査で確認した現状
管理番号: 88 発生時期: 平成26.8.8 件名: 低段汚水阻水扉1号故障	低段汚水阻水扉1号の開操作不能。開度計の表示が実際の表示と大きく相違。 低段揚水機能に重大な影響を及ぼす可能性があるため、早急に簡易修繕(注2)にて対応予定である。	会社は、9月度月報から、簡易修繕にて「設計中」と報告しているが、監査日現在発注されておらず、会社による早急な簡易修繕が行われていない。
管理番号: 97 発生時期: 平成26.8.20 件名: 本系浅槽反応槽東DO計(5-D)故障	工業計器設備保守点検時、DO計計測中にインシャライズを繰り返す症状が出た。 継続使用可能だが、簡易修繕にて対応予定である。	平成26.12.4に局において工事契約を締結済み。 会社も、局と工期設定について協議している。
管理番号: 98 発生時期: 平成26.8.20 件名: 送風機棟冷却塔配管設備バルブ類動作不良	送風機棟冷却塔1・2号の切替用のバルブ類が固着し操作できない。 簡易修繕にてバルブの取替えを予定している。実施は、冷却塔負荷の高い夏場を避け、秋口を予定している。	平成26.11.18に会社において修繕契約を締結済み。

注1: 「会社からの報告内容」は、平成26年12月度業務月報の「主な懸案事項」に記載されている内容の抜粋であり、故障等発生時の平成26年8月度業務月報と同じ記述となっている。

注2: 「簡易修繕」は、会社が再委託により行う修理である。

(表5) 落合水再生センターの開口部覆蓋部分及び手すり等点検結果(危険度A)に係る対応状況の事例

点検・報告時期	場所	設備名称	報告内容	対応状況
平成26.5	機械棟	グレーチングSS	グレーチングの一部が切断されており、4辺のうち1辺が受枠に載っていない。	未改善 前年度: Cランク
平成26.8	北系水処理施設	縞鋼板	吐口ポンプ井バイパス扉、点検蓋錆による取手の外れあり。	未改善 前年度: Cランク
平成26.9	送泥ポンプ棟・南系第一沈殿池	縞鋼板(9か所)	雑用水槽上部: 取手脱落、配管の破損、蓋裏面の腐食が激しい。	未改善 前年度にAランク9か所のうち3か所の補修を行ったが、今回新たに3か所がAランクとなった。
平成26.10	南系(反応槽周辺)	縞鋼板(1か所)	3~4号槽管廊(3-D)バルブピットの蓋がない。	未改善 前年度: Aランク
		グレーチングSS(1か所)	5~6号槽管廊バルブピットの蓋が割れている。	未改善 前年度: Aランク

注: Aランク: 立ち入り禁止処置を必要とし、業務に支障をきたす等、直ちに改善を必要とする施設

Bランク: 立ち入り禁止処置の必要はないが、早期に改善を必要とする施設

Cランク: ランクA・B以外で、経過観察を必要とする施設

イ 受託者に貸与する機器の管理を適切に行うべきもの

本契約の特記仕様書では、東京都下水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）は、水処理施設等における点検計画及び点検結果を、局が所有する機器保全データ管理設備（Hozen Mobile System、以下「HOMS」という。）に入力するとされている。このため、各事業所は、受託者から借用書を徴した上で、HOMSの機器一式（以下「当該機器」という。）を貸与している。

HOMSは、水再生センター等の設備機器に関する保全計画の作成から保全月報・保全年報の作成までの一連の業務を支援するシステムであり、パソコン、プリンタ、点検用携帯端末等から構成される。受託者は、定期点検等の保全計画をHOMSに入力した上で、点検用携帯端末から点検結果を入力することにより、点検結果の確認や保全月報等の作成を行っている。

当該機器の管理状況について見たところ、次のとおり、問題点が認められた。

(ア) 各事業所が締結している本契約の特記仕様書には、受託者は、HOMSに点検計画等を入力するとされているにもかかわらず、局が業務履行のため受託者に無償支給又は貸与するものとして、当該機器が記載されておらず、適切でない。

水再生センターの委託業務に係る指導を行っている施設管理部は、各事業所に対し、本契約の特記仕様書に当該機器を無償貸与する旨を記載するよう指導すべきである。

(イ) 東部第二下水道事務所において、同所所管の3水再生センター（中川水再生センター、小菅水再生センター、葛西水再生センター）の当該機器に係る固定資産台帳及び借用書を見たところ、表6のとおりとなっており、

① 固定資産台帳については、3センターとも携帯端末の台数が記載されていないなど、機器構成の内訳及び内容が明確でないことから、固定資産実地調査の際に数量等を照合できないこと

② 借用書については、小菅、葛西両センターにおいて携帯端末の台数が記載されていないなど、借用している機器の内訳が明確でないこと

から、携帯端末の亡失を防止するという観点からも、固定資産の管理として適切でない。

所は、当該機器について、固定資産台帳に機器構成を明確に記載するとともに、受託者からの借用書に借用機器の内訳及び台数を記載させるなど、当該機器の管理及び貸与を適切に行うべきである。

部及び所は、受託者に貸与する機器の管理を適切に行われたい。

(施設管理部)

(東部第二下水道事務所)

(表6) HOMSの機器構成に係る固定資産台帳及び借用書の記載

センター名	機器構成の内訳に係る記載	
	固定資産台帳	借用書
中川水再生センター	機器保全データ管理装置、ディスプレイ、プリンタ、3.5インチ光磁気ディスク装置、カラスキャナ、携帯端末装置 (いずれも製造会社、型番、台数の記載なし)	パソコン、液晶ディスプレイ、入出力装置、携帯端末、充電器、MO、充電池、ハブ (いずれも製造会社、型番、台数の記載あり)
小菅水再生センター	機器保全データ管理装置本体、携帯端末、プリンター等 (いずれも製造会社、型番、台数の記載なし)	パソコン、液晶ディスプレイ、MOドライブ (いずれも製造会社、型番、台数の記載あり)
葛西水再生センター	機器保全管理データ管理装置、携帯振動測定器、振動センサ本体 (いずれも型番と台数の記載はあるが製造会社の記載はない。)	機器保全データ管理設備 (HOMSのデータ入力用) パソコン (台数の記載はあるが、製造会社と型番の記載はない。)

(収入)

(2) 承認工事に要する費用を適正に徴収すべきもの

下水道法(昭和33年法律第79号)第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が公共下水道施設に関する工事等を行う場合は、公共下水道管理者である下水道局長の承認を得て行うこと(以下「承認工事」という。)となっている。

また、公共下水道施設のうち、下水を公共下水道へ排出するために必要な公共ますの設置については、「公共ます設置事務要綱」(平成2年2月28日付元下施管第478号)及び「公共ます設置事務要綱細則」(平成2年4月2日付元下施管第478号の2。以下「細則」という。)に定められている。

細則によると、承認工事について下水道局長の承認決定があったときは、管轄する各下水道事務所は、承認工事に要する費用のうち、道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費(以下「道路掘削復旧関連費」という。)を承認工事申請者より事前徴収し、納入を確認した後に承認工事決定通知書を交付することとしている。

ところで、西部第二下水道事務所における道路掘削復旧関連費について見たところ、表7のとおり、承認工事決定通知書交付後に請求しているものが15件あった。

しかしながら、局は、道路掘削復旧関連費を確実に徴収するため、平成21年度に、工事完了後の精算徴収から事前徴収に細則を改正しており、このような例外的な取扱いを認めていないことから、所が、承認工事決定通知書交付後に当該費用を徴収していることは適正でない。

所は、承認工事に要する費用を適正に徴収されたい。

(西部第二下水道事務所)

(表7) 道路掘削復旧関連費の請求件数及び金額(平成26.4.1~平成27.1.14)

区 分	件 数	金 額
承認工事決定通知書交付前に請求	198 件	5,301,566 円
承認工事決定通知書交付後に請求	15 件	701,778 円
合 計	213 件	6,003,344 円

(3) 協定工事負担金の算定を適正に行うべきもの

下水道局と建設局は、「道路整備事業施行に伴う道路排水計画と下水道計画との調整等に関する協定」(昭和52年4月30日締結、以下「基本協定」という。)及び同細目協定(昭和52年4月30日締結、以下「細目協定」という。)により、道路整備事業に伴う道路排水工事と下水道工事の費用負担等について定めており、基本協定第3条第1項に基づき、年度ごとに実施計画及び費用負担の協議と実施協議を行っている。

ところで、南部下水道事務所では、実施協議に基づき、放射17号線道路整備事業に伴う管きょ改良工事を「放射17号線道路整備事業に伴う大田区北糞谷一丁目、西糞谷二丁目付近管渠改良その1工事」(契約日:平成25.5.30、工期:平成25.8.2~平成26.7.30、契約金額:1億3,094万5,500円)により施工し、基本協定第6条に基づき、建設局第二建設事務所長宛てに道路排水工事に係る工事負担金を請求している。

この工事負担金の算定内容を見たところ、細目協定第3条により、負担額の算定は、道路排水工事と下水道工事の負担率を算出し、工事費に負担率を乗じて算出することとしているにもかかわらず、契約額ではなく積算額を工事費として負担金を算定しており、適正でない。

この結果、表8のとおり、算定額が473万483円過大となっている。

所は、協定工事負担金の算定を適正に行われたい。

(南部下水道事務所)

(表8) 工事負担金額算定表

(単位:円)

区 分	誤			正			差 額
工事金額	146,040,000			124,710,000			
内 訳	下水道局 単独費	下水道局 負担費	建設局 負担費	下水道局 単独費	下水道局 負担費	建設局 負担費	
	単独分	共同施工分①		単独分	共同施工分①		
	81,948,796	64,091,204		69,979,693	54,730,307		
負担比率②	—	0.521	0.479	—	0.521	0.479	
負担費 ③=①×②	—	33,391,517	30,699,687	—	28,514,490	26,215,817	
事務費 ④=③× 0.055	—		1,688,482	—		1,441,869	
負担費 (税抜) ③+④	115,340,313		32,388,169	98,494,183		27,657,686	4,730,483

(支出)

(4) 雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行うべきもの

局は、「豪雨対策下水道緊急プラン」(平成25年12月)などにより、下水道事業における浸水対策の充実・強化を図っており、各下水道事務所は、浸水対策用の雨水貯留施設の維持管理を行っている。

ところで、中部下水道事務所及び西部第一下水道事務所における表9の雨水貯留施設の保守点検業務委託契約の積算について見たところ、両所は、

- ① 雨水貯留施設の積算については、「施設管理委託積算基準」(平成25年1月、以下「新基準」という。)に基づき行うべきところ、改定前の「施設管理委託積算基準」(平成13年1月、以下「旧基準」という。)により行っている。この理由として、前年度まで旧基準で積算した価格で適切に履行されており、新基準と旧基準での積算とを比較したところ、旧基準の方が安価だったためとしている
- ② 旧基準での積算についても、日勤責任者について、基準では技術員とされているところ、対象施設が高度な資格を要するとして、上位職の技師で計上しているにもかかわらず、仕様書に求める資格を記載していないことなどから、これが担保されていない事例や、委託ごとに現場管理者又は主任技術者を計上すべきところ、これを行っていない事例があるなど、仕様書及び基準に基づかない設計・積算となっており、適正でない。

これらは、新基準が水処理施設等の委託拡大に伴い旧基準と実態との乖離を解消するために改定したものであることから、まず新基準により積算し、その結果について、取引の実例価格を考慮するなど経済性の観点からの補正をすべきであるにもかかわらず、これを行っていないこと、また、仕様書及び基準に基づく適正な設計・積算が行われているかの確認が十分でないことによるものである。

両所は、雨水貯留施設の保守点検業務委託契約に係る積算を適正に行われたい。

(中部下水道事務所)

(西部第一下水道事務所)

(表9) 雨水貯留施設の保守点検業務委託の契約状況

(単位：円)

事業所名	契約件名	契約金額	契約の相手方
中部下水道事務所	第二溜池幹線排水設備ほか2か所保守点検委託	15,660,000	A
西部第一下水道事務所	西部第一下水道事務所管内雨水調整池等保守点検委託	2,451,600	B

(5) 下水道局研修業務委託契約の積算を見直すべきもの

職員部は、下水道事業を担う人材育成と技術継承を推進、支援していくことを目的として、下水道の研修に関する業務について、東京都下水道サービス株式会社と、「下水道局研修業務委託」契約（契約金額：1億6,372万8,000円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）を、特命随意契約により締結している。

この契約の業務内容は、①研修業務、②研修実施補助業務、③下水道事業の知識・技術の映像化業務である。

当該契約の積算について見たところ、②の研修実施補助業務は、研修受講者の募集、受講者決定の通知、研修教材の集約及び印刷等準備、アンケート集約事務などであり、必ずしも技術者の技量を要さないにもかかわらず、技術者の単価を適用しており、適切でない。この結果、例えば、全ての業務に普通作業員（注）の単価を用い試算した場合、174万2,448円の過大支出（監査事務局試算）が生じることとなる。

部は、業務内容に応じた単価を適用するなど、下水道局研修業務委託契約の積算を見直されたい。

（職員部）

注：「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」（国土交通省、平成26年1月30日）の「普通作業員」（普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの）を適用。

（その他）

(6) 薬品の管理を適正に行うべきもの

水再生センターは、家庭や工場から排出された汚水を処理した上で河川や海に放流しているが、放流に当たっては事前に水質試験を実施し、各放流水基準に適合しているか検査を行っており、水質試験では、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める劇物である硫酸、硫酸銅（Ⅱ）五水和物等の薬品（以下「薬品」という。）が使用されている。

これらの薬品を安全かつ適正に管理するため、局は、「水質試験に係る薬品等の管理要領」（平成18年7月11日付18下施環境第24号。以下「管理要領」という。）を定め、薬品使用の際には、定められた管理簿に使用年月日、使用量及び残量等を記入することとし、管理責任者である水再生センター長が、月1回、全ての管理簿を確認し、所定の様式に押印することとしている。

ところで、流域下水道本部技術部が所管する多摩川上流水再生センターの薬品管理状況を見たところ、監査日（平成27.1.23）現在、次のとおり、問題点が認められた。

ア 「水質試験用開封劇物管理簿（様式４の１）」において、使用した薬品の一部について記載漏れがある。

イ 「水質試験用開封劇物管理簿（分注器使用）（様式４の２）」において、ほぼ毎日使用する硫酸（１＋２）、モリブデン酸アンモニウム溶液を管理しているが、使用年月日、補充量及び使用量の記載はあるものの、残量が全く記載されておらず、実際の残量と突合できない。

ウ ア、イのような状況が少なくとも平成２５年度から生じていたにもかかわらず、管理責任者は全ての管理簿を確認したとして、「薬品管理・使用確認票（様式５）」に押印している。

薬品は、盗難、紛失等を防ぐためにも、厳重に管理・保管されるべきであり、上記のように、管理要領で定められた様式に所定の記載がなく、現在の残量を把握できない状況は適正でない。部は、薬品の管理を適正に行われたい。

（流域下水道本部技術部）

教 育 庁

1 指摘事項

(重点監査事項)

(歳出)

(1) 就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの

就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が、教育費の負担を心配することなく、安心して教育を受けることができるよう、国が授業料を支援する制度である。都立高等学校等に在学する生徒に対しては、公立高等学校に係る授業料の不徴収の廃止に合わせて、平成26年4月1日から制度の適用が始まった。

就学支援金の支給には、所得制限基準があり、保護者等の区市町村民税所得割額が30万4,200円以上である場合、支給の対象とならない。このため、就学支援金の受給を希望する者は、受給資格認定申請書兼収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校に対して申請をし、学校は、提出された書類により受給資格の有無を審査する。

鷺宮高等学校及び八王子拓真高等学校における就学支援金の認定に係る事務について見たところ、表1のとおり、年度の異なる課税証明書に基づき審査をし、就学支援金の認定及び支給を行っている事例が各1件あった。

学校は、就学支援金の認定事務を適正に行われたい。

(鷺宮高等学校)

(八王子拓真高等学校)

(表1) 就学支援金(平成26年4月～6月分)の受給資格認定の際に必要な課税証明書

	審査の対象となる課税額	課税額算出の根拠
正(提出が必要なもの)	前年度(平成25年度)分	平成24年中の合計所得金額等
誤(提出されたもの)	当年度(平成26年度)分	平成25年中の合計所得金額等

(歳入)

(2) 実業意欲向上プログラムについて

本事業は、「実業意欲向上プログラム実施要綱」に基づき、専門学科を設置する都立高校を中心に生徒のものづくり意識や実業感覚の向上に資するため、生徒の生産・販売活動を公費により支援することで、生産品の質の向上、実業教育及び総合的実践教育の充実を図ることを目的としている。さらに、農産物や工業生産品を生産する高等学校等(生産校)と連携し、実業体験学習を行う高等学校等(連携販売校)を予算面から支援し、実業意欲と専門的な資質・能力を備え、社会の即戦力となる人材を育成することを目指した事業である。

また、本事業を適切に実施するために部が定めた「実業意欲向上プログラム実施マニュアル

(平成23年3月改訂版)」(以下「マニュアル」という。)において、生産品の販売価格に当たっては、市場価格を考慮するだけでなく、商品企画を行い、販売までを想定した価格を設定することが重要とされている。当然、不良品を販売することがないように、品質を十分に確保する必要がある。

なお、売払収入については都の歳入に計上すると定められ、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「会計事務規則」という。)に基づき、日々調定を行い、日々払込みを行うこととされている。また、売れ残った生産品は、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)に基づく手続きを踏まえ、廃棄等を行っている。

ア 会計事務規則に則り適正に会計処理を行うべきもの

橘高等学校においてこのプログラムによる生産品の販売状況を見たところ、全日制文化祭における販売収入について、文化祭(平成26年10月24日及び25日)終了後、文化祭閉祭式を除き7開校日目に収納金日計表を作成し、収入計上を行っていた。このことは、会計事務規則及びマニュアルに照らし、適正でない。

学校は、会計事務規則に則り、適正に会計処理を行われたい。

(橘高等学校)

(表2) 会計処理の経過

事項	年月日
文化祭	平成26年10月24日・25日
調定	平成26年11月6日
収納金日報	平成26年11月7日

イ 次年度のプログラムへ向けた分析を行うよう各学校を指導すべきもの

都立A高等学校における生産、販売の状況を確認したところ、文化祭において販売した20品目のうち、8品目が5割以上売れ残っている状況が認められた。本件プログラムの目的が、ものづくりから販売までを実践し、経済活動を実感するプログラムであること、また、本件プログラムに参加する学校は、生徒がものづくりや商業活動を進路の重要な選択肢と考える学校が多いことから、販売後の残数が多い品目については、品質、価格設定、品目の選定等に原因はないか分析し、次年度のプログラムにフィードバックさせていく必要がある。

ところが、都立学校教育部が各学校に提出を求めている実績報告書に、品目別の売上個数と単価及び売上金額等、当該予算の執行状況に関する項目は記載されているが、生産数量、販売後の残数に関する項目が含まれていない。

都立A高等学校のような状況が生じた原因は、各学校において本プログラムが事業目的に則した実施状況であるかどうかの把握、課題の分析及び学校に対する必要な指導が、部において

十分に行われていないことにある。

部は、実績報告書において実際の販売品目・販売個数だけではなく残数も含めた販売状況を報告させ、各学校に対し、プログラムが期待する教育効果（マーケティング力の向上、接遇等の定着、学習意欲の増進等）を実感できるよう総合的に分析し、次年度のプログラムへフィードバックするよう指導されたい。

(都立学校教育部)

(歳出)

(3) 都立学校施設維持管理業務委託による修繕について

都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：18億7,649万604円。以下「維持管理事務委託」という。）を特命により締結している。

維持管理事務委託は、都立学校241施設分の修繕工事を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払いまでの事務処理を、包括的に、公社に委託しているものである。

各学校からの修繕の依頼は、緊急の場合には学校から直接、そうでない場合には各学校を管轄する学校経営支援センターを通じて、それぞれ公社に修繕依頼書を送付して行っている。公社への委託料の支払いは中部学校経営支援センターがまとめて行っており、半期ごとに概算払いをし、年度末に精算している。

そこで、維持管理事務委託の内容について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア 契約書に発注の仕組みを定めるべきもの

八王子特別支援学校では、平成27年2月24日に行った消防設備点検の結果、非常警報設備のスピーカー及び厨房内防火シャッターに要修繕箇所があったことから、修繕依頼書により、これらの補修を、西部学校経営支援センターを通じて、公社に依頼している。

修繕完了後、工事店が学校に完了確認を求めた「完了確認印簿」によると、依頼日は平成27年3月12日、完了日は平成27年4月24日となっている。

このことについて、都立学校教育部は、維持管理業務委託契約による修繕については、各学校経営支援センターが一旦公社に修繕依頼書を送ったのち、公社が工事店を指定して見積もりを徴取し、各学校経営支援センターは見積額を確認してから、電話で公社に発注する手順を経ることとしており、各学校経営支援センターに周知している。

部は、本件補修工事の発注も、この手順に従って、平成27年度になってから電話で行い、平成27年度の委託契約に基づいて支払っているとしている。

ところで、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）においては、契約の締

結に当たり、契約の目的を含め契約書を作成することとしている。このため、部が公社に委託している維持管理業務委託契約は、都立学校の施設と設備に必要な補修について工種と単価を定め、契約の目的となる具体的な補修内容は個々の修繕の依頼や発注によって確定するものであるから、本件契約においても通常の契約に準じて、発注は文書による必要がある。

しかしながら、部は、電話による発注が正式の発注であるとしており、適正でない。

また、維持管理業務委託契約の契約書、仕様書及び管理業務仕様書には、中部学校経営支援センターまたは学校は、修繕依頼書を公社に送付することで修繕を依頼し、公社は受付後、速やかに着手するものとされており、修繕依頼書受付後における見積書の徴取や見積額の確認・発注について定めがない。

中部学校経営支援センター及び部は、契約書に発注の仕組みを定めた上で、適正に発注を行われたい。

(都立学校教育部)

(中部学校経営支援センター)

イ 修繕完了日を定めた上で修繕依頼を行えるよう契約内容を変更すべきもの

八王子特別支援学校では、平成26年7月15日に電気設備点検を行った結果、非常用発電装置の始動用バッテリーが有効期限(平成11年)を大きく超えており、始動時に必要な電圧が維持できなくなる恐れがあると報告があったことから、平成26年8月1日に公社に修繕依頼を行っている。しかしながら、公社が指定した工事店には適合するバッテリーの在庫がなく、調達に時間を要したとして、平成26年12月26日に修繕を完了している。

また、学校では、2つの教室の引き戸が破損したことから、平成26年8月1日に公社に修繕依頼を行っている。しかしながら、公社が指定した工事店には引き戸の部品の在庫がなく、調達に時間を要したとして、平成26年9月26日に修繕を完了している。

いずれも修繕内容に比して工事期間が長くなっているが、これは、修繕依頼書による依頼に当たり、修繕完了日を記載しない様式となっており、修繕内容及び修繕完了日を定めた上でそれを履行できる業者を指定する仕組みとなっていないことによるものである。

都立学校教育部は、修繕完了日を定めた上で発注を行うよう維持管理事務委託の契約内容を変更されたい。

(都立学校教育部)

ウ 発注内容を文書により明確にした上で完了検査を行うよう契約内容を変更すべきもの

小平特別支援学校は、校庭の遊具の安全点検を平成26年12月4日に行ったところ、ブランコについて吊り金具の劣化、滑り台について、ローラー一部の指の挟みこみ防止など修繕を要する旨の報告を受けたことから、平成26年12月24日に、西部学校経営支援センターを通じて、修繕依頼を行っている。

この修繕依頼書では、ブランコ、滑り台について、支障箇所の修繕に加え、一部の塗装を指示しているが、実際には塗装が行われなかった。

しかしながら、完了確認を行った学校も、支払を行った中部学校経営支援センターも「修繕依頼書」の指示にある塗装が行われていないまま、完了を確認し、支払いを行っており適正でない。

一般に、完了検査は、契約内容を示す設計図書に基づき行うべきところであるが、維持管理事務委託契約においては、設計図書がないため、発注した修繕の内容が明らかでなく、完了検査としては、工事店が公社に提出する工事写真と工事内訳を公社が突合しているのみとなっており、学校及びセンターでは、修繕依頼書のとおり修繕等が行われているか確認していない。

学校及びセンターは、修繕依頼書に基づき、修繕内容の履行確認を適正に行われたい。

都立学校教育部は、発注した修繕の内容が明確となるよう発注の方法や書式を定めるとともに、発注内容に基づく完了検査を行えるよう維持管理事務委託の契約内容を変更されたい。

(都立学校教育部)

(中部学校経営支援センター)

(小平特別支援学校)

(4) 東京都教職員住宅の補修業務委託について

福利厚生部は東京都教職員住宅の補修及びその跡地の維持管理業務を行わせるため、「平成26年度東京都教職員住宅補修業務契約」(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、限度額761万4,961円)を、東京都住宅供給公社(以下「公社」と言う。)と特命により契約を締結している。

この契約は、職員住宅の補修及び施設管理、住宅跡地の維持管理について、発注、施行、履行確認までを公社に行わせるものである。公社は指定店と締結した単価契約工事の単価表に基づき行った工事の内容に応じて工事費を決定し、部は公社に事務費として工事費の10%を支払う。部は、公社に四半期ごとに概算払いを行っており、補修等の実績に基づき、年度末に一括して精算している。

部は、公社が、受託している都営住宅の営繕業務や公社が建設・管理・運営する公社住宅及び都民住宅の営繕業務を行うために、単価契約による工事店を指定していることから、教職員住宅の補修業務等においても速やかに対応できるものであるとしている。

そこで、平成26年度における教職員住宅の補修業務等について見たところ、次のとおり適切でない点が見受けられた。

ア 定型的な維持業務について業務を行う業者に直接発注すべきもの

教職員住宅の補修等の内容について見たところ、表3のとおり、指示している業務42件394万4,805円のうち、定期巡回や設備点検など定型的な維持業務が16件59万

7, 263円となっている。

定型的な維持業務は実施する内容と時期があらかじめ定まっていることから、補修業務等に速やかに対応するために締結しているこの契約により実施する必要が認められない。

この結果、公社に対する事務費5万4,296円が不経済支出となっている。

部は、定型的な維持業務について、公社に対する補修業務委託に含めず、業務を行う業者に直接発注されたい。

(福利厚生部)

イ 補修等に係る公社の実績報告の内容について確認すべきもの

部は、平成26年度の業務の終了後、公社から補修及び維持業務について実績報告書及び精算書の提出を受け、27教福福第59号により、額の確定を行っている。

そこで、補修依頼等の実績金額の適正性を確認しようとしたところ、部は公社から補修業務の単価表を徴しておらず、公社が報告した修繕及び維持業務の実績金額が適正なものとなっているか確認できない状態となっていた。

このことは、部が、公社の実績報告について、修繕及び維持業務の内容に応じた精算額であるかを確認しないまま、概算払いの精算を行っていることとなり、適正でない。

部は、公社の実績報告の内容について適正に確認されたい。

(福利厚生部)

(表3) 教職員住宅補修業務実施状況

区分	業務の概要	件数	金額(円)
一般修繕	門扉修繕等	9	642,000
入居時点検	全体清掃・ワックス、水道電気点検	7	939,500
草刈・剪定	草刈・樹木剪定等	10	1,766,042
小計		26	3,347,542
定型的な維持業務	定期巡回点検	12	503,700
	消防用設備等定期点検保守	3	50,777
	受水槽等清掃	1	42,786
小計		16	597,263
合計		42	3,944,805

(5) 粉じん計の取扱いについて見直すべきもの

部は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）が対象とする各学校に粉じん計を購入させ、2か月に1回の空気環境測定に用いるものとしている。粉じん計は、1年に1度較正を行う必要があるため、学校が自ら契約して実施するとしたものを除き、各学校経営支援センターにおいてまとめて較正の契約を行っている。

東部学校経営支援センターにおいて粉じん計較正の委託契約（都立青井高等学校外45校粉じん計較正委託（単価契約）（契約期間：平成26.6.12～平成27.3.31、推定総金額：1,081,000円、契約相手方：A）を見たところ、当初の較正対象校のリストに掲載されているながら、較正が行われていない学校が3校見受けられた。センターは、学校からの連絡により、故障等により較正が行えないことを把握し、修理又は買換えを行うよう助言をしたと説明しているが、監査日（平成27.4.24）において空気環境測定の状況を調査させたところ、他校から空気環境測定の都度、較正済みの粉じん計を借りて対応していたことが判明した。この借入れについて、測定3回分（半年間）に及ぶ学校が見受けられた。

また、中部学校経営支援センターにおいても、粉じん計較正の委託契約（都立大崎高等学校外52校粉じん計較正委託（単価契約）（契約期間：平成26.5.29～平成27.3.31、推定総金額：1,245,500円、契約相手方：A）において、監査日（平成27.5.25）現在、東部学校経営支援センターと同様に4校について較正が行われず、調査の結果、いずれも他校から空気環境測定の都度、較正済みの粉じん計を借りて対応しており、測定3回分（半年間）を借入れにより対応している学校が見受けられた。

上記の結果、約22万円（注）と高価で毎年度23,500円の較正手数料が必要となる粉じん計を、空気環境測定実施対象校の全てに配置する必要性はなく、近隣校からの借入れで対応することが可能である。仮に2校に1台程度に組み合わせをした場合で試算すると、購入費用約1,628万円（表4参照）、及び較正費用約1,739万円（表5参照）の合計3,367万円が将来節減可能な金額となる。

また、法は、対象建築物において測定機器を全て備えることを義務付けてはおらず、建築物空気環境測定業者に委託して測定することも可能である。

部は、粉じん計について、修繕・買替えの必要が生じた学校から順次、複数校を組み合わせ粉じん計を共同利用させるなど、粉じん計の取扱いについて見直されたい。

（都立学校教育部）

（注）粉じん計の単価については、全対象校が同一機種を保有しているわけではなく、また、一部の製造者が希望小売価格をカタログに掲載していないため、販売業者の情報により推測している。

(表4) 将来節減可能な粉じん計購入費用

管轄部所	較正対象校数		今後買換えが不要となる学校数 (較正対象校の2分の1)	粉じん計単価 (円)	将来節減額 (円)
東部学校経営支援センター	46	148	74	220,000	16,280,000
中部学校経営支援センター	53				
西部学校経営支援センター	49				

(注) 対象校数には、単独で較正の契約をした学校を含んでいない。

(表5) 将来節減可能な較正費用

較正対象校数	今後買換えが不要となる学校数 (較正対象校の2分の1)	較正費用 (1台当たり) (円)	使用可能年数	将来節減額 (円)
148	74	23,500	10	17,390,000

(注) 対象校数には、単独で較正の契約をした学校を含んでいない。

粉じん計の使用可能年数を10年として計算した。

(6) 仕様書を適切に作成し、積算を適正に行い、履行確認を適正に行うべきもの

東部学校経営支援センターは、建物清掃委託の名称により、学校内の日常的な清掃や除草、簡易な修繕等の業務について委託契約を締結している。

それらの契約のうち都立橋高等学校建物清掃委託契約（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：5,842,800円、契約相手方：B）をみたところ、仕様書の内容が適切ではなく、また、支出の証拠書類が整合していない状況が見受けられた。これは、学校が、かつて配置されていた技能職員に日常的に校内を確認させていた様々な業務を、そのまま委託したことが一因と考えられる。委託化を進める場合には、業務の内容や仕組み、流れを見直す必要があるところ、これを怠っており、以下のような状況が見受けられた。

- ① 入札時には、表6のとおり、仕様書に剪定・除草等の全体面積、総本数、作業内容等を示しているが、樹木等の種類及び種別の本数や植栽の配置、除草等を要する部分の面積等を示していない。このため、樹種等の種類に応じた剪定・除草の時期、回数等が適切に指示されているかどうか検証できない。また、応札者にとっても、必要な機械や労力、コスト等を正確に把握できないものとなっていることから、適切に入札価格を見積もることができない。

- ② 仕様書において、表6のとおり、年次業務の一つとして、低木の剪定作業を毎月実施することと定めている。また、月間作業報告書では、4月を除き毎月毎週実施したこととなっており、各月とも全体を四分割して毎週剪定を実施したと説明する。

しかしながら、通常、樹種によって適切な剪定時期があり毎月剪定を行う必要はないことから、仕様書において適切に指示すべきところ、これを行っていない。

- ③ 4月においては、作業の月間計画書に剪定の計画が1回もなく、月間作業報告書においても剪定を行った報告はない。

ところが、受託者が学校へ提出している日々の業務報告書においては、4月18日及び25日にグラウンド東側の除草及び低木剪定を行ったとしている。

このことは、センターが、支出の証拠書類である月間作業報告書の確認を十分に行っていないことを示しており、適正でない。また、月間作業報告書が業務報告書と整合しておらず、学校側の書類確認が不十分であり、適正でない。

- ④ 監査日（平成27.4.24）において、当該高等学校には緑地がほとんどないとの説明を受けた。

月間作業報告書を12か月分みると、除草・低木剪定のみが行われており、草刈りは一度も行われていない。

このことは、学校及びセンターが、必要のない業務を仕様書で定めたこととなり、作業内容を正確に示しておらず、適正でない。

- ⑤ 除草、草刈りの対象について確認したところ、除草は植栽を除く草木類を根から抜くものであり、いわゆる雑草等が対象である。草刈りについては、芝生はないため、雑草の刈高を5センチに整えるとの説明であった。

したがって、学校は、仕様書において、一方で雑草を根から抜き、一方で刈高5センチに維持するという矛盾した内容を同一の作業場所において指示しており、適切でない。

- ⑥ 全日制と定時制を併置した学校において、体育の授業や部活動が通常どおり行われていれば、雑草が4,144平方メートルもの運動場やハードコートであるテニスコートの全体に繁茂するという状況や、グラウンドの使用があまりない時期に一部に雑草が生じたとしても、刈高を指定して整えるほど繁茂する状況は、通常では考えられない。

しかしながら、表6のとおり、仕様書は、毎月草刈りを行うこととなっており、適切でない。

- ⑦ ②④⑥により、仕様書記載の業務量よりも実際の業務量は少ないと考えられるので、結果として積算が過大となっていることは適正でない。センターは、積算が過大な契約に基づいて委託料を支払っているため、結果として支払額が過大となってしまう可能性もある。

以上のことから、センターは、学校が作成した仕様書について必要な確認を行い、仕様書を適切に作成させる必要がある。また、支出の証拠書類の内容をよく確認し、仕様書と整合しない場合には理由を確認するなど学校を適切に指導する必要がある。

学校は、仕様書の作成及び積算を適正に行い、また、履行確認に係る書類をよく確認されたい。
センターは、学校に仕様書を適切に作成させ、積算の確認を行い、履行確認を適正に行われた
い。

(東部学校経営支援センター)
(橘高等学校)

(表6) 仕様書の抜粋 (年次業務明細)

作業内容	場所	数量	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	作業内容	周期等
除草①	運動場	4,144.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	植栽を除く草木類・ つるの除去、根を手 作業等により引き抜 くこと	1回/月
除草②	テニスコ ート周辺	594.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1回/月
除草③	D棟 庭	210.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1回/月
草刈①	運動場	4,144.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	刈高5センチ以下、 草刈機又は草刈鎌に よる草刈。作業は午 後の時間帯とする。	1回/月
草刈②	テニスコ ート周辺	594.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1回/月
草刈③	D棟 庭	210.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1回/月
低木剪定①	校舎東側	70.00	本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	剪定後の枝葉は長さ 30センチ以下に裁 断し、指定箇所に出 す。	1回/月
低木剪定②	校舎西側	50.00	本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1回/月

(7) 農場管理委託契約を適正に行うべきもの

西部学校経営支援センターは、瑞穂農芸高等学校が所有する農場の管理業務を委託することを
目的として、都立瑞穂農芸高等学校農場管理委託契約（契約金額：2,332,800円、契約
期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約相手方：C）及び都立瑞穂農芸高等学校農場
管理委託（家畜管理）契約（契約金額：919,600円、契約期間：平成26.4.1～平
成27.3.31、契約相手方：D）を締結している。なお、本件契約は、農場管理業務全てを
委託するものではなく、教員及び生徒が実習として行う作業以外に必要な農場管理業務を委
託するものである。

業務委託事業においては、受託者が委託者から独立して業務を遂行する必要があるため、実際
の業務において委託者が受託者の業務従事者に直接指示を行ってはならないこととされている。
したがって、適正な業務委託契約を締結するためには、委託者から受託者の業務従事者への指示
が行われないよう、仕様書において具体的な業務内容を定めるとともに、あらかじめ業務責任者
及び業務責任者との業務内容に関する調整方法を定めておく必要がある。

ところで、本件契約の仕様書について見たところ、

- ① 業務責任者の定め、業務責任者との業務内容に関する調整方法についての記載がない
- ② 業務内容、やり直し等に関する記載が不十分である

③ 契約の目的を農場管理の補助としている

といった状況が認められた。

このため、本件契約に基づく農場管理業務においては、業務責任者との業務内容に関する調整方法等、仕様書の記載が不十分であるため、天候や実習の進捗等の委託者の状況に応じた個別具体的な対応が求められる場合、委託業務を適正に履行することが困難な状況となることから適正でない。

センターは、農場管理委託契約を適正に行われたい。

(西部学校経営支援センター)

(8) 契約手続を適切に行うべきもの

印刷物の制作に関する契約のうち、校長の権限に属する契約については、教育長の権限に属する契約に関する事務の委任及び補助執行について（平成3年3月20日付2教総総第609号）により、予定金額が40万円未満（用品指定の印刷物の制作に係るものを除く。）の契約と定められている。

また、随意契約による場合は、競争性の確保の観点からなるべく二人以上の者からの見積書を徴取しなければならない（東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条）とされているが、契約事務の簡素効率化を図るため、「随意契約のうち予定価格が30万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。」（「知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取り扱いについて（平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局通知））とされている。

ところで、青梅総合高等学校は、文化祭の周知及び来場者への案内配布を目的として文化祭ポスター外2点の印刷契約を、文化祭や各種学校説明会での学校案内配布を目的として学校案内パンフレット（定時制）の印刷契約を表7のとおりそれぞれEと締結している。

学校案内パンフレット（定時制）については、文化祭来場者への配布を行うことで大きな広報効果が期待できることから、例年文化祭前に作成しているため、両契約の契約時期は近接している。

したがって、両契約は一括して契約することが可能であり、まとめることで予定金額が40万円以上となり校長の契約締結請求権限を超えることから、学校契約ではなくセンター契約として発注すべきものである。また、複数見積処理により契約相手方を決定することで競争性を確保することができることから、両契約を合理的な理由なく分割して発注していることは適切でない。

学校は契約手続を適切に行われたい。

(青梅総合高等学校)

(表7) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	予定金額	契約金額	契約年月日	履行期限	契約相手方
文化祭ポスター外2点の印刷	297,000	290,196	平成26.8.4	平成26.8.29	E
学校案内パンフレット(定時制)の印刷	183,600	174,960	平成26.8.15	平成26.9.10	
合計	480,600	465,156			

(9) 契約を適切に行うとともに検査等を適正に行うべきもの

墨東特別支援学校は、のり付きパネル外の買入れ契約(契約金額：368,150円、契約期間：平成27.3.11～平成27.3.28)をFと締結した。

ところで、契約について見たところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。

① 教員からケーブル10本を含むのり付きパネルの購入依頼を受けた学校は、同内容で購入の意思決定を行っていた。

しかしながら、学校が行った契約は、ケーブル16本等の購入であり、意思決定内容と相違する契約を締結している。

② 実際に納品された物品のうち、ケーブルについては、契約内容と相違する10本であったにもかかわらず、ケーブル16本等の納品書を受け取り、検査員は、これを合格させていた。

③ 学校は、請求内容が実際の納品と相違しているにもかかわらず、請求金額で支出決定を行っていた。

④ 特別出納員は、支出関係書類について、内容を審査し、過誤等がある場合は、関係書類を学校へ返付しなければならない。

しかしながら、一連の購入契約に関する書類が不整合であるにもかかわらず、特別出納員は、これを見落として支出行為を行った。

学校は、契約を適切に行うとともに、検査等を適正に行われたい。

(墨東特別支援学校)

(10) 高所作業において受託者を適切に監督するよう指導すべきもの

中部学校経営支援センターは、都立総合芸術高等学校外2校屋上及び壁面緑化維持管理委託契約(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：114万739円、契約相手方：G)を締結している。

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条によれば、事業者は、高さ2メートル以上の作業床の端で作業を行う場合(高所作業)には、囲い等を設けるか、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による危険防止の措置を講じなければならないとして

いる。

そこで、本委託において2メートル以上の高さにある校舎屋上で実施されている屋上緑化に係る作業について、業務実施状況写真を確認したところ、安全対策を実施して作業を行っている写真は1枚もなかった。

このことから、労働安全衛生規則の定めに反していると認められ、適正でない。

センターは、各学校が受託者を適切に監督するよう、指導を徹底されたい。

(中部学校経営支援センター)

(11) 消防用設備について、速やかに改善措置を講じるべきもの

中部学校経営支援センターは、管轄する都立学校の消防用設備の定期点検の委託を数校ずつにまとめて契約している。定期点検は年2回実施され、結果報告書は、センターと点検を受けた学校の両方に提出される。

石神井特別支援学校において、平成26年8月に行われた点検の結果報告書を見たところ、表8のとおり、不備を指摘された項目について、監査日(平成27.5.21)現在においても改善を行っていない箇所があることが確認された。これらの箇所は、平成27年2月に行われた定期点検においても、不備を指摘されている。

これは、学校がセンターに対して平成26年11月に指摘箇所についての修繕を依頼していたにもかかわらず、センターが改善に向けての手続きを速やかに行っていなかったためである。

消防用設備については、生徒の安全を確保するため、常に良好な状態を維持する必要がある。

センターは、速やかに改善のための措置を講じられたい。

(中部学校経営支援センター)

(表8) 監査日(平成27.5.21)現在改善されていない箇所

設備名	不良内容
屋内消火栓設備	ホース24本が10年経過のため、耐圧試験または交換が必要
防火設備	1箇所の防火戸について、扉が開放しないため、改修が必要
	1箇所の防火戸について、自動閉鎖装置が不良のため、修繕が必要

(12) 中央図書館における所蔵資料のデジタル化について

中央図書館は、広範な資料の閲覧サービス及び調査研究への支援を実施するため、表9のとおり、図書、新聞、雑誌及び視聴覚資料（以下「資料」という。）を収集し、所蔵している。

そのうち、約35万冊は利用者が手にとって閲覧できる書架（開架）にあり、利用者は館内で自由に閲覧することができる。また、書庫内の書架（閉架）に入っているその他の資料は、館内の蔵書検索システムから申し込み、利用者はカウンターで資料を受け取って館内で閲覧する。

図書館では、都の広域図書館として東京に関する郷土資料等を収集・保存しているが、表10のとおり、その一部をデジタル化し、「2020年の東京」へのアクションプログラム2013に基づき、「東京都立図書館デジタルアーカイブ」（以下「東京アーカイブ」という。ホームページ：<http://archive.library.metro.tokyo.jp/da/top>）として、平成25年5月からインターネット上で公開している。

図書館は、「東京関係資料のデジタル化委託」（契約年月日：平成26.9.24、履行期限：平成26.12.24、契約金額：267万8,400円、契約の相手方：H）契約を締結し、表11のとおり、業務用カメラにより撮影し、保存用画像データ及び公開用画像データ（インターネットで公開するため保存用よりも解像度が低くデータ容量も小さいデータ）をDVD-R及び外付けハードディスクに保存して納品させている。

東京関係資料のデジタル化委託は、平成21年度から行っており、各年度における契約金額は表12のとおり、平成26年度までの6年間で3,261万余円の経費を要している。

(表9) 中央図書館の事業実施状況

所蔵状況	図書	192万5,640冊
	新聞	1,162紙
	雑誌	6,762誌
	視聴覚資料	17,456点
利用状況	入館者	29万1,298人
	レファレンス	6万2,173件
	協力貸出図書	8万5,426冊
	複写枚数	145万2,318枚

(表10) 東京アーカイブの概要

(単位：件)

カテゴリ	概要	データ数
(1) 江戸城造営 関係資料	「東京誌料文庫」に収められた江戸幕府作事方大棟梁・甲良家伝来の「江戸城造営関係資料」	645
(2) 浮世絵	「東京誌料文庫」「加賀文庫」等に収められた浮世絵の書誌データ	9,943
(3) 双六	「東京誌料文庫」「加賀文庫」等に収められた「絵双六」	831
(4) 江戸図	「慶長江戸図」など江戸時代初期の絵図や切絵図など	254
(5) 番付	江戸時代の名所や名物、料理など、様々なテーマをランク付けした「見立番付」など	1,232
(6) 和漢書	江戸から明治の冊子形態の資料の中から、草双紙6点、仮名草子2点、武鑑3点	22
(7) 建築図面	代々内裏の作事に関わる大工であった木子家伝来の建築関係資料(木子文庫)を中心に、江戸から明治の建築図面	6,107
(8) 書簡	特別文庫室の渡辺刀水旧蔵諸家書簡文庫で所蔵する書簡資料	5
(9) その他の 貴重資料	巻物、折本など、各カテゴリに入らない江戸から明治の貴重資料	14
(10) 絵葉書 ・写真帖	明治期から昭和初期にかけて発行された絵葉書・写真帖	2,536
(11) 近代の地図	明治期から昭和初期に発行された東京全図、地域図、主題地図等	101
(12) 東京府・東 京市関係資料	東京府、東京市が発行した行政資料	269
(13) 江戸・東京 の災害記録	安政の大地震や関東大震災など、江戸・東京の災害に関する資料	822
計		22,781

(表11) デジタル化委託におけるデジタルデータ(写真)の仕様

撮影機材の性能	解像度：横5,436縦4,080ピクセル以上 データ容量：約63.5MB 色深度：RGB各色16bit
納品画像データの フォーマット・解像度	保存用画像：TIFF(400dpi) 公開用画像：JPEG(画像の長辺が2,880ピクセル)
納品方法	DVD-R、USB接続外付けハードディスク

(表12) デジタル化委託年度別契約金額

(単位：円)

年度	契約金額
平成21年度	7,077,000
平成22年度	4,101,930
平成23年度	9,465,017
平成24年度	7,076,801
平成25年度	2,219,188
平成26年度	2,678,400
6年分合計	32,618,336

ア デジタル化資料を館内で閲覧に供すべきもの

中央図書館が所蔵する資料には、可能な限り劣化の進行を防ぐ必要のある貴重資料や、紙質・利用状況によって劣化・損傷が進んでいるものが含まれている。

一般に、劣化・損傷が著しい、又は、劣化・損傷の大幅な進行が予想される資料については、利用による原資料の劣化・損傷を防止するために媒体変換を行っている。媒体変換には、これまでマイクロフィルムが利用されてきたが、今般ではデジタルデータが利用されている。媒体変換を行った資料は、原則として、原資料ではなく、変換した媒体（マイクロフィルム又はデジタルデータ）を館内において閲覧の用に供することで、原資料の利用を減らし、劣化・損傷を防止することとなる。

しかしながら、図書館は、平成21年度以降デジタル化してきた資料4,087件について、館内で保存用データを閲覧できるようにしておらず、その原資料を1万4,230回、閲覧の用に供している。

このことは、来館者に保存用データを閲覧させることで原資料の利用を減らし、劣化・損傷を防止する点からは、デジタル化の目的を果たせていないこととなり、適切でない。

これについて、図書館は「東京アーカイブ」によりインターネットで公開している2,981件の資料については、館内のインターネット接続により閲覧ができるとしている。しかし、本来、館内では解像度の低いインターネット公開用データではなく、資料の内容を詳細に見ることができる高解像度大容量の保存用データを閲覧できる態勢とする必要がある。このことから、資料の内容の閲覧を希望する者には保存用データを提供することで、原資料の利用頻度が減少し、原資料の劣化・損傷を防止できるところ、図書館はこれをしていない。このため、「東京アーカイブ」において公開している資料について、保存用データが原資料の利用頻度を減らして劣化・損傷を防止する観点からは十分には利用されていないと認められる。

また、「東京アーカイブ」において公開していない1,106件については、監査日現在、デジタル化したデータが、公開のためにも、原資料の劣化・損傷の防止のためにも利用されていないこととなり、そのデータの作成に要した経費を試算すると、表13のとおり、882万6,983円となる。

図書館は、閲覧による資料の劣化・損傷の防止を図るため、デジタル化したデータを館内で閲覧の用に供されたい。

(中央図書館)

(表13) 公開していないデジタル化資料のデジタル化費用

(単位：円、件)

デジタル化費用 (A)	デジタル化資料数 (B)	公開していない資料数 (C)	公開していない資料に かかるデジタル化費用 (A×C/B)
32,618,336	4,087	1,106	8,826,983

イ デジタル化資料の選定方針を定めるべきもの

中央図書館が平成26年度末において所蔵する東京関係資料は、図書22万2,155冊、新聞623紙、雑誌2,051誌に上り、全件のデジタル化は困難である。

一般に、資料のデジタル化の目的は、

- ① 原資料の利用による劣化・損傷の進行を媒体変換により防止すること
- ② インターネットにより、利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスを提供することである。

しかしながら、図書館は、デジタル化の方針について、「都立図書館フォローアップ3か年プラン」（計画年次：平成24年度～平成26年度）において、「資料の保存と利用の調和がとれるよう、江戸・東京に関するデジタル化を進め」と記載しているが、その内容は「① 江戸・東京情報のデジタル化と発信」及び「② デジタル化資料の一元的な管理の推進」として、デジタル化委託で作成した公開用データをデータベースとして整理し、インターネットで公開する「東京アーカイブ」の構築及び公開のみを定めている。

このため、

- ① 館内で高解像度の保存用データを閲覧させ、原資料の利用機会を減少させることで、劣化・損傷の防止を図る観点が含まれていない
- ② デジタル化資料の選定等に係る基本方針が表14のように具体的なものとなっていないなど、「都立図書館フォローアップ3か年プラン」は基本方針として適切でないものとなっている。

また、デジタル化する資料の選定に当たり、担当係において議論の上、担当課長が決定しているとしているものの、

- ① デジタル化の目的を明らかにせず、デジタル化資料の選定に当たって必要な基本方針やそれに沿ったデジタルデータの仕様（解像度、圧縮方式、圧縮率）を定めていない
- ② 選定時におけるデジタル化の理由を文書に明確に記録しておらず、決定していないことから、効率的にデジタル化を進めているか、個々の資料のデジタル化が必要であるかなどがわからない状況となっており、適切でない。

図書館は、資料のデジタル化の目的や基本方針を定めた上で、適切なプロセスを経て組織的にデジタル化する資料を選定されたい。

(中央図書館)

(表14) デジタル化の基本方針の具体例

項目	内容
デジタル化する資料の選定基準	・資料の唯一性・希少性 ・資料の劣化状況・保存の緊急性 ・資料の利用機会の拡大
デジタル化の範囲	・テキストデータの作成の範囲

「国立国会図書館の資料デジタル化に係る基本方針」（平成25年5月27日）に基づき作成

(財 産)

(13) 物品を適切に管理するとともに、契約の履行確認を適正に行うべきもの

都立学校教育部は、災害時対応のため、平成20年度に1台、平成23年度に2台、合計3台の非常用自家発電機を全都立学校（都外に所在する都立学校を除く）に配備している。部は、年1回これらの発電機の保守点検を実施しており、平成26年度は、表15のとおり、非常用自家発電機の保守点検委託契約（契約金額：272万5,380円、契約期間：平成26.12.25～平成27.3.31）をIと締結している。

当該非常用自家発電機点検票を見たところ、町田の丘学園においては、発電機3台のうち2台しか点検が実施されていなかった。

このことについて、部に確認を求めたところ、点検実施日（平成27.3.10）において、学校は発電機1台を見つけることができず、業者は2台しか点検を実施できなかったこと、また、監査日（平成27.6.1）現在においても、当該発電機を見つけられていない状況にあることが認められた。

学校は、通常施錠を行っていない、教職員が常時出入り可能な校舎内のスロープ下倉庫にて当該発電機を保管していた。また、東京都物品管理規則（昭和39年東京都規則第90号）及び東京都物品管理要綱によると、①物品の亡失があった場合には、物品亡失報告書を局長に提出しなければならないとされているが、監査日現在、学校は、当該発電機を捜索中であることを理由にその措置をとっておらず、②備品は物品管理システムに登録し、毎年度定期的に照合をしなければならないが、監査日現在、学校は平成23年度に取得した2台の発電機の登録をしておらず、照合も行っていなかった。

学校は、物品の管理を適切に行われたい。

また、部は、当該委託契約に係る履行確認を十分に行わないまま支払いをしており、その結果、点検を実施していない1台分（消費税込3,780円）を過大に支出しており、適正でない。

部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

(都立学校教育部)

(町田の丘学園)

(表15) 非常用自家発電機の保守点検委託契約

1台あたりの金額（税抜）	台数	合計金額（税込）
3,500円	721台	2,725,380円

(その他)

(14) 都立学校公開講座の広報を適切に行うべきもの

地域教育支援部は、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため、「都立学校開放事業運営の手引（平成26年度版）」（以下「手引」という。）を定め、都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放することとしている。

各学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」（以下「講座」という。）を実施している。手引によれば、必須の広報として講座の内容を東京都教育委員会ホームページ及び学校のホームページへ掲載することとしており、任意の広報として「広報東京都」や区市町村広報への掲載、チラシやポスター等を近隣の公共施設に置いてもらうこと等が規定されている。また、応募者が5名以下の場合は、講座の実施を見合わせることを原則としている。

ところで、豊島高等学校、練馬工業高等学校、世田谷泉高等学校、田柄高等学校において、講座の広報について見たところ、講座の内容を学校のホームページに掲載していなかったことが認められた。学校のホームページへの掲載は必須とされているにもかかわらず、実施しなかったことは適切でない。

また、荒川商業高等学校において講座「表計算ソフト基礎講座」の広報について見たところ、部により東京都教育委員会ホームページやパンフレットにおいて講座一覧表の一講座として掲載されたものの、学校のホームページへの掲載をはじめ、その他の広報も実施していなかったことが認められた。この結果、応募者が5名しか集まらず、講座が実施されなかったことは適切でない。

各学校は、講座の広報を適切に行われたい。

(豊島高等学校)

(練馬工業高等学校)

(世田谷泉高等学校)

(田柄高等学校)

(荒川商業高等学校)

(15) 学校徴収金の未納督促及び支出管理の方法について

学校教育活動で必要とされている経費には、税金等の収入によりまかなわれる公費と、保護者又は生徒（以下「保護者等」という。）が負担する私費がある。さらに、私費には制服や体操着等、保護者等が業者等に直接支払う経費と学校が保護者等から徴収する経費として積立金・補助教材費・給食費・PTA会費等の学校徴収金がある。学校徴収金については、東京都立学校の管理運営に関する規則にて、校長は、保護者等からの委任に基づき、学校徴収金の収納、管理及び支出に関する事務を処理すると定められている。

特別支援学校においても、障害のある幼児、児童及び生徒の自立や社会参加できる人材育成を目的として、一人ひとりの教育的ニーズを把握した学習を行うための必要な経費を学校徴収金として保護者等から徴収している。

また、都立学校教育部では「学校徴収金等事務手引（平成23年3月版）」（以下「手引」という。）にて、学校徴収金について取扱いを定めている。

そこで、各特別支援学校の学校徴収金の徴収方法等について確認したところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 就学奨励費受給申告者に対し未納督促を行うべきもの

都立学校教育部は、特別支援学校において障害のある幼児、児童及び生徒の就学を支援するため、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、通学費、校外活動費等といった保護者等が負担すべき教育関係費用の一部を就学奨励費として世帯収入等に応じた支給を行っている。

この就学奨励費は、受給対象者として認定されるのは毎年7月であるが、前年度において生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯として認定された世帯については、当年度も受給対象世帯（以下「生活保護受給世帯等」という。）として認定されることになっている。また、この就学奨励費の支給対象費用には、保護者等が負担する補助教材費や給食費等の学校徴収金も含まれており、生活保護受給世帯等には、限度額の範囲内において、保護者等が負担する費用の全額が就学奨励費として支給される。

ところで、清瀬特別支援学校では、給食費が未納の保護者等のうち、就学奨励費の受給を申告している者に対しては、文書催告以外の督促を行っていることが認められず、そのうち1名については文書催告も行っていない。その結果、その間未納額が増え続けている。

しかしながら、就学奨励費の受給対象者として認定される7月までの間、学校徴収金を未収のままにすることは適切でない。それは、7月に就学奨励費受給非対象者となった場合には、保護者等の支払い能力以上の未納額となる可能性があり、保護者等からの徴収が困難となるからである。生活保護受給世帯等を除き、学校は文書催告だけでなく、電話や来校時による面談等といった徴収努力を行うべきである。

学校は、生活保護受給世帯等を除く就学奨励費受給申告者に対し、受給対象者として認定されるまでの間に学校徴収金の納付を行わなかった場合については、効果的な未納督促を行われない。

部は、各学校に対し、生活保護受給世帯等を除いては、学校徴収金の未納者が就学奨励費受給対象者として認定されるまでの間は、効果的な未納督促を行うよう指導されたい。

（都立学校教育部）

（清瀬特別支援学校）

イ 学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの

各学校は、個人別管理簿等により学校徴収金の未納者に対する督促経過、滞納理由、滞納整理の状況を記録している。

ところで、八王子東特別支援学校では、学校徴収金の未納者に対し、1名を除き文書催告のみしか行っておらず、納付すべき月から3ヶ月以上未納が続いた場合にしか個人別管理簿を作成していない。また、未納者に対し電話等で直接交渉をしていた1名についても、平成26年4月から10月まで文書催告のみしか行っておらず、その結果、その間未納額が増え続けている。

このことから、学校は、速やかに電話や来校時の面談等による未納者への督促、未納の事情や支払いの見込み等の聴取をしていないと認められ適切でない。

そこで、個人別管理簿を作成する場合について確認したところ、都立学校教育部では「手引」にて、督促経過記録の様式は授業料と同様の個人別管理簿によることとしており、記載項目や記載内容については定めているものの、個人別管理簿の作成意義や作成時期については具体的に定めていない。

本来、個人別管理簿は、未納者との交渉内容や支払の約束等を記録しておくことで適時適切な催促が可能となるために作成するものであるから、電話や来校時による面談等、未納者と直接折衝を行った時点から作成しておくべきものである。

学校は、学校徴収金の未納者に対し、文書催告だけでなく未納者と直接交渉を行うことで適時適切に徴収を行い、折衝を行った時点から個人別管理簿を作成されたい。

部は、各学校に対し、学校徴収金の効果的な徴収のため未納者と直接折衝を行った時点から個人別管理簿を作成するよう指導されたい。

(都立学校教育部)

(八王子東特別支援学校)

(16) 学校徴収金(積立金)の個人別管理を適切に行うべきもの

学校では、授業料のほかに、個人負担とする経費として、生徒個人の所有となる教材の購入等に充てる積立金や給食費、生徒会費などの学校徴収金を生徒から徴収している。

都立学校教育部が定めた「学校徴収金等事務手引(平成23年3月版)」によると、学校は、個人別管理表を用いて各生徒の積立金の収支管理を行い、積立金の残高が不足する生徒がいる場合は、当該生徒の積立金の執行を停止することとされている。

ところで、学校における積立金の個人別管理の状況を見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

- ① 五日市高等学校では、4人の生徒について、積立金が未納であるにも関わらず、教材費等の支出を行っていたため、合計31,999円が残金不足のまま支出されていた。

- ② 翔陽高等学校では、2人の生徒について、積立金が未納であるにも関わらず、教材費等の支出を行っていたため、合計3,747円が残金不足のまま支出されていた。

各学校は、学校徴収金（積立金）の個人別管理を適切に行われたい。

(五日市高等学校)

(翔陽高等学校)